

改 定	現 行	備 考
<p data-bbox="359 510 1080 562">土木設計業務等共通仕様書（案）</p> <p data-bbox="373 678 1092 758">（建設省技調発第92号の1 昭和62年3月31日） （一部改定 国官技第495号 令和8年3月25日）</p>	<p data-bbox="1620 510 2341 562">土木設計業務等共通仕様書（案）</p> <p data-bbox="1635 678 2353 758">（建設省技調発第92号の1 昭和62年3月31日） （一部改定 国官技第511号 令和7年3月25日）</p>	

改 定	現 行	備 考
<p style="text-align: center;">第 1 編 共通編</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第 1 編 共通編 1</p> <p>第 1 章 総則 1</p> <p>第 1130 条 守秘義務 15</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1102 条 用語の定義</p> <p>共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 「発注者」とは、支出負担行為担当官若しくは分任支出負担行為担当官又は契約担当官若しくは分任契約担当官をいう。 「受注者」とは、設計業務等の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。 「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書第 9 条第 1 項に規定する者であり、総括調査員、主任調査員及び調査員を総称していう。 本仕様で規定されている総括調査員とは、総括調査業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議、および関連業務との調整のうち重要なものの処理を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における契約担当官等（会計法（平成 18 年 6 月 7 日改正法律第 53 号第 29 条の 3 第 1 項に規定する契約担当官をいう。））に対する報告等を行うとともに、主任調査員および調査員の指揮監督並びに調査業務のとりまとめを行う者をいう。 本仕様で規定されている主任調査員とは、主任調査業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議（重要なものおよび軽易なものを除く）の処理、業務の進捗状況の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査で重要なものの処理、関連業務との調整（重要なものを除く）の処理を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における総括調査員への報告を行うとともに、調査員の指揮監督並びに主任調査業務および一般調査業務のとりまとめを行う者をいう。 	<p style="text-align: center;">第 1 編 共通編</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第 1 編 共通編 1</p> <p>第 1 章 総則 1</p> <p>第 1130 条 守秘義務 16</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1102 条 用語の定義</p> <p>共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 「発注者」とは、支出負担行為担当官若しくは分任支出負担行為担当官又は契約担当官若しくは分任契約担当官をいう。 「受注者」とは、設計業務等の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。 「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書第 9 条第 1 項に規定する者であり、総括調査員、主任調査員及び調査員を総称していう。 本仕様で規定されている総括調査員とは、総括調査業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議、および関連業務との調整のうち重要なものの処理を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における契約担当官等（会計法（平成 18 年 6 月 7 日改正法律第 53 号第 29 条の 3 第 1 項に規定する契約担当官をいう。））に対する報告等を行うとともに、主任調査員および調査員の指揮監督並びに調査業務のとりまとめを行う者をいう。 本仕様で規定されている主任調査員とは、主任調査業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議（重要なものおよび軽易なものを除く）の処理、業務の進捗状況の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査で重要なものの処理、関連業務との調整（重要なものを除く）の処理を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における総括調査員への報告を行うとともに、調査員の指揮監督並びに主任調査業務および一般調査業務のとりまとめを行う者をいう。 	

改 定	現 行	備 考
<p>6. 本仕様で規定されている調査員とは、一般調査業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議で軽易なものの処理、業務の進捗状況の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照会その他契約の履行状況の調査（重要なものを除く）を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における主任調査員への報告を行うとともに、一般調査業務のとりまとめを行う者をいう。</p> <p>7. 「検査職員」とは、設計業務等の完了検査及び指定部分に係る検査にあたって、契約書第 32 条第 2 項の規定に基づき、検査を行う者をいう。</p> <p>8. 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第 10 条第 1 項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。</p> <p>9. 「照査技術者」とは、成果物の内容について技術上の照査を行う者で、契約書第 11 条第 1 項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。</p> <p>10. 「担当技術者」とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。</p> <p>11. 「同等の能力と経験を有する技術者」とは、当該設計業務等に関する技術上の知識を有する者で、特記仕様書で規定する者又は発注者が承諾した者をいう。</p> <p>12. 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。</p> <p>13. 「契約書」とは、「土木設計業務等委託契約書の制定について」（平成 7 年 6 月 30 日付け建設省厚契発第 26 号）、別冊土木設計業務等委託契約書をいう。</p> <p>14. 「設計図書」とは、仕様書、図面、数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。</p> <p>15. 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。</p> <p>16. 「共通仕様書」とは、各設計業務等に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。</p> <p>17. 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該設計業務等の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。</p> <p>18. 「数量総括表」とは、設計業務等に関する工種、設計数量および規格を示した書類をいう。</p> <p>19. 「現場説明書」とは、設計業務等の入札等に参加する者に対して、発注者が当該設計業務等の契約条件を説明するための書類をいう。</p> <p>20. 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。</p> <p>21. 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。</p> <p>22. 「指示」とは、調査職員が受注者に対し、設計業務等の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。</p>	<p>6. 本仕様で規定されている調査員とは、一般調査業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議で軽易なものの処理、業務の進捗状況の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照会その他契約の履行状況の調査（重要なものを除く）を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における主任調査員への報告を行うとともに、一般調査業務のとりまとめを行う者をいう。</p> <p>7. 「検査職員」とは、設計業務等の完了検査及び指定部分に係る検査にあたって、契約書第 32 条第 2 項の規定に基づき、検査を行う者をいう。</p> <p>8. 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第 10 条第 1 項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。</p> <p>9. 「照査技術者」とは、成果物の内容について技術上の照査を行う者で、契約書第 11 条第 1 項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。</p> <p>10. 「担当技術者」とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。</p> <p>11. 「同等の能力と経験を有する技術者」とは、当該設計業務等に関する技術上の知識を有する者で、特記仕様書で規定する者又は発注者が承諾した者をいう。</p> <p>12. 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。</p> <p>13. 「契約書」とは、「土木設計業務等委託契約書の制定について」（平成 7 年 6 月 30 日付け建設省厚契発第 26 号）、別冊土木設計業務等委託契約書をいう。</p> <p>14. 「設計図書」とは、仕様書、図面、数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。</p> <p>15. 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。</p> <p>16. 「共通仕様書」とは、各設計業務等に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。</p> <p>17. 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該設計業務等の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。</p> <p>18. 「数量総括表」とは、設計業務等に関する工種、設計数量および規格を示した書類をいう。</p> <p>19. 「現場説明書」とは、設計業務等の入札等に参加する者に対して、発注者が当該設計業務等の契約条件を説明するための書類をいう。</p> <p>20. 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。</p> <p>21. 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。</p> <p>22. 「指示」とは、調査職員が受注者に対し、設計業務等の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>23. 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。</p> <p>24. 「通知」とは、発注者若しくは調査職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは調査職員に対し、設計業務等に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。</p> <p>25. 「報告」とは、受注者が調査職員に対し、設計業務等の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。</p> <p>26. 「申出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。</p> <p>27. 「承諾」とは、受注者が調査職員に対し、書面で申し出た設計業務等の遂行上必要な事項について、調査職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。</p> <p>28. 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。</p> <p>29. 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。</p> <p>30. 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者又は調査職員と受注者が対等の立場で合議することをいう。</p> <p>31. 「提出」とは、受注者が調査職員に対し、設計業務等に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。</p> <p>32. 「提示」とは、受注者が調査職員または検査職員に対し業務に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。</p> <p>33. 「連絡」とは、調査職員と受注者の間で、契約書第 18 条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。 なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。</p> <p>34. 「電子納品」とは、電子成果品を納品することをいう。</p> <p>35. 「情報共有システム」とは、調査職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。 なお、本システムを用いて作成及び提出等を行ったものについては、別途紙に出力して提出しないものとする。</p> <p>36. 「書面」とは、打合せ簿等の帳票をいい、情報共有システムを用いて作成され、指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答、協議、提出、提示が行われたものを有効とする。 ただし、やむを得ず、情報共有システムを用いない場合は、発行年月日を記載し、記名（署名または押印を含む）したものも有効とする。</p> <p>37. 「照査」とは、受注者が、発注条件、設計の考え方、構造細目等の確認及び計算書等の検算等の成果の確認をすることをいう。</p> <p>38. 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が設計業務等の完了を確認することをいう。</p>	<p>23. 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。</p> <p>24. 「通知」とは、発注者若しくは調査職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは調査職員に対し、設計業務等に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。</p> <p>25. 「報告」とは、受注者が調査職員に対し、設計業務等の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。</p> <p>26. 「申出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。</p> <p>27. 「承諾」とは、受注者が調査職員に対し、書面で申し出た設計業務等の遂行上必要な事項について、調査職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。</p> <p>28. 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。</p> <p>29. 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。</p> <p>30. 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者又は調査職員と受注者が対等の立場で合議することをいう。</p> <p>31. 「提出」とは、受注者が調査職員に対し、設計業務等に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。</p> <p>32. 「提示」とは、受注者が調査職員または検査職員に対し業務に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。</p> <p>33. 「連絡」とは、調査職員と受注者の間で、契約書第 18 条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。 なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。</p> <p>34. 「電子納品」とは、電子成果品を納品することをいう。</p> <p>35. 「情報共有システム」とは、調査職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。 なお、本システムを用いて作成及び提出等を行ったものについては、別途紙に出力して提出しないものとする。</p> <p>36. 「書面」とは、打合せ簿等の帳票をいい、発行年月日を記録し、記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。 ただし、情報共有システムを用いて作成し、指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答、協議、提出、提示する場合は、記名がなくても有効とする。</p> <p>37. 「照査」とは、受注者が、発注条件、設計の考え方、構造細目等の確認及び計算書等の検算等の成果の確認をすることをいう。</p> <p>38. 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が設計業務等の完了を確認することをいう。</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>39. 「打合せ」とは、設計業務等を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と調査職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。</p> <p>40. 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。</p> <p>41. 「協力者」とは、受注者が設計業務等の遂行にあたって、再委託する者をいう。</p> <p>42. 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。</p> <p>43. 「了解」とは、契約図書に基づき、調査職員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。</p> <p>44. 「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、調査職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。</p> <p>第1117条 成果物の提出</p> <p>1. 受注者は、設計業務等が完了したときは、設計図書に示す成果物（設計図書で照査技術者による照査が定められた場合は照査報告書を含む。）を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。</p> <p>2. 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は調査職員の指示する場合で、同意した場合は履行期間途中においても、成果物の部分引き渡しを行うものとする。</p> <p>3. 受注者は、成果物において使用する計量単位は、国際単位系（S I）とする。</p> <p>4. 受注者は、「土木設計業務等の電子納品要領（国土交通省・令和6年3月）（以下「要領」という。）」に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。</p> <p>「要領」で特に記載が無い項目については、調査職員と協議のうえ決定するものとする。</p> <p>なお、電子納品に対応するための措置については「電子納品運用ガイドライン【業務編】（国土交通省・令和6年3月）」に基づくものとする。</p> <p>第1119条 検査</p> <p>1. 受注者は、契約書第32条第1項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、調査職員に提出していなければならない。</p> <p>2. 発注者は、設計業務等の検査に先立って受注者に対して検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合検査に要する費用は受注者の負担とする。</p> <p>3. 検査職員は、調査職員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を</p>	<p>39. 「打合せ」とは、設計業務等を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と調査職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。</p> <p>40. 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。</p> <p>41. 「協力者」とは、受注者が設計業務等の遂行にあたって、再委託する者をいう。</p> <p>42. 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。</p> <p>43. 「了解」とは、契約図書に基づき、調査職員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。</p> <p>44. 「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、調査職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。</p> <p>第1117条 成果物の提出</p> <p>1. 受注者は、設計業務等が完了したときは、設計図書に示す成果物（設計図書で照査技術者による照査が定められた場合は照査報告書を含む。）を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。</p> <p>2. 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は調査職員の指示する場合で、同意した場合は履行期間途中においても、成果物の部分引き渡しを行うものとする。</p> <p>3. 受注者は、成果物において使用する計量単位は、国際単位系（S I）とする。</p> <p>4. 受注者は、「土木設計業務等の電子納品要領（国土交通省・令和4年3月）（以下「要領」という。）」に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。</p> <p>「要領」で特に記載が無い項目については、調査職員と協議のうえ決定するものとする。</p> <p>なお、電子納品に対応するための措置については「電子納品運用ガイドライン【業務編】（国土交通省・令和5年3月）」に基づくものとする。</p> <p>第1119条 検査</p> <p>1. 受注者は、契約書第32条第1項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、調査職員に提出していなければならない。</p> <p>2. 発注者は、設計業務等の検査に先立って受注者に対して検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合検査に要する費用は受注者の負担とする。</p> <p>3. 検査職員は、調査職員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>行うものとする。</p> <p>(1) 設計業務等成果物の検査 (2) 設計業務等管理状況の検査</p> <p>設計業務等の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。 なお、電子納品の検査時の対応については「電子納品運用ガイドライン【業務編】（国土交通省・令和6年3月）」に基づくものとする。</p> <p>第1135条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更</p> <p>1. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ調査職員と協議するものとする。</p> <p>2. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、休日等又は夜間に作業を行う場合は、事前にその理由を調査職員に連絡しなければならない。ただし、現道上の作業については書面により提出しなければならない。</p> <p>第1140条 新技術の活用について</p> <p>受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用することにより、活用することが有用と思われる NETIS 登録技術が明らかになった場合は、調査職員に報告するものとする。</p> <p>受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）に登録されている技術を活用して業務を実施する場合には、「「公共工事等における新技術活用スキーム」実施要領」（令和7年4月一部改正）により以下の各号に掲げる措置をしなければならない。</p> <p>1. 受注者は、発注者指定型により NETIS 登録技術の活用が設計図書で指定されている場合は当該業務が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS 登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない。</p> <p>2. 受注者は、施工者選定型により NETIS 登録技術を活用した業務を行う場合、新技術活用計画書を発注者に提出しなければならない。また、当該業務が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS 登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない</p>	<p>行うものとする。</p> <p>(1) 設計業務等成果物の検査 (2) 設計業務等管理状況の検査</p> <p>設計業務等の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。 なお、電子納品の検査時の対応については「電子納品運用ガイドライン【業務編】（国土交通省・令和4年3月）」に基づくものとする。</p> <p>第1135条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更</p> <p>1. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ調査職員と協議するものとする。</p> <p>2. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、休日等又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を調査職員に提出しなければならない。</p> <p>第1140条 新技術の活用について</p> <p>受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用することにより、活用することが有用と思われる NETIS 登録技術が明らかになった場合は、調査職員に報告するものとする。</p> <p>受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）に登録されている技術を活用して業務を実施する場合には、「「公共工事等における新技術活用スキーム」実施要領」（令和6年4月一部改正）により以下の各号に掲げる措置をしなければならない。</p> <p>1. 受注者は、発注者指定型により NETIS 登録技術の活用が設計図書で指定されている場合は当該業務が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS 登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない。</p> <p>2. 受注者は、施工者希望型により NETIS 登録技術を活用した業務を行う場合、新技術活用計画書を発注者に提出しなければならない。また、当該業務が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS 登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない</p>	

改 定	現 行	備 考
<p style="text-align: center;">第 2 章 設計業務等一般</p> <p>第1209条 設計業務の条件</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 受注者は、業務の着手にあたり、第 1113 条に定める貸与資料、第 1201 条に定める技術基準等及び設計図書を基に設計条件を設定し、調査職員の承諾を得るものとする。また、受注者は、これらの図書等に示されていない設計条件を設定する必要がある場合は、事前に調査職員の指示または承諾を受けなければならない。 2. 受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、第 1113 条に定める貸与資料等及び設計図書に示す設計事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、調査職員の承諾を得るものとする。 3. 受注者は、本条 2 項において、第 1113 条の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を調査職員と協議するものとする。 4. 受注者は、設計図書及び第 1201 条に定める技術基準等に示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等について、その理由を付して調査職員の承諾を得るものとする。 5. 受注者は、設計に当たって特許工法等特殊な工法を使用する場合には、調査職員の承諾を得るものとする。 6. 設計に採用する材料、製品は原則として J I S、J A S の規格品及びこれと同等品以上とするものとする。 7. 設計において、土木構造物標準設計図集（建設省（国土交通省））に集録されている構造物については、発注者は、採用構造物名の呼び名を設計図書に明示し、受注者はこれを遵守するものとする。なお、これらに定められた数量計算は単位当たり数量をもととして行うものとする。 8. 受注者は、設計計算書の計算に使用した理論、公式の引用、文献等並びにその計算過程を明記するものとする。 9. 受注者は、設計にあたって建設副産物の発生、抑制、再利用の促進等の視点を取り入れた設計を行うものとする。 また、建設副産物の検討成果として、リサイクル計画書を作成するものとする。 10. 電子計算機によって設計計算を行う場合は、プログラムと使用機種について事前に調査職員と協議するものとする。 11. 受注者は、概略設計又は予備設計を行った結果、後段階の設計において一層の生産性向上の検討の余地が残されている場合は、最適案として選定された 1 ケースについて生産性向上の観点より、形状、構造、使用材料、施工方法等に 	<p style="text-align: center;">第 2 章 設計業務等一般</p> <p>第1209条 設計業務の条件</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 受注者は、業務の着手にあたり、第 1113 条に定める貸与資料、第 1201 条に定める技術基準等及び設計図書を基に設計条件を設定し、調査職員の承諾を得るものとする。また、受注者は、これらの図書等に示されていない設計条件を設定する必要がある場合は、事前に調査職員の指示または承諾を受けなければならない。 2. 受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、第 1113 条に定める貸与資料等及び設計図書に示す設計事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、調査職員の承諾を得るものとする。 3. 受注者は、本条 2 項において、第 1113 条の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を調査職員と協議するものとする。 4. 受注者は、設計図書及び第 1201 条に定める技術基準等に示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等について、その理由を付して調査職員の承諾を得るものとする。 5. 受注者は、設計に当たって特許工法等特殊な工法を使用する場合には、調査職員の承諾を得るものとする。 6. 設計に採用する材料、製品は原則として J I S、J A S の規格品及びこれと同等品以上とするものとする。 7. 設計において、土木構造物標準設計図集（建設省（国土交通省））に集録されている構造物については、発注者は、採用構造物名の呼び名を設計図書に明示し、受注者はこれを遵守するものとする。なお、これらに定められた数量計算は単位当たり数量をもととして行うものとする。 8. 受注者は、設計計算書の計算に使用した理論、公式の引用、文献等並びにその計算過程を明記するものとする。 9. 受注者は、設計にあたって建設副産物の発生、抑制、再利用の促進等の視点を取り入れた設計を行うものとする。 また、建設副産物の検討成果として、リサイクル計画書を作成するものとする。 10. 電子計算機によって設計計算を行う場合は、プログラムと使用機種について事前に調査職員と協議するものとする。 11. 受注者は、概略設計又は予備設計を行った結果、後段階の設計において一層の生産性向上の検討の余地が残されている場合は、最適案として選定された 1 ケースについて生産性向上の観点より、形状、構造、使用材料、施工方法等に 	

改 定	現 行	備 考
<p>ついて、後設計時に検討すべき生産性向上の提案を行うものとする。</p> <p>この提案は概略設計又は予備設計を実施した受注者がその設計を通じて得た着目点・留意事項等（生産性向上の観点から後設計時に一層の検討を行うべき事項等）について、後設計を実施する技術者に情報を適切に引き継ぐためのものであり、本提案のために新たな計算等の作業を行う必要はない。</p> <p>12. 受注者は、概略設計又は予備設計における比較案の提案、評価及び検討をする場合には、従来技術に加えて、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、「設計段階における新技術・新工法検討の手引き」に基づき、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行うものとする。なお、従来技術の検討においては、NETIS掲載期間終了技術についても、技術の優位性や活用状況を考慮して検討の対象に含めることとする。</p> <p>また、受注者は、詳細設計における工法等の選定においては、従来技術（NETIS掲載期間終了技術を含む）に加えて、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、「設計段階における新技術・新工法検討の手引き」に基づき、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行い、調査職員と協議のうえ、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。</p>	<p>ついて、後設計時に検討すべき生産性向上の提案を行うものとする。</p> <p>この提案は概略設計又は予備設計を実施した受注者がその設計を通じて得た着目点・留意事項等（生産性向上の観点から後設計時に一層の検討を行うべき事項等）について、後設計を実施する技術者に情報を適切に引き継ぐためのものであり、本提案のために新たな計算等の作業を行う必要はない。</p> <p>12. 受注者は、概略設計又は予備設計における比較案の提案、評価及び検討をする場合には、従来技術に加えて、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行うものとする。なお、従来技術の検討においては、NETIS掲載期間終了技術についても、技術の優位性や活用状況を考慮して検討の対象に含めることとする。</p> <p>また、受注者は、詳細設計における工法等の選定においては、従来技術（NETIS掲載期間終了技術を含む）に加えて、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行い、調査職員と協議のうえ、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。</p>	

改 定

現 行

備 考

(参考) 主要技術基準及び参考図書

(参考) 主要技術基準及び参考図書

R8.3 現在

R7.3 現在

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
〔1〕 共 通			
1	国土交通省制定 土木構造物標準設計	全日本建設技術協会	—
2	土木製図基準[2009年改訂版]	土木学会	H21.2
3	水理公式集 2018年版	土木学会	R元.3
4	JISハンドブック	日本規格協会	最新版
5	土木工事安全施工技術指針	国土交通省	R8.3
6	建設工事公衆災害防止対策要綱の解説(土木工事編)	国土交通省	R元.9
7	建設機械施工安全技術指針	国土交通省	H17.3
8	建設機械施工安全技術指針 指針本文とその解説	日本建設機械施工協会	H18.2
9	移動式クレーン、杭打機等の支持地盤養生マニュアル	日本建設機械施工協会	H12.3
10	土木工事共通仕様書	国土交通省	R8.3
11	地盤調査の方法と解説(2分冊)	地盤工学会	H25.3
12	地盤材料試験の方法と解説(2分冊)	地盤工学会	R2.12
13	地質・土質調査成果電子納品要領	国土交通省	H28.10
14	公共測量 作業規程の準則	国土交通省	R5.3
15	公共測量 作業規程の準則 基準点測量記載要領	日本測量協会	R5.3
16	公共測量 作業規程の準則(平成28年3月31日改正版) 解説と運用 基準点測量、応用測量編	日本測量協会	R6.4
17	公共測量 作業規程の準則(平成28年3月31日改正版) 解説と運用 地形測量及び写真測量編	日本測量協会	R6.6
18	測量成果電子納品要領	国土交通省	R6.3
19	測地成果 2000 導入に伴う公共測量成果座標変換マニュアル	国土地理院	H19.11
20	基本水準点の 2000 年度平均成果改定に伴う公共水準点成果改訂マニュアル(案)	国土地理院	H13.5
21	公共測量成果改定マニュアル	国土地理院	R6.2
22	電子納品運用ガイドライン【業務編】	国土交通省	R6.3
23	電子納品運用ガイドライン【測量編】	国土交通省	R6.3
24	電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】	国土交通省	H30.3
25	2022年制定 コンクリート標準示方書【設計編】	土木学会	R5.3
26	2023年制定 舗装標準示方書	土木学会	R5.10
27	2023年制定 コンクリート標準示方書【ダムコンクリート編】	土木学会	R5.9

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
〔1〕 共 通			
1	国土交通省制定 土木構造物標準設計	全日本建設技術協会	—
2	土木製図基準[2009年改訂版]	土木学会	H21.2
3	水理公式集 2018年版	土木学会	R元.3
4	JISハンドブック	日本規格協会	最新版
5	土木工事安全施工技術指針	国土交通省	R7.3
6	建設工事公衆災害防止対策要綱の解説(土木工事編)	国土交通省	R元.9
7	建設機械施工安全技術指針	国土交通省	H17.3
8	建設機械施工安全技術指針 指針本文とその解説	日本建設機械施工協会	H18.2
9	移動式クレーン、杭打機等の支持地盤養生マニュアル	日本建設機械施工協会	H12.3
10	土木工事共通仕様書	国土交通省	R7.3
11	地盤調査の方法と解説(2分冊)	地盤工学会	H25.3
12	地盤材料試験の方法と解説(2分冊)	地盤工学会	R2.12
13	地質・土質調査成果電子納品要領	国土交通省	H28.10
14	公共測量 作業規程の準則	国土交通省	R5.3
15	公共測量 作業規程の準則 基準点測量記載要領	日本測量協会	R5.3
16	公共測量 作業規程の準則(平成28年3月31日改正版) 解説と運用 基準点測量、応用測量編	日本測量協会	R6.4
17	公共測量 作業規程の準則(平成28年3月31日改正版) 解説と運用 地形測量及び写真測量編	日本測量協会	R6.6
18	測量成果電子納品要領	国土交通省	R6.3
19	測地成果 2000 導入に伴う公共測量成果座標変換マニュアル	国土地理院	H19.11
20	基本水準点の 2000 年度平均成果改定に伴う公共水準点成果改訂マニュアル(案)	国土地理院	H13.5
21	公共測量成果改定マニュアル	国土地理院	R6.2
22	電子納品運用ガイドライン【業務編】	国土交通省	R6.3
23	電子納品運用ガイドライン【測量編】	国土交通省	R6.3
24	電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】	国土交通省	H30.3
25	2022年制定 コンクリート標準示方書【設計編】	土木学会	R5.3
26	2023年制定 舗装標準示方書	土木学会	R5.10
27	2023年制定 コンクリート標準示方書【ダムコンクリート編】	土木学会	R5.9

改 定				現 行				備 考			
28	2023年制定 コンクリート標準示方書【土木学会規 準および関連規準】+【JIS規格集】	土木学会	R5.10	28	2023年制定 コンクリート標準示方書【土木学会規 準および関連規準】+【JIS規格集】	土木学会	R5.10				
29	2022年制定 コンクリート標準示方書【維持管理編】	土木学会	R5.3	29	2022年制定 コンクリート標準示方書【維持管理編】	土木学会	R5.3				
30	2023年制定 コンクリート標準示方書【施工編】	土木学会	R5.9	30	2023年制定 コンクリート標準示方書【施工編】	土木学会	R5.9				
31	2022年制定 コンクリート標準示方書【基本原則編】	土木学会	R6.9	31	2022年制定 コンクリート標準示方書【基本原則編】	土木学会	R6.9				
32	土木設計業務等の電子納品要領	国土交通省	R6.3	32	土木設計業務等の電子納品要領	国土交通省	R2.3				
33	CAD製図基準	国土交通省	H29.3	33	CAD製図基準	国土交通省	H29.3				
34	CAD製図基準に関する運用ガイドライン	国土交通省	H29.3	34	CAD製図基準に関する運用ガイドライン	国土交通省	H29.3				
35	デジタル写真管理情報基準	国土交通省	R5.3	35	デジタル写真管理情報基準	国土交通省	R5.3				
36	ボーリング柱状図作成及びボーリングコア取扱い・保 管要領（案）・同解説	一般社団法人全国地質調 査業協会 社会基盤情報標準化委員 会	H27.6	36	ボーリング柱状図作成及びボーリングコア取扱い・保 管要領（案）・同解説	一般社団法人全国地質調 査業協会 社会基盤情報標準化委員 会	H27.6				
37	コンクリートライブラリー66号 プレストレストコンクリート工法設計施工指針	土木学会	H3.4	37	コンクリートライブラリー66号 プレストレストコンクリート工法設計施工指針	土木学会	H3.4				
38	2016年制定 トンネル標準示方書〔共通編〕・同解説/ 〔山岳工法編〕・同解説	土木学会	H28.8	38	2016年制定 トンネル標準示方書〔共通編〕・同解説/ 〔山岳工法編〕・同解説	土木学会	H28.8				
39	2016年制定 トンネル標準示方書〔共通編〕・同解説/ 〔シールド工法編〕・同解説	土木学会	H28.8	39	2016年制定 トンネル標準示方書〔共通編〕・同解説/ 〔シールド工法編〕・同解説	土木学会	H28.8				
40	2016年制定 トンネル標準示方書〔共通編〕・同解説/ 〔開削工法編〕・同解説	土木学会	H28.8	40	2016年制定 トンネル標準示方書〔共通編〕・同解説/ 〔開削工法編〕・同解説	土木学会	H28.8				
41	地中送電用深部立坑、洞道の調査・設計・施工・計測 指針	日本トンネル技術協会	S57.3	41	地中送電用深部立坑、洞道の調査・設計・施工・計測 指針	日本トンネル技術協会	S57.3				
42	地中構造物の建設に伴う近接施工指針(改訂版)	日本トンネル技術協会	H11.2	42	地中構造物の建設に伴う近接施工指針(改訂版)	日本トンネル技術協会	H11.2				
43	日本下水道協会規格（J S W A S） シールド工用標準セグメント（A-3, 4）	日本下水道協会	R6.4	43	日本下水道協会規格（J S W A S） シールド工用標準セグメント（A-3, 4）	日本下水道協会	H13.7				
44	除雪・防雪ハンドブック（除雪編）、（防雪編）	日本建設機械施工協会	H16.12	44	除雪・防雪ハンドブック（除雪編）、（防雪編）	日本建設機械施工協会	H16.12				
45	軟岩評価－調査・設計・施工への適用	土木学会	H4.11	45	軟岩評価－調査・設計・施工への適用	土木学会	H4.11				
46	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 （JGS4101-2012）	地盤工学会	H24.5	46	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 （JGS4101-2012）	地盤工学会	H24.5				
47	グラウンドアンカー施工のための手引書	日本アンカー協会	H15.5	47	グラウンドアンカー施工のための手引書	日本アンカー協会	H15.5				
48	ジェットグラウト工法技術資料	日本ジェットグラウト協 会	R6.10	48	ジェットグラウト工法技術資料	日本ジェットグラウト協 会	R6.10				
49	ジェットグラウト工法(積算資料)	日本ジェットグラウト協 会	R6.10	49	ジェットグラウト工法(積算資料)	日本ジェットグラウト協 会	R6.10				
50	大深度土留め設計・施工指針(案)	先端建設技術センター	H6.10	50	大深度土留め設計・施工指針(案)	先端建設技術センター	H6.10				
51	土木研究所資料 大規模地下構造物の耐震設計法、ガイ ドライン	建設省土木研究所	H4.3	51	土木研究所資料 大規模地下構造物の耐震設計法、ガイ ドライン	建設省土木研究所	H4.3				

(R8)

工 種	土木設計業務等共通仕様書（案）
-----	-----------------

改 定				現 行				備 考			
52	薬液注入工法の設計施工指針	日本グラウト協会	平成元. 6	52	薬液注入工法の設計施工指針	日本グラウト協会	平成元. 6				
53	薬液注入工法設計資料	日本グラウト協会	R7. 6	53	薬液注入工法設計資料	日本グラウト協会	H30				
54	薬液注入工法積算資料	日本グラウト協会	R7. 6	54	薬液注入工法積算資料	日本グラウト協会	R6. 6				
55	近接基礎設計施工要領（案）	建設省土木研究所	S58. 6	55	近接基礎設計施工要領（案）	建設省土木研究所	S58. 6				
56	煙・熱感知連動機構・装置等の設置及び維持に関する運用指針	日本火災報知器工業会	H19. 7	56	煙・熱感知連動機構・装置等の設置及び維持に関する運用指針	日本火災報知器工業会	H19. 7				
57	高圧受電設備規程	日本電気協会	R7. 11	57	高圧受電設備規程	日本電気協会	R2				
58	防災設備に関する指針-電源と配線及び非常用の照明装置- 2004 年版	日本電設工業協会	H16. 9	58	防災設備に関する指針-電源と配線及び非常用の照明装置- 2004 年版	日本電設工業協会	H16. 9				
59	昇降機設計・施工上の指導指針	日本建築設備・昇降機センター	H7. 8	59	昇降機設計・施工上の指導指針	日本建築設備・昇降機センター	H7. 8				
60	日本建設機械要覧 2022 年版	日本建設機械施工協会	R4. 3	60	日本建設機械要覧 2022 年版	日本建設機械施工協会	R4. 3				
61	建設工事に伴う騒音振動対策ハンドブック(第3版)	日本建設機械施工協会	H13. 2	61	建設工事に伴う騒音振動対策ハンドブック(第3版)	日本建設機械施工協会	H13. 2				
62	建設発生土利用技術マニュアル 第4班	土木研究センター	H25. 11	62	建設発生土利用技術マニュアル 第4班	土木研究センター	H25. 11				
63	[新訂]建設副産物適正処理推進要綱の解説	建設副産物リサイクル 広報推進会議	H14. 11	63	[新訂]建設副産物適正処理推進要綱の解説	建設副産物リサイクル 広報推進会議	H14. 11				
64	災害復旧工事の設計要領	全国防災協会	R6. 8	64	災害復旧工事の設計要領	全国防災協会	R6. 8				
65	製品仕様による数値地形図データ作成ガイドライン改訂版（案）	国土地理院	H20. 3	65	製品仕様による数値地形図データ作成ガイドライン改訂版（案）	国土地理院	H20. 3				
66	基盤地図情報原型データベース地理空間データ製品仕様書(案)【数値地形図編】 第2.3版	国土地理院	H26. 4	66	基盤地図情報原型データベース地理空間データ製品仕様書(案)【数値地形図編】 第2.3版	国土地理院	H26. 4				
67	地すべり観測便覧	斜面防災対策技術協会	H24. 5	67	地すべり観測便覧	斜面防災対策技術協会	H24. 5				
68	地すべり対策技術設計実施要領 H19 年度版	斜面防災対策技術協会	H19. 11	68	地すべり対策技術設計実施要領 H19 年度版	斜面防災対策技術協会	H19. 11				
69	「猛禽類保護の進め方（改訂版）-特にイヌワシ、クマタカ、オオタカ-」	環境省	H24. 12	69	「猛禽類保護の進め方（改訂版）-特にイヌワシ、クマタカ、オオタカ-」	環境省	H24. 12				
70	環境大気常時監視マニュアル 第6版	環境省 水・大気環境局	H22. 3	70	環境大気常時監視マニュアル 第6版	環境省 水・大気環境局	H22. 3				
71	騒音に係わる環境基準の評価マニュアルⅠ. 基本評価編	環境庁	H27. 10	71	騒音に係わる環境基準の評価マニュアルⅠ. 基本評価編	環境庁	H27. 10				
72	騒音に係わる環境基準の評価マニュアルⅡ. 地域評価編（道路に面する地域）	環境庁	H12. 4	72	騒音に係わる環境基準の評価マニュアルⅡ. 地域評価編（道路に面する地域）	環境庁	H12. 4				
73	面的評価支援システム操作マニュアル（本編）Ver. 4. 1	環境省 水・大気環境局	R6. 3	73	面的評価支援システム操作マニュアル（本編）Ver. 4. 1	環境省 水・大気環境局	R6. 3				
74	改訂解説・工作物設置許可基準	国土技術研究センター	H10. 11	74	改訂解説・工作物設置許可基準	国土技術研究センター	H10. 11				
75	地理空間データ製品仕様書作成マニュアル	国土地理院	R2. 11	75	地理空間データ製品仕様書作成マニュアル	国土地理院	R2. 11				
76	製品仕様書等サンプル 基準点測量	国土地理院	R6. 11	76	製品仕様書等サンプル 基準点測量	国土地理院	R6. 11				
77	製品仕様書等サンプル 水準測量	国土地理院	R6. 9	77	製品仕様書等サンプル 水準測量	国土地理院	R6. 9				
78	製品仕様書等サンプル 数値地形図	国土地理院	R6. 9	78	製品仕様書等サンプル 数値地形図	国土地理院	R6. 9				

(R8)

工種	土木設計業務等共通仕様書(案)
----	-----------------

改定				現行		備考			
79	製品仕様書等サンプル 撮影(標定点の設置、撮影、同時調整)	国土地理院	R6.9	79	製品仕様書等サンプル 撮影(標定点の設置、撮影、同時調整)	国土地理院	R6.9		
80	製品仕様書等サンプル 写真地図作成	国土地理院	R6.9	80	製品仕様書等サンプル 写真地図作成	国土地理院	R6.9		
81	製品仕様書等サンプル 航空レーザ測量	国土地理院	R6.9	81	製品仕様書等サンプル 航空レーザ測量	国土地理院	R6.9		
82	製品仕様書等サンプル 応用測量	国土地理院	R6.9	82	製品仕様書等サンプル 応用測量	国土地理院	R6.9		
83	製品仕様書等サンプル 三次元点群データ作成	国土地理院	R6.9	83	製品仕様書等サンプル 三次元点群データ作成	国土地理院	R6.9		
84	土木工事数量算出要領	国土交通省	R7.4	84	土木工事数量算出要領(案)	国土交通省	R6		
85	土木工事数量算出要領 数量集計表様式(案)	国土交通省	R2.4	85	土木工事数量算出要領 数量集計表様式(案)	国土交通省	R2.4		
86	移動計測車両による測量システムを用いる数値地形図データ作成マニュアル(案)	国土地理院	H24.5	86	移動計測車両による測量システムを用いる数値地形図データ作成マニュアル(案)	国土地理院	H24.5		
87	GNSS測量による標高の測量マニュアル	国土地理院	H30.2	87	GNSS測量による標高の測量マニュアル	国土地理院	H29.2		
88	電子基準点のみを既知点とした基準点測量マニュアル	国土地理院	H27.7	88	電子基準点のみを既知点とした基準点測量マニュアル	国土地理院	H27.7		
89	マルチGNSS測量マニュアル(案) 近代化GPS、Galileo等の活用	国土地理院	R2.6	89	マルチGNSS測量マニュアル(案) 近代化GPS、Galileo等の活用	国土地理院	R2.6		
90	公共測量におけるセミ・ダイナミック補正マニュアル	国土地理院	H25.6	90	公共測量におけるセミ・ダイナミック補正マニュアル	国土地理院	H25.6		
91	公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン	国土交通省	H20.4	91	公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン	国土交通省	H20.4		
92	国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針(案)	国土交通省	H21.4	92	国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針(案)	国土交通省	H21.4		
93	斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン	厚生労働省	H27.6	93	斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン	厚生労働省	H27.6		
94	土木工事に関するプレキャストコンクリート製品の設計条件明示要領(案)	国土交通省	H28.3	94	土木工事に関するプレキャストコンクリート製品の設計条件明示要領(案)	国土交通省	H28.3		
95	機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン	機械式鉄筋定着工法技術検討委員会	H28.7	95	機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン	機械式鉄筋定着工法技術検討委員会	H28.7		
96	現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン	機械式鉄筋継手工法技術検討委員会	H29.3	96	現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン	機械式鉄筋継手工法技術検討委員会	H29.3		
97	流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン	流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会	H29.3	97	流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン	流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会	H29.3		
98	建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル(2023年版)	建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル改訂委員会	R5.3	98	建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル(2023年版)	建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル改訂委員会	R5.3		
99	建設工事で遭遇する地盤汚染対応マニュアル(改定版)	土木研究所(編集) 地盤汚染対応技術検討委員会	H24.4	99	建設工事で遭遇する地盤汚染対応マニュアル(改定版)	土木研究所(編集) 地盤汚染対応技術検討委員会	H24.4		
100	建設工事で遭遇するダイオキシン類汚染土壌対策マニュアル[暫定版]	土木研究所(編集)	H17.12	100	建設工事で遭遇するダイオキシン類汚染土壌対策マニュアル[暫定版]	土木研究所(編集)	H17.12		

(R8)

工 種	土木設計業務等共通仕様書 (案)
-----	------------------

改 定				現 行		備 考			
101	建設工事で遭遇する廃棄物混じり土対応マニュアル	土木研究所 (監修) 土木研究センター (編集)	H21. 10	101	建設工事で遭遇する廃棄物混じり土対応マニュアル	土木研究所 (監修) 土木研究センター (編集)	H21. 10		
102	コンクリート構造物における埋設型枠・プレハブ鉄筋に関するガイドライン	橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会	H30. 6	102	コンクリート構造物における埋設型枠・プレハブ鉄筋に関するガイドライン	橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会	H30. 6		
103	コンクリート橋のプレキャスト化ガイドライン	橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会	H30. 6	103	コンクリート橋のプレキャスト化ガイドライン	橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会	H30. 6		
104	プレキャストコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン	道路プレキャストコンクリート工技術委員会ガイドライン検討小委員会	H31. 1	104	プレキャストコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン	道路プレキャストコンクリート工技術委員会ガイドライン検討小委員会	H31. 1		
105	i-Construction 推進のための3次元数値地形図データ作成マニュアル	国土地理院	R7. 4	105	UAVを用いた公共測量マニュアル (案)	国土地理院	H29. 3		
106	3D都市モデル標準製品仕様書	国土交通省	—	106	地上レーザスキャナを用いた公共測量マニュアル (案)	国土地理院	H30. 3		
107	3D都市モデル整備のための測量マニュアル	国土交通省	—	107	UAV搭載型レーザスキャナを用いた公共測量マニュアル (案)	国土地理院	H30. 3		
108	3D都市モデル整備のためのBIM活用マニュアル	国土交通省	—	108	三次元点群データを使用した断面図作成マニュアル (案)	国土地理院	H31. 3		
				109	航空レーザ測深機を用いた公共測量マニュアル (案)	国土地理院	H31. 4		
				110	車載写真レーザ測量システムを用いた三次元点群測量マニュアル (案)	国土地理院	R元. 12		

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
〔2〕河川・海岸・砂防・ダム関係			
1	張出しタイプ流木捕捉工設計の手引き	砂防地すべり技術センター	R2. 3
2	建設省所管ダム事業環境影響評価技術指針	建設省	S60. 9
3	ダム事業における環境影響評価の考え方	ダム水源地環境整備センター	H12. 12
4	放水路事業における環境影響評価の考え方	リバーフロント整備センター	H13. 6
5	改訂河川計画業務ガイドライン	日本河川協会	H2. 4
6	国土交通省河川砂防技術基準 調査編	国土交通省	R6. 3
7	国土交通省河川砂防技術基準 計画編	国土交通省	R6. 3
8	建設省河川砂防技術基準 設計編	国土交通省	R5. 10

No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月
〔2〕河川・海岸・砂防・ダム関係			
1	張出しタイプ流木捕捉工設計の手引き	砂防地すべり技術センター	R2. 3
2	建設省所管ダム事業環境影響評価技術指針	建設省	S60. 9
3	ダム事業における環境影響評価の考え方	ダム水源地環境整備センター	H12. 12
4	放水路事業における環境影響評価の考え方	リバーフロント整備センター	H13. 6
5	改訂河川計画業務ガイドライン	日本河川協会	H2. 4
6	国土交通省河川砂防技術基準 調査編	国土交通省	R6. 3
7	国土交通省河川砂防技術基準 計画編	国土交通省	R6. 3
8	建設省河川砂防技術基準 設計編	国土交通省	R5. 10

(R8)

工 種	土木設計業務等共通仕様書（案）
-----	-----------------

改 定				現 行				備 考			
9	国土交通省河川砂防技術基準 維持管理編(河川編)	国土交通省	R3.10	9	国土交通省河川砂防技術基準 維持管理編(河川編)	国土交通省	R3.10				
10	国土交通省河川砂防技術基準 維持管理編(ダム編)	国土交通省	H28.3	10	国土交通省河川砂防技術基準 維持管理編(ダム編)	国土交通省	H28.3				
11	国土交通省河川砂防技術基準 維持管理編(砂防編)	国土交通省	R6.6	11	国土交通省河川砂防技術基準 維持管理編(砂防編)	国土交通省	H28.3				
12	改訂 解説・河川管理施設等構造令	日本河川協会	H12.1	12	改訂 解説・河川管理施設等構造令	日本河川協会	R6.6				
13	増補改訂(一部修正)版 防災調節池等技術基準(案) 解説と設計実例	日本河川協会	H19.9	13	増補改訂(一部修正)版 防災調節池等技術基準(案) 解説と設計実例	日本河川協会	H19.9				
14	流域貯留施設等技術指針(案) 一増補改訂版一	雨水貯留浸透技術協会	H19.4	14	流域貯留施設等技術指針(案) 一増補改訂版一	雨水貯留浸透技術協会	H19.4				
15	港湾の施設の技術上の基準・同解説	日本港湾協会	H30.5	15	港湾の施設の技術上の基準・同解説	日本港湾協会	H30.5				
16	数字でみる港湾 2024	日本港湾協会	R6.8	16	数字でみる港湾 2024	日本港湾協会	R6.8				
17	水門鉄管技術基準 ・第5回改訂版(水門扉編)-付解説- ・水門鉄管技術基準(水圧鉄管・鉄鋼構造物編、溶接・接合編) ・水門鉄管技術基準(FRP(M)水圧管編)	(一社)電力土木技術協会	H19.9 H19.6 R6.9 R2.7	17	水門鉄管技術基準 ・第5回改訂版(水門扉編)-付解説- ・水門鉄管技術基準(水圧鉄管・鉄鋼構造物、溶接・接合編) ・水門鉄管技術基準(FRP(M)水圧管編)	(一社)電力土木技術協会	H19.9 H19.6 R6.9 R2.7				
18	柔構造樋門設計の手引き	国土技術研究センター	H10.11	18	柔構造樋門設計の手引き	国土技術研究センター	H10.11				
19	河川土工マニュアル	国土技術研究センター	H21.4	19	河川土工マニュアル	国土技術研究センター	H21.4				
20	ダム・堰施設技術基準(案)	国土交通省	H28.3	20	ダム・堰施設技術基準(案)	国土交通省	H28.3				
21	ダム・堰施設技術基準(案) 基準解説編・マニュアル編	ダム・堰施設技術協会	R2.7	21	ダム・堰施設技術基準(案) 基準解説編・マニュアル編	ダム・堰施設技術協会	R2.7				
22	水門・樋門ゲート設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H13.12	22	水門・樋門ゲート設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H13.12				
23	鋼製起伏ゲート設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	R2.10	23	鋼製起伏ゲート設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	R2.10				
24	ゲート用開閉装置(機械式)設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H12.8	24	ゲート用開閉装置(機械式)設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H12.8				
25	ゲート用開閉装置(油圧式)設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H12.6	25	ゲート用開閉装置(油圧式)設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会	H12.6				
26	揚排水ポンプ設備技術基準	国土交通省	H26.3	26	揚排水ポンプ設備技術基準	国土交通省	H26.3				
27	揚排水ポンプ設備技術基準 同解説	河川ポンプ施設技術協会	R2.1	27	揚排水ポンプ設備技術基準(案)同解説	河川ポンプ施設技術協会	R2.1				
28	海岸保全施設の技術上の基準・同解説	全国海岸協会	H30.8	28	海岸保全施設の技術上の基準・同解説	全国海岸協会	H30.8				
29	海岸便覧	全国海岸協会	H14.3	29	海岸便覧	全国海岸協会	H14.3				
30	(第2次改訂)ダム設計基準	日本大ダム会議	S53.8	30	(第2次改訂)ダム設計基準	日本大ダム会議	S53.8				
31	仮締切堤設置基準(案)	国土交通省河川局治水課	H26.12	31	仮締切堤設置基準(案)	国土交通省河川局治水課	H26.12				
32	鋼矢板二重式仮締切設計マニュアル	国土技術研究センター	H13.5	32	鋼矢板二重式仮締切設計マニュアル	国土技術研究センター	H13.5				
33	堤防余盛基準について	建設省河川局治水課	S44.1	33	堤防余盛基準について	建設省河川局治水課	S44.1				
34	ダム基礎地質調査基準	日本大ダム会議	S51.3	34	ダム基礎地質調査基準	日本大ダム会議	S51.3				
35	ダム構造物管理基準 改訂	日本大ダム会議	S61.11	35	ダム構造物管理基準 改訂	日本大ダム会議	S61.11				
36	水管橋設計基準	日本水道鋼管協会	H11.6	36	水管橋設計基準	日本水道鋼管協会	H11.6				
37	河川事業関係例規集	日本河川協会	毎年発行	37	河川事業関係例規集	日本河川協会	毎年発行				
38	令和8年度版河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】	国土交通省水管理・国土保全局河川環境課	R7.9	38	平成28年度版河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】	国土交通省水管理・国土保全局河川環境課	H28.1				

改 定				現 行				備 考			
39	平成 28 年度版河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【ダム湖版】	国土交通省水管理・国土 保全局河川環境課	H28. 1	39	平成 28 年度版河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【ダム湖版】	国土交通省水管理・国土 保全局河川環境課	H28. 1				
40	河川関係法令例規集（加除式）	第 1 法規	—	40	河川関係法令例規集（加除式）	第 1 法規	—				
41	護岸の力学設計法	国土技術研究センター	R5. 10	41	護岸の力学設計法	国土技術研究センター	R5. 10				
42	海岸保全施設構造例集	全国海岸協会	S57. 3	42	海岸保全施設構造例集	全国海岸協会	S57. 3				
43	漁港・漁場の施設の設計参考図書 2023 年版	全国漁港漁場協会	R5. 4	43	漁港・漁場の施設の設計参考図書 2023 年版	全国漁港漁場協会	R5. 4				
44	ジャケット式鋼製護岸設計指針（案）	日本港湾協会	S52. 3	44	ジャケット式鋼製護岸設計指針（案）	日本港湾協会	S52. 3				
45	砂防関係法令例規集	全国治水砂防協会	H28. 11	45	砂防関係法令例規集	全国治水砂防協会	H28. 11				
46	砂防指定地実務ハンドブック	全国治水砂防協会	H13. 2	46	砂防指定地実務ハンドブック	全国治水砂防協会	H13. 2				
47	河川における樹木管理の手引き	リバーフロント整備セン ター	H11. 9	47	河川における樹木管理の手引き	リバーフロント整備セン ター	H11. 9				
48	都市河川計画の手引き（洪水防御計画編）	国土開発技術研究センタ ー	H5. 6	48	都市河川計画の手引き（洪水防御計画編）	国土開発技術研究センタ ー	H5. 6				
49	河川構造物設計業務ガイドライン（護岸設計業務）	国土開発技術研究センタ ー	H5. 10	49	河川構造物設計業務ガイドライン（護岸設計業務）	国土開発技術研究センタ ー	H5. 10				
50	河川構造物設計業務ガイドライン（樋門・樋管設計業 務）	国土開発技術研究センタ ー	H8. 11	50	河川構造物設計業務ガイドライン（樋門・樋管設計業 務）	国土開発技術研究センタ ー	H8. 11				
51	河川構造物設計業務ガイドライン（堰・床止め設計業 務）	国土開発技術研究センタ ー	H8. 11	51	河川構造物設計業務ガイドライン（堰・床止め設計業 務）	国土開発技術研究センタ ー	H8. 11				
52	土木構造物設計マニュアル（案） ー樋門編ー	全日本建設技術協会	H14. 1	52	土木構造物設計マニュアル（案） ー樋門編ー	全日本建設技術協会	H14. 1				
53	床止めの構造設計手引き	国土開発技術研究センタ ー	H10. 12	53	床止めの構造設計手引き	国土開発技術研究センタ ー	H10. 12				
54	海岸保全計画の手引き	全国海岸協会	H6. 3	54	海岸保全計画の手引き	全国海岸協会	H6. 3				
55	緩傾斜堤の設計の手引き 改訂版	全国海岸協会	H18. 1	55	緩傾斜堤の設計の手引き 改訂版	全国海岸協会	H18. 1				
56	人工リーフの設計の手引き（改訂版）の一部改訂	全国海岸協会	H29. 6	56	人工リーフの設計の手引き（改訂版）の一部改訂	全国海岸協会	H29. 6				
57	治水経済調査マニュアル（案）	国土交通省河川局	R6. 4	57	治水経済調査マニュアル（案）	国土交通省河川局	R6. 4				
58	面的な海岸防護方式の計画・設計マニュアル	日本港湾協会	H3. 3	58	面的な海岸防護方式の計画・設計マニュアル	日本港湾協会	H3. 3				
59	ビーチ計画・設計マニュアル（改訂版）	日本マリーナビーチ協会	H17. 10	59	ビーチ計画・設計マニュアル（改訂版）	日本マリーナビーチ協会	H17. 10				
60	港湾環境整備施設技術マニュアル	沿岸開発技術研究センタ ー	H3. 3	60	港湾環境整備施設技術マニュアル	沿岸開発技術研究センタ ー	H3. 3				
61	農地防災事業便覧 平成 10 年度版	農地防災事業研究会	H11. 1	61	農地防災事業便覧 平成 10 年度版	農地防災事業研究会	H11. 1				
62	漁港計画の手引 平成 4 年度改訂版	全国漁港協会	H4. 11	62	漁港計画の手引 平成 4 年度改訂版	全国漁港協会	H4. 11				
63	漁港海岸事業設計の手引	全国漁港漁場協会	R3. 3	63	漁港海岸事業設計の手引	全国漁港漁場協会	R3. 3				
64	水と緑の溪流づくり調査	建設省河川局砂防部	H3. 8	64	水と緑の溪流づくり調査	建設省河川局砂防部	H3. 8				
65	溪流環境整備計画策定マニュアル（案）	建設省河川局砂防部	H6. 9	65	溪流環境整備計画策定マニュアル（案）	建設省河川局砂防部	H6. 9				
66	砂防における自然環境調査マニュアル（案）	建設省河川局砂防部	H3. 1	66	砂防における自然環境調査マニュアル（案）	建設省河川局砂防部	H3. 1				
67	ダム貯水池水質調査要領	国土交通省水管理・国土 保全局河川環境課	H27. 3	67	ダム貯水池水質調査要領	国土交通省水管理・国土 保全局河川環境課	H27. 3				

(R8)

工 種	土木設計業務等共通仕様書（案）
-----	-----------------

改 定				現 行		備 考			
68	グラウチング技術指針・同解説	国土技術研究センター	H15. 7	68	グラウチング技術指針・同解説	国土技術研究センター	H15. 7		
69	新編・鋼製砂防構造物設計便覧（令和3年版）	砂防・地すべり技術センター	R3. 9	69	新編・鋼製砂防構造物設計便覧（令和3年版）	砂防・地すべり技術センター	R3. 9		
70	土石流危険渓流および土石流危険区域調査要領（案）	建設省河川局砂防部	H11. 4	70	土石流危険渓流および土石流危険区域調査要領（案）	建設省河川局砂防部	H11. 4		
71	新版 地すべり鋼管杭設計要領	斜面防災対策技術協会	H15. 6	71	新版 地すべり鋼管杭設計要領	斜面防災対策技術協会	H15. 6		
72	新・斜面崩壊防止工事の設計と実例 - 急傾斜地崩壊防止工事技術指針 -	全国治水砂防協会	R元. 5	72	新・斜面崩壊防止工事の設計と実例 - 急傾斜地崩壊防止工事技術指針 -	全国治水砂防協会	R元. 5		
73	ダム事業の手引き（平成元年度版）	ダム技術センター	H元. 4	73	ダム事業の手引き（平成元年度版）	ダム技術センター	H元. 4		
74	フィルダムの耐震設計指針（案）	国土開発技術研究センター	H3. 6	74	フィルダムの耐震設計指針（案）	国土開発技術研究センター	H3. 6		
75	多目的ダムの建設	ダム技術センター	H17. 6	75	多目的ダムの建設	ダム技術センター	H17. 6		
76	改訂3版 コンクリートダムの細部技術	ダム技術センター	H22. 7	76	改訂3版 コンクリートダムの細部技術	ダム技術センター	H22. 7		
77	ルジオンテスト技術指針・同解説	国土技術研究センター	H18. 7	77	ルジオンテスト技術指針・同解説	国土技術研究センター	H18. 7		
78	発電用水力設備の技術基準と官庁手続き（平成23年改訂版）	電力土木技術協会	H23. 3	78	発電用水力設備の技術基準と官庁手続き（平成23年改訂版）	電力土木技術協会	H23. 3		
79	ダムの地質調査	土木学会	S62. 6	79	ダムの地質調査	土木学会	S62. 6		
80	ダムの岩盤掘削	土木学会	H4. 4	80	ダムの岩盤掘削	土木学会	H4. 4		
81	原位置岩盤試験法の指針-平板載荷試験法-せん断試験法-孔内載荷試験法-	土木学会	H12. 12	81	原位置岩盤試験法の指針-平板載荷試験法-せん断試験法-孔内載荷試験法-	土木学会	H12. 12		
82	軟岩の調査・試験の指針（案）～1991年版～	土木学会	H3. 11	82	軟岩の調査・試験の指針（案）～1991年版～	土木学会	H3. 11		
83	河川定期縦横断データ作成ガイドライン	国土交通省河川局	H20. 5	83	河川定期縦横断データ作成ガイドライン	国土交通省河川局	H20. 5		
84	河川景観の形成と保全の考え方	国土交通省河川局	H18. 10	84	河川景観の形成と保全の考え方	国土交通省河川局	H18. 10		
85	河川の景観形成に資する石積み構造物の整備に関する資料	国土交通省河川局河川環境課	H19. 7	85	河川の景観形成に資する石積み構造物の整備に関する資料	国土交通省河川局河川環境課	H19. 7		
86	砂防関係事業における景観形成ガイドライン	国土交通省砂防部	H19. 2	86	砂防関係事業における景観形成ガイドライン	国土交通省砂防部	H19. 2		
87	海岸景観形成ガイドライン	国土交通省河川局・港湾局、農林水産省農村振興局、水産庁	H18. 1	87	海岸景観形成ガイドライン	国土交通省河川局・港湾局、農林水産省農村振興局、水産庁	H18. 1		
88	美しい山河を守る災害復旧基本方針	国土交通省	H30. 6	88	美しい山河を守る災害復旧基本方針	国土交通省	H30. 6		
89	河川水辺総括資料作成調査の手引き（案）	リバーフロント整備センター	H13. 8	89	河川水辺総括資料作成調査の手引き（案）	リバーフロント整備センター	H13. 8		
90	河川水辺の国勢調査マニュアル（案）（河川空間利用実態調査編）	国土交通省	H30. 12	90	河川水辺の国勢調査マニュアル（案）（河川空間利用実態調査編）	国土交通省	H30. 12		
91	ダム湖利用実態調査 調査マニュアル	国土交通省 水管理・国土保全局	R6. 3	91	ダム湖利用実態調査 調査マニュアル（案）	建設省河川局	H31. 3		
92	試験湛水実施要領（案）	国土交通省	H11. 10	92	試験湛水実施要領（案）	国土交通省	H11. 10		
93	台形CSGダム設計・施工・品質管理技術資料	ダム技術センター	H26. 6	93	台形CSGダム設計・施工・品質管理技術資料	ダム技術センター	H26. 6		
94	改訂版 巡航RCD工法施工技術資料	ダム技術センター	H24. 2	94	改訂版 巡航RCD工法施工技術資料	ダム技術センター	H24. 2		

改 定				現 行				備 考			
95	貯水池周辺の地すべり等に係る調査と対策に関する技術指針・解説	国土交通省	H31. 3	95	貯水池周辺の地すべり等に係る調査と対策に関する技術指針・解説	国土交通省	H31. 3				
96	活断層地形要素判読マニュアル	(独) 土木研究所材料地盤研究グループ(地質) 他	H18. 3	96	活断層地形要素判読マニュアル	(独) 土木研究所材料地盤研究グループ(地質) 他	H18. 3				
97	正常流量検討の手引き(案)	国土交通省	H19. 9	97	正常流量検討の手引き(案)	国土交通省	H19. 9				
98	洪水予測システムチェックリスト(案)	国土技術政策総合研究所	H22. 5	98	洪水予測システムチェックリスト(案)	国土技術政策総合研究所	H22. 5				
99	洪水浸水想定区域図作成マニュアル(第4版)	国土交通省	H27. 7	99	洪水浸水想定区域図作成マニュアル(第4版)	国土交通省	H27. 7				
100	浸水想定区域図データ電子化ガイドライン(第5版)	国土交通省	R6. 3	100	浸水想定区域図データ電子化ガイドライン(第5版)	国土交通省	R6. 3				
101	水害ハザードマップ作成の手引き	国土交通省	R5. 5	101	水害ハザードマップ作成の手引き	国土交通省	R5. 5				
102	砂防基本計画策定指針(土石流・流木対策編)解説	国土技術政策総合研究所	H28. 4	102	砂防基本計画策定指針(土石流・流木対策編)解説	国土技術政策総合研究所	H28. 4				
103	土石流・流木対策設計技術指針解説	国土技術政策総合研究所	H28. 4	103	土石流・流木対策設計技術指針解説	国土技術政策総合研究所	H28. 4				
104	多自然川づくりポイントブックⅢ 中小河川に関する河道計画の技術基準; 解説	リバーフロント整備センター	H23. 10	104	多自然川づくりポイントブックⅢ 中小河川に関する河道計画の技術基準; 解説	リバーフロント整備センター	H23. 10				
105	リアルタイム浸水予測シミュレーションの手引き(案)	国土交通省	H17. 6	105	リアルタイム浸水予測シミュレーションの手引き(案)	国土交通省	H17. 6				
106	中小河川浸水想定区域図作成の手引き	国土交通省	H28. 3	106	中小河川浸水想定区域図作成の手引き	国土交通省	H28. 3				
107	河道計画検討の手引き	国土技術研究センター	H14. 2	107	河道計画検討の手引き	国土技術研究センター	H14. 2				
108	海岸施設設計便覧 2000 年版	土木学会	H12. 11	108	海岸施設設計便覧 2000 年版	土木学会	H12. 11				
109	自然共生型海岸づくりの進め方	全国海岸協会	H15. 3	109	自然共生型海岸づくりの進め方	全国海岸協会	H15. 3				
110	海岸事業の費用便益分析指針【改訂版】	農林水産省農村振興局・農林水産省水産庁・国土交通省河川局・国土交通省港湾局	R2. 4	110	海岸事業の費用便益分析指針【改訂版】	農林水産省農村振興局・農林水産省水産庁・国土交通省河川局・国土交通省港湾局	R2. 4				
111	津波浸水想定の設定の手引き Ver. 2. 11	国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土交通省国土技術政策総合研究所河川研究部海岸研究室	R5. 4	111	津波浸水想定の設定の手引き Ver. 2. 11	国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土交通省国土技術政策総合研究所河川研究部海岸研究室	R5. 4				
112	津波の河川遡上解析の手引き(案)	国土技術研究センター	H19. 5	112	津波の河川遡上解析の手引き(案)	国土技術研究センター	H19. 5				
113	津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガイドライン (Ver3. 1)	農林水産省農村振興局・農林水産省水産庁・国土交通省河川局・国土交通省港湾局	H28. 4	113	津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガイドライン (Ver3. 1)	農林水産省農村振興局・農林水産省水産庁・国土交通省河川局・国土交通省港湾局	H28. 4				
114	海岸における水防警報の手引き(案)	国土交通省 河川局防災課・海岸室	H22. 3	114	海岸における水防警報の手引き(案)	国土交通省 河川局防災課・海岸室	H22. 3				
115	海岸漂着危険物対応ガイドライン	農林水産省農村振興局・農林水産省水産庁・国土交通省河川局・国土交通省港湾局	H21. 6	115	海岸漂着危険物対応ガイドライン	農林水産省農村振興局・農林水産省水産庁・国土交通省河川局・国土交通省港湾局	H21. 6				

(R8)

工 種	土木設計業務等共通仕様書（案）
-----	-----------------

改 定				現 行		備 考				
116	海岸保全施設維持管理マニュアル	農林水産省農村振興局防災課、農林水産省水産庁防災漁村課、国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土交通省港湾局海岸・防災課	R5.3	116	海岸保全施設維持管理マニュアル	農林水産省農村振興局防災課、農林水産省水産庁防災漁村課、国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土交通省港湾局海岸・防災課	R2.6			
117	砂防事業の費用便益分析マニュアル(案)	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	R3.1	117	砂防事業の費用便益分析マニュアル(案)	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	R3.1			
118	土石流対策事業の費用便益分析マニュアル(案)	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	R3.1	118	土石流対策事業の費用便益分析マニュアル(案)	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	R3.1			
119	地すべり対策事業の費用便益分析マニュアル(案)	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	R3.1	119	地すべり対策事業の費用便益分析マニュアル(案)	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	R3.1			
120	急傾斜地崩壊対策事業の費用便益分析マニュアル(案)	建設省砂防部	R3.1	120	急傾斜地崩壊対策事業の費用便益分析マニュアル(案)	建設省砂防部	R3.1			
121	砂防関係施設の長寿命化計画策定ガイドライン(案)	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	R4.3	121	砂防関係施設の長寿命化計画策定ガイドライン(案)	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	R4.3			
122	都道府県と気象庁が共同して土砂災害警戒情報を作成・発表するための手引き	国土交通省水管理・国土保全局砂防部、気象庁予報部	R3.6	122	都道府県と気象庁が共同して土砂災害警戒情報を作成・発表するための手引き	国土交通省水管理・国土保全局砂防部、気象庁予報部	R3.6			
123	土砂災害警戒情報の基準設定・検証の考え方	国土交通省水管理・国土保全局砂防部、気象庁大気海洋部、国土交通省国土技術政策総合研究所	R5.3	123	土砂災害警戒情報の基準設定・検証の考え方	国土交通省水管理・国土保全局砂防部、気象庁大気海洋部、国土交通省国土技術政策総合研究所	R5.3			
124	土砂災害ハザードマップ作成ガイドライン	国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課	R2.10	124	土砂災害ハザードマップ作成ガイドライン	国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課	R2.10			
125	土砂災害警戒避難ガイドライン	国土交通省砂防部	H27.4	125	土砂災害警戒避難ガイドライン	国土交通省砂防部	H27.4			
126	火山噴火緊急減災対策砂防計画策定ガイドライン	国土交通省河川局砂防部	R5.3	126	火山噴火緊急減災対策砂防計画策定ガイドライン	国土交通省河川局砂防部	R5.3			
127	火山噴火に起因した土砂災害予想区域図作成の手引き(案)	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	H25.3	127	火山噴火に起因した土砂災害予想区域図作成の手引き(案)	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	H25.3			
128	「地すべり防止技術指針」並びに「地すべり防止技術指針解説」	国土交通省河川局砂防部	H20.1	128	「地すべり防止技術指針」並びに「地すべり防止技術指針解説」	国土交通省河川局砂防部	H20.1			
129	既設砂防堰堤を活用した小水力発電ガイドライン(案)	国土交通省河川局砂防部保全課	H22.2	129	既設砂防堰堤を活用した小水力発電ガイドライン(案)	国土交通省河川局砂防部保全課	H22.2			
130	山地河道における流砂水文観測の手引き(案)	国土交通省国土技術政策総合研究所	H24.4	130	山地河道における流砂水文観測の手引き(案)	国土交通省国土技術政策総合研究所	H24.4			
131	深層崩壊に起因する土石流の流下・氾濫計算マニュアル(案)	土木研究所	H25.1	131	深層崩壊に起因する土石流の流下・氾濫計算マニュアル(案)	土木研究所	H25.1			
132	大規模土移動検知システムにおけるセンサー設置マニュアル(案)	土木研究所	H24.6	132	大規模土移動検知システムにおけるセンサー設置マニュアル(案)	土木研究所	H24.6			

(R8)

工 種	土木設計業務等共通仕様書 (案)
-----	------------------

改 定				現 行				備 考			
133	表層崩壊に起因する土石流の発生危険度評価マニュアル(案)	土木研究所	H21. 1	133	表層崩壊に起因する土石流の発生危険度評価マニュアル(案)	土木研究所	H21. 1				
134	天然ダム監視技術マニュアル(案)	土木研究所	H20. 12	134	天然ダム監視技術マニュアル(案)	土木研究所	H20. 12				
135	深層崩壊の発生の恐れのある溪流抽出マニュアル(案)	土木研究所	H20. 11	135	深層崩壊の発生の恐れのある溪流抽出マニュアル(案)	土木研究所	H20. 11				
136	振動検知式土石流センサー設置マニュアル(案)	土木研究所	H17. 7	136	振動検知式土石流センサー設置マニュアル(案)	土木研究所	H17. 7				
137	砂防ソイルセメント設計・施工便覧	砂防・地すべり技術センター	H28. 12	137	砂防ソイルセメント設計・施工便覧	砂防・地すべり技術センター	H28. 12				
138	集落雪崩対策工事技術指針	雪センター	H8. 2	138	集落雪崩対策工事技術指針	雪センター	H8. 2				
139	北海道の地域特性を考慮した雪崩対策の技術資料(案)	土木研究所寒地土木研究所	H22. 3	139	北海道の地域特性を考慮した雪崩対策の技術資料(案)	土木研究所寒地土木研究所	H22. 3				
140	火山砂防計画策定指針	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	R5. 3	140	火山砂防計画策定指針	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	R5. 3				
141	深層崩壊対策技術に関する基本的事項	国土交通省国土技術政策総合研究所	H26. 9	141	深層崩壊対策技術に関する基本的事項	国土交通省国土技術政策総合研究所	H26. 9				
142	河川・海岸構造物の復旧における景観配慮の手引き	国土交通省水管理・国土保全局	H23. 11	142	河川・海岸構造物の復旧における景観配慮の手引き	国土交通省水管理・国土保全局	H23. 11				
143	砂防関係施設点検要領(案)	国土交通省砂防部保全課	R4. 3	143	砂防関係施設点検要領(案)	国土交通省砂防部保全課	R4. 3				
144	海岸施設設計便覧 (2000 年版)	土木学会	H12. 11	144	海岸施設設計便覧 (2000 年版)	土木学会	H12. 11				
145	海岸保全施設耐震点検マニュアル	農林水産省・水産庁・運輸省・建設省	H7. 4	145	海岸保全施設耐震点検マニュアル	農林水産省・国土交通省	R5. 3				
146	河川堤防設計指針	国土交通省河川局	H19. 3	146	河川堤防設計指針	国土交通省河川局	H19. 3				
147	河川堤防構造検討の手引き	(財)国土技術研究センター	H24. 2	147	河川堤防構造検討の手引き	(財)国土技術研究センター	H24. 2				
148	ドレーン工設計マニュアル	国土交通省水管理・国土保全局	H25. 6	148	ドレーン工設計マニュアル	国土交通省水管理・国土保全局	H25. 6				
149	ゴム袋体をゲート又は起伏装置に用いる堰のゴム袋体に関する基準 (案)	国土交通省	H27. 3	149	ゴム袋体をゲート又は起伏装置に用いる堰のゴム袋体に関する基準 (案)	国土交通省	H27. 3				
150	水文観測業務規程	国土交通省	H29. 3	150	水文観測業務規程	国土交通省	H29. 3				
151	水文観測業務規程細則	国土交通省 水管理・国土保全局	H29. 3	151	水文観測業務規程細則	国土交通省 水管理・国土保全局	H29. 3				
152	水文観測データ統計処理要領	国土交通省 水管理・国土保全局	H26. 3	152	水文観測データ統計処理要領	国土交通省 水管理・国土保全局	H26. 3				
153	水文観測データ品質照査要領	国土交通省 水管理・国土保全局	H26. 3	153	水文観測データ品質照査要領	国土交通省 水管理・国土保全局	H26. 3				
154	水文観測	全日本建設技術協会	H14	154	水文観測	全日本建設技術協会	H14				
155	絵でみる水文観測	中部建設協会	H13. 9	155	絵でみる水文観測	中部建設協会	H13. 9				
156	流量観測の高度化マニュアル (高水流量観測編)	土木研究所	H28. 6	156	流量観測の高度化マニュアル (高水流量観測編)	土木研究所	H28. 6				
157	河川結氷時の流量推定手法マニュアル(案)	寒地土木研究所	H24. 3	157	河川結氷時の流量推定手法マニュアル(案)	寒地土木研究所	H24. 3				

改 定				現 行		備 考				
158	河川構造物の耐震性能照査指針・解説 (Ⅰ. 共通編、Ⅲ. 自立式構造の特殊堤編、Ⅴ. 揚排水機 場編) (Ⅱ. 堤防編) (Ⅳ. 水門・樋門及び堰編)	国土交通省水管理・国土 保全局治水課	H24. 2 H28. 3 R2. 6	158	河川構造物の耐震性能照査指針・解説 (Ⅰ. 共通編、Ⅲ. 自立式構造の特殊堤編、Ⅴ. 揚排水機 場編) (Ⅱ. 堤防編) (Ⅳ. 水門・樋門及び堰編)	国土交通省水管理・国土 保全局治水課	H24. 2 H28. 3 R2. 6			
159	高規格堤防盛土設計・施工マニュアル	(財) リバーフロント整 備センター	H12. 3	159	高規格堤防盛土設計・施工マニュアル	(財) リバーフロント整 備センター	H12. 3			
160	多自然川づくり基本指針	国土交通省河川局	R6. 6	160	多自然川づくり基本指針	国土交通省河川局	R6. 6			
161	中小河川に関する河道計画の技術基準	国土交通省河川局 河川 環境課・治水課・防災課	H22. 8	161	中小河川に関する河道計画の技術基準	国土交通省河川局 河川 環境課・治水課・防災課	H22. 8			
162	大河川における多自然川づくり -Q&A 形式で理解を 深める-	国土交通省 水管理・国 土保全局河川環境課	H31. 3	162	大河川における多自然川づくり -Q&A 形式で理解を 深める-	国土交通省 水管理・国 土保全局河川環境課	H31. 3			
163	実践的な河川環境の評価・改善の手引き (案)	(財) リバーフロント研 究所	H31. 3	163	実践的な河川環境の評価・改善の手引き (案)	(財) リバーフロント研 究所	H31. 3			
164	ダム貯水池水質改善の手引き	国土交通省水管理・国土 保全局河川環境課	H30. 3	164	ダム貯水池水質改善の手引き	国土交通省水管理・国土 保全局河川環境課	H30. 3			
165	高潮浸水想定区域図作成の手引き Ver. 2.00	農林水産省農村振興局整 備部防災課、農林水産省 水産庁漁港漁場整備部防 災漁村課、国土交通省水 管理・国土保全局河川環 境課、国土交通省水 理・国土保全局海岸室、 国土交通省港湾局海岸・ 防災課	R5. 4	165	高潮浸水想定区域図作成の手引き Ver. 2.00	農林水産省農村振興局整 備部防災課、農林水産省 水産庁漁港漁場整備部防 災漁村課、国土交通省水 管理・国土保全局河川環 境課、国土交通省水 理・国土保全局海岸室、 国土交通省港湾局海岸・ 防災課	R5. 4			
166	小規模河川の氾濫推定図作成の手引き	国土交通省	R2. 6	166	小規模河川の氾濫推定図作成の手引き	国土交通省	R2. 6			
167	ダム事業における環境影響評価配慮書作成の手引き (案)	国土交通省 水管理・国 土保全局河川環境課	R2. 6	167	ダム事業における環境影響評価配慮書作成の手引き (案)	国土交通省 水管理・国 土保全局河川環境課	R2. 6			
168	豪雨時の土砂生産をともなう土砂動態解析に関する留 意点	国土交通省国土技術政策 総合研究所	H27. 11	168	豪雨時の土砂生産をともなう土砂動態解析に関する留 意点	国土交通省国土技術政策 総合研究所	H27. 11			
169	河床変動計算を用いた土砂・洪水氾濫対策に関する砂 防施設配置検討の手引き (案)	国土交通省国土技術政策 総合研究所	H30. 11	169	河床変動計算を用いた土砂・洪水氾濫対策に関する砂 防施設配置検討の手引き (案)	国土交通省国土技術政策 総合研究所	H30. 11			
170	大規模土砂生産後に生じる活発な土砂流出に関する対 策の基本的考え方 (案)	国土交通省国土技術政策 総合研究所	R2. 6	170	大規模土砂生産後に生じる活発な土砂流出に関する対 策の基本的考え方 (案)	国土交通省国土技術政策 総合研究所	R2. 6			

(R8)

改 定				現 行		備 考			
171	高潮特別警戒水位の設定の手引き	国土交通省水管理・国土 保全局河川環境課水防企 画室、国土交通省水管 理・国土保全局海岸室、 国土交通省国土技術政策 総合研究所河川研究部 海岸研究室	R4.5	171	高潮特別警戒水位の設定の手引き	国土交通省水管理・国土 保全局河川環境課水防企 画室、国土交通省水管 理・国土保全局海岸室、 国土交通省国土技術政策 総合研究所河川研究部 海 岸研究室	R4.5		

改 定	現 行	備 考
第2編 河川編 目 次	第2編 河川編 目 次	
第2編 河川編……………1	第2編 河川編……………1	
第3節 河川水辺環境調査……………9	第3節 河川水辺環境調査……………9	
第2112条 魚類採捕調査……………9	第2112条 魚類調査……………9	
第2113条 魚類環境DNA調査……………10		
第2114条 底生動物調査……………11	第2113条 底生動物調査……………10	
第2115条 植物調査……………12	第2114条 植物調査……………11	
第2116条 鳥類調査……………12	第2115条 鳥類調査……………12	
第2117条 両生類・爬虫類・哺乳類調査……………13	第2116条 両生類・爬虫類・哺乳類調査……………12	
第2118条 陸上昆虫類等調査……………13	第2117条 陸上昆虫類等調査……………13	
第2119条 河川環境基図作成調査……………14	第2118条 河川環境基図作成調査……………13	
第2120条 河川空間利用実態調査……………15	第2119条 河川空間利用実態調査……………14	
第2121条 河川水辺総括資料作成調査……………16	第2120条 河川水辺総括資料作成調査……………15	
第4節 成果物……………17	第4節 成果物……………16	
第2122条 成果物……………17	第2121条 成果物……………16	
第2章 河川調査・計画……………18	第2章 河川調査・計画……………17	
第1節 河川調査・計画の種類……………18	第1節 河川調査・計画の種類……………17	
第2201条 河川調査・計画の種類……………18	第2201条 河川調査・計画の種類……………17	
第2節 洪水痕跡調査……………18	第2節 洪水痕跡調査……………17	
第2202条 洪水痕跡調査……………18	第2202条 洪水痕跡調査……………17	
第3節 計画降雨検討……………19	第3節 計画降雨検討……………18	
第2203条 計画降雨検討の区分……………19	第2203条 計画降雨検討の区分……………18	
第2204条 ティーセン法による検討……………19	第2204条 ティーセン法による検討……………18	
第2205条 降雨強度曲線による検討……………20	第2205条 降雨強度曲線による検討……………19	
第4節 基本高水・計画高水流量検討……………22	第4節 基本高水・計画高水流量検討……………21	
第2206条 基本高水・計画高水流量検討の区分……………22	第2206条 基本高水・計画高水流量検討の区分……………21	
第2207条 貯留関数法による検討……………22	第2207条 貯留関数法による検討……………21	
第2208条 準線形貯留型モデルによる検討……………24	第2208条 準線形貯留型モデルによる検討……………23	
第2209条 雨量確率手法による検討……………25	第2209条 雨量確率手法による検討……………24	
第2210条 流量確率手法による検討……………26	第2210条 流量確率手法による検討……………25	
第5節 低水流出解析……………27	第5節 低水流出解析……………26	
第2211条 低水流出解析……………27	第2211条 低水流出解析……………26	
第6節 河道計画……………29	第6節 河道計画……………28	
第2212条 河道計画（大規模河川）……………29	第2212条 河道計画（大規模河川）……………28	
第2213条 河道計画（中小河川）……………32	第2213条 河道計画（中小河川）……………31	

改 定	現 行	備 考
第7節 内水処理計画…………… 34	第7節 内水処理計画…………… 33	
第2214条 内水処理計画…………… 34	第2214条 内水処理計画…………… 33	
第8節 利水計画…………… 37	第8節 利水計画…………… 36	
第2215条 利水計画検討…………… 37	第2215条 利水計画検討…………… 36	
第9節 正常流量検討…………… 39	第9節 正常流量検討…………… 38	
第2216条 正常流量検討（大規模河川）…………… 39	第2216条 正常流量検討（大規模河川）…………… 38	
第2217条 正常流量検討（中小河川）…………… 43	第2217条 正常流量検討（中小河川）…………… 42	
第10節 氾濫水理解析…………… 45	第10節 氾濫水理解析…………… 44	
第2218条 氾濫水理解析（二次元モデルを用いる場合）…………… 45	第2218条 氾濫水理解析（二次元モデルを用いる場合）…………… 44	
第11節 総合治水対策調査…………… 47	第11節 総合治水対策調査…………… 46	
第2219条 総合治水対策調査…………… 47	第2219条 総合治水対策調査…………… 46	
第12節 洪水予測システム検討…………… 57	第12節 洪水予測システム検討…………… 56	
第2220条 洪水予測システム検討…………… 57	第2220条 洪水予測システム検討…………… 56	
第13節 成果物…………… 62	第13節 成果物…………… 61	
第2221条 成果物…………… 62	第2221条 成果物…………… 61	
第3章 河川構造物設計…………… 63	第3章 河川構造物設計…………… 62	
第1節 河川構造物設計の種類…………… 63	第1節 河川構造物設計の種類…………… 62	
第2301条 河川構造物設計の種類…………… 63	第2301条 河川構造物設計の種類…………… 62	
第2節 築堤設計…………… 63	第2節 築堤設計…………… 62	
第2302条 築堤設計区分…………… 63	第2302条 築堤設計区分…………… 62	
第2303条 築堤予備設計…………… 63	第2303条 築堤予備設計…………… 62	
第2304条 築堤詳細設計…………… 66	第2304条 築堤詳細設計…………… 65	
第3節 護岸設計…………… 69	第3節 護岸設計…………… 68	
第2305条 護岸設計の区分…………… 69	第2305条 護岸設計の区分…………… 68	
第2306条 護岸予備設計…………… 69	第2306条 護岸予備設計…………… 68	
第2307条 護岸詳細設計…………… 73	第2307条 護岸詳細設計…………… 72	
第4節 樋門設計…………… 76	第4節 樋門設計…………… 75	
第2308条 樋門設計の区分…………… 76	第2308条 樋門設計の区分…………… 75	
第2309条 樋門予備設計…………… 77	第2309条 樋門予備設計…………… 76	
第2310条 樋門詳細設計…………… 79	第2310条 樋門詳細設計…………… 78	
第5節 床止め設計…………… 83	第5節 床止め設計…………… 82	
第2311条 床止め設計の区分…………… 83	第2311条 床止め設計の区分…………… 82	
第2312条 床止め予備設計…………… 83	第2312条 床止め予備設計…………… 82	
第2313条 床止め詳細設計…………… 86	第2313条 床止め詳細設計…………… 85	
第6節 堰設計…………… 89	第6節 堰設計…………… 88	
第2314条 堰設計の区分…………… 89	第2314条 堰設計の区分…………… 88	
第2315条 堰予備設計…………… 89	第2315条 堰予備設計…………… 88	
第2316条 堰詳細設計…………… 94	第2316条 堰詳細設計…………… 93	
第7節 水門設計…………… 98	第7節 水門設計…………… 97	

改 定		現 行	備 考	
第2317条	水門設計の区分	98	第2317条 水門設計の区分	97
第2318条	水門予備設計	99	第2318条 水門予備設計	98
第2319条	水門詳細設計	101	第2319条 水門詳細設計	100
第8節	排水機場設計	104	第8節 排水機場設計	103
第2320条	排水機場設計の区分	104	第2320条 排水機場設計の区分	103
第2321条	排水機場予備設計	104	第2321条 排水機場予備設計	103
第2322条	排水機場詳細設計	107	第2322条 排水機場詳細設計	106
第9節	成果物	110	第9節 成果物	109
第2323条	成果物	110	第2323条 成果物	109
第4章	水文観測業務	114	第4章 水文観測業務	113
第1節	総則	114	第1節 総則	113
第2401条	水文観測業務の種類	114	第2401条 水文観測業務の種類	113
第2402条	対象観測所	114	第2402条 対象観測所	113
第2403条	業務の実施基準	114	第2403条 業務の実施基準	113
第2節	水文観測所保守点検	114	第2節 水文観測所保守点検	113
第2404条	水文観測所保守点検の目的	114	第2404条 水文観測所保守点検の目的	113
第2405条	水文観測所保守点検の内容	114	第2405条 水文観測所保守点検の内容	113
第2406条	観測所整備	115	第2406条 観測所整備	114
第2407条	水文観測所保守点検の成果物	115	第2407条 水文観測所保守点検の成果物	114
第3節	流量観測	115	第3節 流量観測	114
第2408条	流量観測の目的	115	第2408条 流量観測の目的	114
第2409条	作業確認	116	第2409条 作業確認	115
第2410条	観測班の編成	116	第2410条 観測班の編成	115
第2411条	流量観測所整備	116	第2411条 流量観測所整備	115
第2412条	流速計の検定	116	第2412条 流速計の検定	115
第2413条	現地調査	116	第2413条 現地調査	115
第2414条	低水流量観測の方法	116	第2414条 低水流量観測の方法	115
第2415条	低水流量観測の成果物	116	第2415条 低水流量観測の成果物	115
第2416条	高水流量観測の方法	116	第2416条 高水流量観測の方法	115
第2417条	作業確認指示事項及び連絡事項の定義	116	第2417条 作業確認指示事項及び連絡事項の定義	115
第2418条	高水流量観測の成果物	117	第2418条 高水流量観測の成果物	116
第2419条	A D C Pによる流量観測の方法	117	第2419条 A D C Pによる流量観測の方法	116
第2420条	A D C Pによる流量観測成果物	117	第2420条 A D C Pによる流量観測成果物	116
第2421条	電波式流速計による流量観測の方法	118	第2421条 電波式流速計による流量観測の方法	117
第2422条	電波式流速計による流量観測成果物	118	第2422条 電波式流速計による流量観測成果物	117
第2423条	画像解析による流量観測の方法	118	第2423条 画像解析による流量観測の方法	117
第2424条	標定点の設置・座標の測量	118	第2424条 標定点の設置・座標の測量	117
第2425条	画像解析による流量観測成果物	118	第2425条 画像解析による流量観測成果物	117
第4節	水位流量曲線作成	118	第4節 水位流量曲線作成	117

改 定	現 行	備 考
第2426条 水位流量曲線作成の目的…………… 118	第2426条 水位流量曲線作成の目的…………… 117	
第2427条 水位流量曲線作成の方法…………… 118	第2427条 水位流量曲線作成の方法…………… 117	
第2428条 水位流量曲線作成の成果物…………… 119	第2428条 水位流量曲線作成の成果物…………… 118	
第5節 水文資料整理…………… 119	第5節 水文資料整理…………… 118	
第2429条 水文資料の定義…………… 119	第2429条 水文資料の定義…………… 118	
第2430条 水文資料整理の目的…………… 119	第2430条 水文資料整理の目的…………… 118	
第2431条 水文資料整理の方法…………… 119	第2431条 水文資料整理の方法…………… 118	
第2432条 水文資料整理の成果物…………… 119	第2432条 水文資料整理の成果物…………… 118	
第 1 章 河川環境調査	第 1 章 河川環境調査	
第 3 節 河川水辺環境調査	第 3 節 河川水辺環境調査	
<p>本調査は、河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】（国土交通省・令和7年9月）及び河川水辺総括資料作成調査の手引き（案）（リバーフロント整備センター・平成13年8月）に準拠して、実施するものとする。</p>	<p>本調査は、河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】（国土交通省・平成28年1月）及び河川水辺総括資料作成調査の手引き（案）（リバーフロント整備センター・平成13年8月）に準拠して、実施するものとする。</p>	
<p>第2111条 河川水辺環境調査の区分</p> <p>河川水辺環境調査の区分は、次の各項に定めるところによる。</p> <p>（1）基本調査</p> <p>1）魚類採捕調査</p> <p>2）魚類環境DNA調査</p> <p>3）底生動物調査</p> <p>4）植物調査</p> <p>5）鳥類調査</p> <p>6）両生類・爬虫類・哺乳類調査</p> <p>7）陸上昆虫类等調査</p> <p>8）河川環境基図作成調査</p> <p>（2）河川空間利用実態調査</p> <p>（3）河川水辺総括資料作成調査</p>	<p>第2111条 河川水辺環境調査の区分</p> <p>河川水辺環境調査の区分は、次の各項に定めるところによる。</p> <p>（1）基本調査</p> <p>1）魚類調査</p> <p>2）底生動物調査</p> <p>3）植物調査</p> <p>4）鳥類調査</p> <p>5）両生類・爬虫類・哺乳類調査</p> <p>6）陸上昆虫类等調査</p> <p>7）河川環境基図作成調査</p> <p>（2）河川空間利用実態調査</p> <p>（3）河川水辺総括資料作成調査</p>	
<p>第2112条 魚類採捕調査</p> <p>1. 業務目的</p> <p>本調査は、河川における魚類の生息状況を把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>（1）計画準備</p>	<p>第2112条 魚類調査</p> <p>1. 業務目的</p> <p>本調査は、河川における魚介類の生息状況を把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>（1）計画準備</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 事前調査</p> <p>受注者は、現地調査を行う前に、設計図書に基づき、文献調査及び聞き取り調査を実施するものとする。</p> <p>なお、文献の収集及び聞き取り相手の選定にあたっては、「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】（国土交通省・令和 7 年 9 月）」に基づき、学識経験者の助言を得るようにする。</p> <p>(3) 現地調査計画策定</p> <p>受注者は、全体調査計画書および事前調査の成果を踏まえ、調査区域を設定した上で現地踏査し、調査計画を検討、策定し、調査職員の承諾を得るものとする。</p> <p>なお、計画策定にあたっては、「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】（国土交通省・令和 7 年 9 月）」に基づき、学識経験者の助言を得るようにする。</p> <p>(4) 現地調査</p> <p>受注者は現地調査計画に基づき、調査を実施するものとする。</p> <p>(5) 調査成果のとりまとめ</p> <p>受注者は、調査成果について所定の様式に基づき、下記のようにとりまとめるものとする。</p> <p>1) 考察・評価</p> <p>受注者は、調査成果について「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】（国土交通省・令和 7 年 9 月）」に基づき、学識経験者の助言を仰ぎ、評価をとりまとめ、考察を行う。</p> <p>2) データの入力</p> <p>受注者は、国土交通省水管理・国土保全局の河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）ホームページの「河川水辺の国勢調査入出力システム」を用いて調査結果データの入力を行う。</p> <p>(6) 照査</p> <p>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(7) 報告書作成</p> <p>受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第2113条 魚類環境DNA調査</p> <p>1. 業務目的</p> <p>本調査は、魚類の生息状況を、環境 DNA 調査を基に把握することを目的</p>	<p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 事前調査</p> <p>受注者は、現地調査を行う前に、設計図書に基づき、文献調査及び聞き取り調査を実施するものとする。</p> <p>なお、文献の収集及び聞き取り相手の選定にあたっては、「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】（国土交通省・平成 28 年 1 月）」に基づき、学識経験者の助言を得るようにする。</p> <p>(3) 現地調査計画策定</p> <p>受注者は、全体調査計画書および事前調査の成果を踏まえ、調査区域を設定した上で現地踏査し、調査計画を検討、策定し、調査職員の承諾を得るものとする。</p> <p>なお、計画策定にあたっては、「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】（国土交通省・平成 28 年 1 月）」に基づき、学識経験者の助言を得るようにする。</p> <p>(4) 現地調査</p> <p>受注者は現地調査計画に基づき、調査を実施するものとする。</p> <p>(5) 調査成果のとりまとめ</p> <p>受注者は、調査成果について所定の様式に基づき、下記のようにとりまとめるものとする。</p> <p>1) 考察・評価</p> <p>受注者は、調査成果について「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】（国土交通省・平成 28 年 1 月）」に基づき、学識経験者の助言を仰ぎ、評価をとりまとめ、考察を行う。</p> <p>2) データの入力</p> <p>受注者は、「河川水辺の国勢調査入出力システム【河川版】（Ver3.90）（リバーフロント整備センター・平成 27 年度版）」に基づき調査データの入力を行う。</p> <p>(6) 照査</p> <p>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(7) 報告書作成</p> <p>受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>なお、(2) 現地調査計画策定、(3) 現地調査については、第 2112 条魚類採捕調査に準ずるものとする。</p> <p>(4) 分析</p> <p>受注者は、調査成果について、「ろ過」、「DNA の抽出」、「DNA の分析」を行うものとし、各分析工程の実施日は工程毎に記録するものとする。また、各工程の作業が複数回にわたる場合は分析回を記録する。</p> <p>(5) 調査成果のとりまとめ</p> <p>受注者は、調査成果について所定の様式に基づき、とりまとめるものとする。</p> <p>なお、受注者は、国土交通省水管理・国土保全局の河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）ホームページの「河川水辺の国勢調査入出システム」を用いて調査結果データの入力を行う。</p> <p>(6) 照査</p> <p>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(7) 報告書作成</p> <p>受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第2114条 底生動物調査</p> <p>1. 業務目的</p> <p>本調査は、河川の水域における底生動物の生息状況を把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>なお、(2) 事前調査、(3) 現地調査計画策定、(4) 現地調査については、第 2112 条魚類採捕調査に準ずるものとする。</p> <p>(5) 室内分析</p> <p>受注者は、現地調査において採集したサンプルを室内に持ち帰り、ソーティングを行い、ついで、種の同定、種ごとの個体数の計数を行うものと</p>	<p>第2113条 底生動物調査</p> <p>1. 業務目的</p> <p>本調査は、河川の水域における底生動物の生息状況を把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>なお、(2) 事前調査、(3) 現地調査計画策定、(4) 現地調査については、第 2111 条魚類調査に準ずるものとする。</p> <p>(5) 室内分析</p> <p>受注者は、現地調査において採集したサンプルを室内に持ち帰り、ソーティングを行い、ついで、種の同定、種ごとの個体数の計数を行うものと</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>する。また、定量採集においては、サンプルの湿重量の測定を行い、「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】（国土交通省・令和7年9月）」にもとづき標本を作製するものとする。</p> <p>(6) 調査成果のとりまとめ 受注者は、調査成果のとりまとめについて、第2112条魚類採捕調査第2項(5)に準ずるものとする。</p> <p>(7) 照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(8) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第2115条 植物調査</p> <p>1. 業務目的 本調査は、河川内における植物に関する植生調査等の生育状況を把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。 なお、(2)事前調査、(3)現地調査計画策定、(4)現地調査、(5)調査成果のとりまとめについては、第2112条魚類採捕調査に準ずるものとする。</p> <p>(6) 照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(7) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第2116条 鳥類調査</p> <p>1. 業務目的 本調査は、河川内における鳥類の生息状況とともに、集団分布地の状況を把握することを目的とする</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内</p>	<p>する。また、定量採集においては、サンプルの湿重量の測定を行い、「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】（国土交通省・平成28年1月）」にもとづき標本を作製するものとする。</p> <p>(6) 調査成果のとりまとめ 受注者は、調査成果のとりまとめについて、第2111条魚類調査第2項(5)に準ずるものとする。</p> <p>(7) 照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(8) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第2114条 植物調査</p> <p>1. 業務目的 本調査は、河川内における植物に関する植生調査等の生育状況を把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。 なお、(2)事前調査、(3)現地調査計画策定、(4)現地調査、(5)調査成果のとりまとめについては、第2111条魚類調査に準ずるものとする。</p> <p>(6) 照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(7) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第2115条 鳥類調査</p> <p>1. 業務目的 本調査は、河川内における鳥類の生息状況を把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>なお、（２）事前調査、（３）現地調査計画策定、（４）現地調査、（５）調査成果のとりまとめについては、第 2112 条魚類採捕調査に準ずるものとする。</p> <p>（６）照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>（７）報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第2117条 両生類・爬虫類・哺乳類調査</p> <p>1. 業務目的 本調査は、河川内における両生類・爬虫類・哺乳類の生息状況を把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>（１）計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>なお、（２）事前調査、（３）現地調査計画策定、（４）現地調査、（５）調査成果のとりまとめについては、第 2112 条魚類採捕調査に準ずるものとする。</p> <p>（６）照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>（７）報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第2118条 陸上昆虫类等調査</p> <p>1. 業務目的 本調査は、河川内における陸上昆虫类等の生息状況を把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>（１）計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書</p>	<p>容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>なお、（２）事前調査、（３）現地調査計画策定、（４）現地調査、（５）調査成果のとりまとめについては、第 2111 条魚類調査に準ずるものとする。</p> <p>（６）照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>（７）報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第2116条 両生類・爬虫類・哺乳類調査</p> <p>1. 業務目的 本調査は、河川内における両生類・爬虫類・哺乳類の生息状況を把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>（１）計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>なお、（２）事前調査、（３）現地調査計画策定、（４）現地調査、（５）調査成果のとりまとめについては、第 2111 条魚類調査に準ずるものとする。</p> <p>（６）照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>（７）報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第2117条 陸上昆虫类等調査</p> <p>1. 業務目的 本調査は、河川内における陸上昆虫类等の生息状況を把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>（１）計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>なお、（２）事前調査、（３）現地調査計画策定、（４）現地調査については、第2112条魚類採捕調査に準ずるものとする。</p> <p>（５）室内分析 受注者は、現地調査において採集した陸上昆虫類等を室内に持ち帰り、調査地区ごとに同定及び計数を行い、「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】（国土交通省・令和7年9月）」にもとづき標本作製するものとする。</p> <p>（６）調査成果のとりまとめ 受注者は、調査成果のとりまとめについて、第2112条魚類採捕調査第2項（５）に準ずるものとする。</p> <p>（７）照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>（８）報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第2119条 河川環境基図作成調査</p> <p>1. 業務目的 河川環境基図を作成するため、河川内における植生の状況、河道の瀬と淵の状況、水際部の状況、河川横断施設の状況等の河川環境からみた河川状況を把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>（１）計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>（２）事前調査 受注者は、現地調査を行う前に、設計図書に基づき、文献調査及び聞き取り調査を実施するものとする。</p> <p>（３）現地調査計画策定 受注者は、全体調査計画書および事前調査の成果を踏まえ、調査区域を設定した上で現地踏査し、調査計画を検討、策定し、調査職員の承諾を得るものとする。</p> <p>なお、計画策定にあたっては、「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】（国土交通省・令和7年9月）」に基づき、学識経験者の助言を得るようとする。</p>	<p>を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>なお、（２）事前調査、（３）現地調査計画策定、（４）現地調査については、第2111条魚類調査に準ずるものとする。</p> <p>（５）室内分析 受注者は、現地調査において採集した陸上昆虫類等を室内に持ち帰り、調査地区ごとに同定及び計数を行い、「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】（国土交通省・平成28年1月）」にもとづき標本作製するものとする。</p> <p>（６）調査成果のとりまとめ 受注者は、調査成果のとりまとめについて、第2111条魚類調査第2項（５）に準ずるものとする。</p> <p>（７）照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>（８）報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第2118条 河川環境基図作成調査</p> <p>1. 業務目的 河川環境基図を作成するため、河川内における植生の状況、河道の瀬と淵の状況、水際部の状況、河川横断施設の状況等の河川環境からみた河川状況を把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>（１）計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>（２）資料調査 受注者は、現地調査を行う前に、設計図書に基づき、文献調査及び聞き取り調査を実施するものとする。</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(4) 現地調査 受注者は、現地調査計画に基づき、調査を実施するものとする。</p> <p>(5) 調査成果のとりまとめ 受注者は、調査成果について所定の様式に基づき、とりまとめ、河川環境基図を作成するものとする。</p> <p>(6) 照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(7) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第2120条 河川空間利用実態調査</p> <p>1. 業務目的 河川空間の利用者数、利用状況等河川空間の利用実態を把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 河川空間利用実態調査 受注者は、「河川水辺の国勢調査マニュアル（案）（河川空間利用実態調査編）（国土交通省平成 30年 12月）」に基づき、河川空間の利用実態として有料施設区域の調査、定点観測、区間観測等を行い、集計を行うものとする。</p> <p>(3) 川の通信簿 受注者は、河川空間の調査として、利用者のニーズの把握等を行い、集計を行うものとする。</p> <p>(4) 調査成果のとりまとめ 受注者は、調査成果について所定の様式に基づき、とりまとめ、考察を行うものとする。</p> <p>(5) 照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(6) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p>	<p>(3) 現地調査 受注者は、資料調査の成果を踏まえ、調査を実施するものとする。</p> <p>(4) 調査成果のとりまとめ 受注者は、調査成果について所定の様式に基づき、とりまとめ、河川環境基図を作成するものとする。</p> <p>(5) 照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(6) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第2119条 河川空間利用実態調査</p> <p>1. 業務目的 河川空間の利用者数、利用状況等河川空間の利用実態を把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 河川空間利用実態調査 受注者は、「河川水辺の国勢調査マニュアル（案）（河川空間利用実態調査編）（国土交通省平成 16年 3月）」に基づき、河川空間の利用実態として有料施設区域の調査、定点観測、区間観測等を行い、集計を行うものとする。</p> <p>(3) 川の通信簿 受注者は、河川空間の調査として、利用者のニーズの把握等を行い、集計を行うものとする。</p> <p>(4) 調査成果のとりまとめ 受注者は、調査成果について所定の様式に基づき、とりまとめ、考察を行うものとする。</p> <p>(5) 照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(6) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>第 2121 条 河川水辺総括資料作成調査</p> <p>1. 業務目的 河川水辺の国勢調査結果を総括的にとりまとめ、総括資料を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握した上で、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 資料調査 受注者は、設計図書および「河川水辺総括資料作成調査の手引き（案）（リバーフロント整備センター・平成 13 年 8 月）」に基づき、河川水辺の国勢調査の結果を収集・整理し、総括的な考察検討をおこなうものとする。</p> <p>(3) 調査成果のとりまとめ 受注者は、調査成果について、所定の様式に基づき、とりまとめ、河川調査総括図を作成するものとする。</p> <p>(4) 照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(5) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 4 節 成果物</p> <p>第 2122 条 成果物</p> <p>1. 環境影響評価 受注者は、表 2. 1. 1 に示す成果物を作成し、第 1117 条成果物の提出に従い納品するものとする。</p> <p>納品にあたっては、「オンライン電子納品実施要領 業務編」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理サーバーへ、オンラインにて納品を行うものとする。</p> <p>なお、オンラインによる納品が困難な場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。</p>	<p>第 2120 条 河川水辺総括資料作成調査</p> <p>1. 業務目的 河川水辺の国勢調査結果を総括的にとりまとめ、総括資料を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握した上で、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 資料調査 受注者は、設計図書および「河川水辺総括資料作成調査の手引き（案）（リバーフロント整備センター・平成 13 年 8 月）」に基づき、河川水辺の国勢調査の結果を収集・整理し、総括的な考察検討をおこなうものとする。</p> <p>(3) 調査成果のとりまとめ 受注者は、調査成果について、所定の様式に基づき、とりまとめ、河川調査総括図を作成するものとする。</p> <p>(4) 照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(5) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第 4 節 成果物</p> <p>第 2121 条 成果物</p> <p>1. 環境影響評価 受注者は、表 2. 1. 1 に示す成果物を作成し、第 1117 条成果物の提出に従い納品するものとする。</p> <p>納品にあたっては、「オンライン電子納品実施要領 業務編」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理サーバーへ、オンラインにて納品を行うものとする。</p> <p>なお、オンラインによる納品が困難な場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。</p>	

改 定

表 2.1.1 成果物一覧表

成果物項目	摘要
計画段階配慮書（案）	※2
環境影響評価報告書一式	※1
方法書（案）	
準備書（案）	※2
評価書（案）	※2
評価書の補正等	

- ※1 環境影響評価報告書には、評価項目・調査・評価手法の選定、調査、予測・評価及び環境保全措置の検討等の報告書を含むものとする。
- ※2 要約書（案）を含むものとする。

2. 河川水辺環境調査

受注者は、報告書を成果物として発注者に提出するものとする。このほか、設計図書の指示により、標本を提出するものとする。

現 行

表 2.1.1 成果物一覧表

成果物項目	摘要
計画段階配慮書（案）	※2
環境影響評価報告書一式	※1
方法書（案）	
準備書（案）	※2
評価書（案）	※2
評価書の補正等	

- ※1 環境影響評価報告書には、評価項目・調査・評価手法の選定、調査、予測・評価及び環境保全措置の検討等の報告書を含むものとする。
- ※2 要約書（案）を含むものとする。

2. 河川水辺環境調査

受注者は、報告書を成果物として発注者に提出するものとする。このほか、設計図書の指示により、標本を提出するものとする。

備 考

改 定	現 行	備 考
第5編 ダム編	第5編 ダム編	
目 次	目 次	
第5編 ダム編..... 1	第5編 ダム編..... 2	
第1章 ダム環境調査..... 1	第1章 ダム環境調査..... 2	
第1節 ダム環境調査の種類..... 1	第1節 ダム環境調査の種類..... 2	
第5101条 ダム環境調査の種類..... 1	第5101条 ダム環境調査の種類..... 2	
第2節 環境影響評価..... 1	第2節 環境影響評価..... 2	
第5102条 環境影響評価の区分..... 1	第5102条 環境影響評価の区分..... 2	
第5103条 計画段階配慮書（案）の作成..... 1	第5103条 計画段階配慮書（案）の作成..... 2	
第5104条 方法書（案）の作成..... 3	第5104条 方法書（案）の作成..... 4	
第5105条 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定..... 4	第5105条 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定..... 5	
第5106条 調査..... 5	第5106条 調査..... 6	
第5107条 予測及び評価並びに環境保全措置の検討..... 6	第5107条 予測及び評価並びに環境保全措置の検討..... 7	
第5108条 準備書（案）の作成..... 7	第5108条 準備書（案）の作成..... 8	
第5109条 評価書（案）の作成..... 7	第5109条 評価書（案）の作成..... 8	
第5110条 評価書の補正等..... 8	第5110条 評価書の補正等..... 9	
第3節 ダム湖環境調査..... 9	第3節 ダム湖環境調査..... 10	
第5111条 ダム湖環境調査の区分..... 9	第5111条 ダム湖環境調査の区分..... 10	
第5112条 魚類採捕調査..... 9	第5112条 魚類調査..... 10	
第5113条 魚類環境DNA調査..... 10		
第5114条 底生動物調査..... 11	第5113条 底生動物調査..... 11	
第5115条 動植物プランクトン調査..... 12	第5114条 動植物プランクトン調査..... 12	
第5116条 植物調査..... 12	第5115条 植物調査..... 13	
第5117条 鳥類調査..... 13	第5116条 鳥類調査..... 13	
第5118条 両生類・爬虫類・哺乳類調査..... 14	第5117条 両生類・爬虫類・哺乳類調査..... 14	
第5119条 陸上昆虫類等調査..... 14	第5118条 陸上昆虫類等調査..... 15	
第5120条 ダム湖環境基図作成調査..... 15		
第5121条 ダム湖利用実態調査..... 16	第5119条 ダム湖利用実態調査..... 15	
第4節 成果物..... 17	第4節 成果物..... 16	
第5122条 成果物..... 17	第5120条 成果物..... 16	
第3章 ダム地質調査..... 26	第3章 ダム地質調査..... 26	
第4節 地表地質踏査..... 29	第4節 地表地質踏査..... 30	
第5304条 地表地質踏査の基本的事項..... 29	第5304条 地表地質踏査の基本的事項..... 30	
第5308条 堤体材料採取候補地選定地表地質概査（1/5,000）..... 34	第5308条 堤体材料採取候補地選定地表地質概査（1/5,000）..... 35	
第5310条 堤体材料採取候補地地表地質調査（1/1,000）..... 37	第5310条 堤体材料採取候補地地表地質調査（1/1,000）..... 38	
第5311条 貯水池周辺地表地質概査（1/2,500）..... 39	第5311条 貯水池周辺地表地質概査（1/2,500）..... 40	

改 定	現 行	備 考
第5312条 貯水池周辺地表地質調査（1/1,000）…………… 40	第5312条 貯水池周辺地表地質調査（1/1,000）…………… 41	
第5節 物理探査…………… 42	第5節 物理探査…………… 43	
第5313条 物理探査の基本的事項…………… 42	第5313条 物理探査の基本的事項…………… 43	
第5314条 物理探査…………… 42	第5314条 物理探査…………… 43	
第6節 透水試験…………… 43	第6節 透水試験…………… 44	
第5315条 ルジオンテストの基本的事項…………… 43	第5315条 ルジオンテストの基本的事項…………… 44	
第5316条 ルジオンテストおよび考察…………… 43	第5316条 ルジオンテストおよび考察…………… 45	
第7節 横坑調査…………… 44	第7節 横坑調査…………… 46	
第5317条 横坑調査の基本的事項…………… 45	第5317条 横坑調査の基本的事項…………… 46	
第5318条 横坑観察…………… 45	第5318条 横坑観察…………… 46	
第8節 岩盤試験…………… 46	第8節 岩盤試験…………… 47	
第5319条 岩盤試験の基本的事項…………… 46	第5319条 岩盤試験の基本的事項…………… 47	
第5320条 岩盤直接せん断試験…………… 46	第5320条 岩盤直接せん断試験…………… 47	
第5321条 岩盤変形試験…………… 47	第5321条 岩盤変形試験…………… 49	
第9節 孔内観察…………… 49	第9節 孔内観察…………… 50	
第5322条 孔内観察…………… 49	第5322条 孔内観察…………… 50	
第10節 地質解析…………… 50	第10節 地質解析…………… 51	
第5323条 地質解析の基本的事項…………… 50	第5323条 地質解析の基本的事項…………… 51	
第5324条 ダムサイト地質比較検討（1/5,000）…………… 50	第5324条 ダムサイト地質比較検討（1/5,000）…………… 52	
第5325条 堤体材料採取候補地地質比較検討（1/5,000）…………… 52	第5325条 堤体材料採取候補地地質比較検討（1/5,000）…………… 53	
第5326条 ダムサイト地質解析（1/2,500）…………… 53	第5326条 ダムサイト地質解析（1/2,500）…………… 54	
第5327条 ダムサイト地質解析（1/500）…………… 54	第5327条 ダムサイト地質解析（1/500）…………… 56	
第5328条 堤体材料採取候補地地質解析（1/2,500）…………… 56	第5328条 堤体材料採取候補地地質解析（1/2,500）…………… 57	
第5329条 堤体材料採取候補地地質解析（1/1,000）…………… 57	第5329条 堤体材料採取候補地地質解析（1/1,000）…………… 59	
第5330条 地質考察の基本的事項…………… 58	第5330条 地質考察の基本的事項…………… 60	
第5331条 ダムサイト地質考察…………… 59	第5331条 ダムサイト地質考察…………… 60	
第5332条 堤体材料採取候補地地質考察…………… 60	第5332条 堤体材料採取候補地地質考察…………… 62	
第5333条 貯水池周辺地質考察…………… 61	第5333条 貯水池周辺地質考察…………… 63	
第5334条 ダムサイト地質総合解析（概略設計段階）（1/500）…………… 62	第5334条 ダムサイト地質総合解析（概略設計段階）（1/500）…………… 64	
第5335条 ダムサイト地質総合解析（実施設計段階）（1/500）…………… 64	第5335条 ダムサイト地質総合解析（実施設計段階）（1/500）…………… 66	
第5336条 堤体材料採取候補地地質総合解析（1/1,000）…………… 65	第5336条 堤体材料採取候補地地質総合解析（1/1,000）…………… 68	
第11節 岩盤掘削面スケッチ…………… 67	第11節 岩盤掘削面スケッチ…………… 69	
第5337条 ダムサイト基礎掘削面岩盤スケッチ（縮尺各種）…………… 67	第5337条 ダムサイト基礎掘削面岩盤スケッチ（縮尺各種）…………… 70	
第5338条 堤体材料採取地掘削時材料評価…………… 68	第5338条 堤体材料採取地掘削時材料評価…………… 71	
第5339条 堤体材料採取地掘削面スケッチ…………… 69	第5339条 堤体材料採取地掘削面スケッチ…………… 72	
第12節 第四紀断層調査…………… 70	第12節 第四紀断層調査…………… 73	
第5340条 第四紀断層調査の基本的事項…………… 71	第5340条 第四紀断層調査の基本的事項…………… 73	
第5341条 第四紀断層調査（一次調査その1）…………… 71	第5341条 第四紀断層調査（一次調査その1）…………… 73	
第13節 成果物…………… 73	第13節 成果物…………… 75	

改 定	現 行	備 考
第5342条 成果物……………73	第5342条 成果物……………75	
第4章 ダム本体設計……………79	第4章 ダム本体設計……………81	
第1節 ダム本体設計の種類……………79	第1節 ダム本体設計の種類……………81	
第5401条 ダム本体設計の種類……………79	第5401条 ダム本体設計の種類……………81	
第2節 重力式コンクリートダム本体設計……………79	第2節 重力式コンクリートダム本体設計……………81	
第5402条 重力式コンクリートダム本体設計の区分……………79	第5402条 重力式コンクリートダム本体設計の区分……………81	
第5403条 計画設計……………79	第5403条 計画設計……………81	
第5404条 概略設計……………82	第5404条 概略設計……………84	
第5405条 実施設計……………84	第5405条 実施設計……………86	
第3節 ゾーン型フィルダム本体設計……………89	第3節 ゾーン型フィルダム本体設計……………91	
第5406条 ゾーン型フィルダム本体設計の区分……………89	第5406条 ゾーン型フィルダム本体設計の区分……………91	
第5407条 計画設計……………89	第5407条 計画設計……………91	
第5408条 概略設計……………91	第5408条 概略設計……………93	
第5409条 実施設計……………94	第5409条 実施設計……………96	
第4節 成果物……………99	第4節 成果物……………101	
第5410条 成果物……………99	第5410条 成果物……………101	
第5章 ダム付帯施設設計……………106	第5章 ダム付帯施設設計……………108	
第1節 ダム付帯施設設計の種類……………106	第1節 ダム付帯施設設計の種類……………108	
第5501条 ダム付帯施設設計の種類……………106	第5501条 ダム付帯施設設計の種類……………108	
第2節 ダム管理用発電設計……………106	第2節 ダム管理用発電設計……………108	
第5502条 ダム管理用発電設計の区分……………106	第5502条 ダム管理用発電設計の区分……………108	
第5503条 可能性調査……………106	第5503条 可能性調査……………108	
第5504条 実施設計……………107	第5504条 実施設計……………109	
第3節 付帯施設設計……………109	第3節 付帯施設設計……………111	
第5505条 付帯施設設計の区分……………109	第5505条 付帯施設設計の区分……………111	
第5506条 概略設計……………109	第5506条 概略設計……………111	
第5507条 実施設計……………110	第5507条 実施設計……………112	
第4節 成果物……………111	第4節 成果物……………113	
第5508条 成果物……………111	第5508条 成果物……………113	
第6章 施工計画及び施工設備設計……………113	第6章 施工計画及び施工設備設計……………115	
第1節 ダム本体施工計画及び施工設備設計の種類……………113	第1節 ダム本体施工計画及び施工設備設計の種類……………115	
第5601条 ダム本体施工計画及び施工設備設計の種類……………113	第5601条 ダム本体施工計画及び施工設備設計の種類……………115	
第2節 コンクリートダム施工計画及び施工設備設計……………113	第2節 コンクリートダム施工計画及び施工設備設計……………115	
第5602条 コンクリートダム施工計画及び施工設備設計の区分……………113	第5602条 コンクリートダム施工計画及び施工設備設計の区分……………115	
第5603条 概略設計……………113	第5603条 概略設計……………115	
第5604条 実施設計……………116	第5604条 実施設計……………118	
第3節 フィルダム施工計画及び施工設備設計……………121	第3節 フィルダム施工計画及び施工設備設計……………123	
第5605条 施工計画・仮設備設計の区分……………121	第5605条 施工計画・仮設備設計の区分……………123	
第5606条 概略設計……………121	第5606条 概略設計……………123	

改 定	現 行	備 考
第5607条 実施設計…………… 124	第5607条 実施設計…………… 126	
第4節 成果物…………… 129	第4節 成果物…………… 131	
第5608条 成果物…………… 129	第5608条 成果物…………… 131	
第7章 ダム点検…………… 134	第7章 ダム点検…………… 136	
第1節 ダム点検…………… 134	第1節 ダム点検…………… 136	
第5701条 ダム総合点検…………… 134	第5701条 ダム総合点検…………… 136	
第8章 その他…………… 137	第8章 その他…………… 139	
第1節 背水計算…………… 137	第1節 背水計算…………… 139	
第5801条 背水計算…………… 137	第5801条 背水計算…………… 139	
第2節 水理模型実験…………… 137	第2節 水理模型実験…………… 139	
第5802条 水理模型実験の種類と範囲及び条件…………… 137	第5802条 水理模型実験の種類と範囲及び条件…………… 139	
第5803条 重力式コンクリートダム洪水吐き水理模型実験…………… 138	第5803条 重力式コンクリートダム洪水吐き水理模型実験…………… 140	
第5804条 フィルダム洪水吐き水理模型実験…………… 140	第5804条 フィルダム洪水吐き水理模型実験…………… 142	
第5805条 放流管抽出水理模型実験…………… 141	第5805条 放流管抽出水理模型実験…………… 143	
第3節 骨材破砕試験・解析…………… 142	第3節 骨材破砕試験・解析…………… 144	
第5806条 骨材破砕試験・解析の種類…………… 142	第5806条 骨材破砕試験・解析の種類…………… 144	
第5807条 骨材破砕試験・解析…………… 142	第5807条 骨材破砕試験・解析…………… 144	
第4節 コンクリート配合試験・解析…………… 144	第4節 コンクリート配合試験・解析…………… 146	
第5808条 コンクリート配合試験・解析の種類…………… 144	第5808条 コンクリート配合試験・解析の種類…………… 146	
第5809条 コンクリート配合試験・解析…………… 144	第5809条 コンクリート配合試験・解析…………… 146	
第5節 グラウチング試験・解析…………… 145	第5節 グラウチング試験・解析…………… 147	
第5810条 グラウチング試験・解析…………… 145	第5810条 グラウチング試験・解析…………… 147	
第6節 グラウチングデータ整理・解析…………… 147	第6節 グラウチングデータ整理・解析…………… 149	
第5811条 グラウチングデータ整理・解析…………… 147	第5811条 グラウチングデータ整理・解析…………… 149	
第7節 成果物…………… 148	第7節 成果物…………… 150	
第5812条 成果物…………… 148	第5812条 成果物…………… 150	

改 定	現 行	備 考
<p style="text-align: center;">第 1 章 ダム環境調査</p> <p>第 3 節 ダム湖環境調査</p> <p>本調査は、「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【ダム湖版】」（国土交通省・令和 7 年 9 月）（以下この節において「マニュアル」という。）に準拠して、実施するものとする。</p> <p>第5111条 ダム湖環境調査の区分 ダム湖環境調査の区分は、次の各項に定めるところによる。</p> <p>（1）基本調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 魚類採捕調査 ② 魚類環境 DNA 調査 ③ 底生動物調査 ④ 動植物プランクトン調査 ⑤ 植物調査（植物相調査） ⑥ 鳥類調査 ⑦ 両生類・爬虫類・哺乳類調査 ⑧ 陸上昆虫类等調査 ⑨ ダム湖環境基図作成調査 <p>（2）ダム湖利用実態調査</p> <p>第5112条 魚類採捕調査</p> <p>1. 業務目的 本調査は、ダム湖及びその上下流の周辺における魚類の生息状況を把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>（1）計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>（2）事前調査 受注者は、現地調査を行う前に、設計図書に基づき、文献調査及び聞き取り調査により調査対象ダム湖の位置する河川、ダム湖、及びその周辺における諸情報を取りまとめるものとする。</p> <p>なお、文献の収集及び聞き取り相手の選定にあたっては、マニュアルに基づき学識経験者の助言を得るようとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 ダム環境調査</p> <p>第 3 節 ダム湖環境調査</p> <p>本調査は、「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【ダム湖版】」（国土交通省・平成 28 年 1 月）（以下この節において「マニュアル」という。）に準拠して、実施するものとする。</p> <p>第5111条 ダム湖環境調査の区分 ダム湖環境調査の区分は、次の各項に定めるところによる。</p> <p>（1）基本調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 魚類調査 ② 底生動物調査 ③ 動植物プランクトン調査 ④ 植物調査（植物相調査） ⑤ 鳥類調査 ⑥ 両生類・爬虫類・哺乳類調査 ⑦ 陸上昆虫类等調査 ⑧ ダム湖環境基図作成調査 <p>（2）ダム湖利用実態調査</p> <p>第5112条 魚類調査</p> <p>1. 業務目的 本調査は、ダム湖及びその上下流の周辺における魚類の生息状況を把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>（1）計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>（2）事前調査 受注者は、現地調査を行う前に、設計図書に基づき、文献調査及び聞き取り調査により調査対象ダム湖の位置する河川、ダム湖、及びその周辺における諸情報を取りまとめるものとする。</p> <p>なお、文献の収集及び聞き取り相手の選定にあたっては、マニュアルに基づき学識経験者の助言を得るようとする。</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(3) 現地調査計画策定</p> <p>1) 現地踏査 受注者は、現地調査計画の策定にあたっては、前回の調査、文献調査、聞き取り調査の成果を踏まえ、調査対象ダム湖及びその周辺、流入河川・下流河川等の現地踏査を行うものとする。</p> <p>2) 現地調査計画書の作成 受注者は、調査地点の設定、調査時期及び回数の設定、調査方法の選定、採捕のための措置を行い、現地調査計画書を作成するものとする。 なお、計画策定にあたっては、マニュアルに基づき学識経験者の助言を得るようにするものとする。</p> <p>(4) 現地調査 受注者は現地調査計画に基づき、調査を実施するものとする。</p> <p>(5) 室内分析 受注者は、現地調査において採集した魚類を室内に持ち帰り、調査地点別に同定及び計数を行う。また必要に応じ標本の作成を行う。</p> <p>(6) 調査成果のとりまとめ 受注者は、マニュアルに基づき、調査結果について所定の様式にとりまとめる。 また、受注者は、所定の様式に基づき、年鑑原稿を作成するものとする。</p> <p>(7) 照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(8) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第5113条 魚類環境DNA調査</p> <p>1. 業務目的 本調査は、魚類の生息状況を、環境 DNA 調査を基に把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。 なお、(2) 現地調査計画策定、(3) 現地調査については、第 5112 条魚類採捕調査に準ずるものとする。</p> <p>(4) 分析</p>	<p>(3) 現地調査計画策定</p> <p>1) 現地踏査 受注者は、現地調査計画の策定にあたっては、前回の調査、文献調査、聞き取り調査の成果を踏まえ、調査対象ダム湖及びその周辺、流入河川・下流河川等の現地踏査を行うものとする。</p> <p>2) 現地調査計画書の作成 受注者は、調査地点の設定、調査時期及び回数の設定、調査方法の選定、採捕のための措置を行い、現地調査計画書を作成するものとする。 なお、計画策定にあたっては、マニュアルに基づき学識経験者の助言を得るようにするものとする。</p> <p>(4) 現地調査 受注者は現地調査計画に基づき、調査を実施するものとする。</p> <p>(5) 室内分析 受注者は、現地調査において採集した魚介類を室内に持ち帰り、調査地点別に同定及び計数を行う。また必要に応じ標本の作成を行う。</p> <p>(6) 調査成果のとりまとめ 受注者は、マニュアルに基づき、調査結果について所定の様式にとりまとめる。 また、受注者は、所定の様式に基づき、年鑑原稿を作成するものとする。</p> <p>(7) 照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(8) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>受注者は、調査成果について、「ろ過」、「DNAの抽出」、「DNAの分析」を行うものとし、各分析工程の実施日は工程毎に記録するものとする。また、各工程の作業が複数回にわたる場合は分析回を記録する。</p> <p>(5) 調査成果のとりまとめ 受注者は、マニュアルに基づき、調査結果について所定の様式にとりまとめる。また、所定の様式に基づき、年鑑原稿を作成するものとする。</p> <p>(6) 照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(7) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第5114条 底生動物調査</p> <p>1. 業務目的 本調査は、ダム湖及びその周辺における底生動物の生息状況を把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。 なお、(2) 事前調査、(3) 現地調査計画策定、(4) 現地調査については、第 5112 条魚類採捕調査に準ずるものとする。</p> <p>(5) 室内分析 受注者は、現地調査において採集したサンプルを室内に持ち帰り、ソーティング（生物の拾い出し）を行い、ついで、種の同定、種ごとの個体数の計数を行うものとする。定量採集においては、サンプルの湿重量の測定を行う。また調査地点別、調査回別、種別に標本を作成する。</p> <p>(6) 調査成果の取りまとめ 受注者は、マニュアルに基づき、調査結果について所定の様式にとりまとめる。 また、受注者は、所定の様式に基づき、年鑑原稿を作成するものとする。</p> <p>(7) 照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(8) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果</p>	<p>第5113条 底生動物調査</p> <p>1. 業務目的 本調査は、ダム湖及びその周辺における底生動物の生息状況を把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。 なお、(2) 事前調査、(3) 現地調査計画策定、(4) 現地調査については、第 5112 条魚類調査に準ずるものとする。</p> <p>(5) 室内分析 受注者は、現地調査において採集したサンプルを室内に持ち帰り、ソーティング（生物の拾い出し）を行い、ついで、種の同定、種ごとの個体数の計数を行うものとする。定量採集においては、サンプルの湿重量の測定を行う。また調査地点別、調査回別、種別に標本を作成する。</p> <p>(6) 調査成果の取りまとめ 受注者は、マニュアルに基づき、調査結果について所定の様式にとりまとめる。 また、受注者は、所定の様式に基づき、年鑑原稿を作成するものとする。</p> <p>(7) 照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(8) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第5115条 動植物プランクトン調査</p> <p>1. 業務目的 本調査は、ダム湖における動植物プランクトンの生息・生息状況を把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。 なお、(2) 事前調査、(3) 現地調査計画策定、(4) 現地調査については、第 5112 条魚類採捕調査に準ずるものとする。</p> <p>(5) 室内分析 受注者は、現地調査において採集したサンプルを室内に持ち帰り、必要な前処理を行い、種の同定、種ごとの個体数の計数を行うものとする。</p> <p>(6) 調査成果の取りまとめ 受注者は、マニュアルに基づき、調査結果について所定の様式にとりまとめる。また、所定の様式に基づき、年鑑原稿を作成するものとする。</p> <p>(7) 照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(8) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第5116条 植物調査</p> <p>1. 業務目的 本調査は、ダム湖及びその周辺における植物の生育状況を把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。 なお、(2) 事前調査、(3) 現地調査計画策定、(4) 現地調査については、第 5112 条魚類採捕調査に準ずるものとする。</p> <p>(5) 室内分析</p>	<p>に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第5114条 動植物プランクトン調査</p> <p>1. 業務目的 本調査は、ダム湖における動植物プランクトンの生息・生息状況を把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。 なお、(2) 事前調査、(3) 現地調査計画策定、(4) 現地調査については、第 5112 条魚類調査に準ずるものとする。</p> <p>(5) 室内分析 受注者は、現地調査において採集したサンプルを室内に持ち帰り、必要な前処理を行い、種の同定、種ごとの個体数の計数を行うものとする。</p> <p>(6) 調査成果の取りまとめ 受注者は、マニュアルに基づき、学識経験者の助言を仰ぎ、調査結果をとりまとめ、考察を行う。また、所定の様式に基づき、年鑑原稿を作成するものとする。</p> <p>(7) 照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(8) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第5115条 植物調査</p> <p>1. 業務目的 本調査は、ダム湖及びその周辺における植物の生育状況を把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。 なお、(2) 事前調査、(3) 現地調査計画策定、(4) 現地調査については、第 5112 条魚類調査に準ずるものとする。</p> <p>(5) 室内分析</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>受注者は、現地で同定が困難な種等を室内に持ち帰り、検索・同定を行う。また同定が困難な種等については、必要に応じて標本（おしば）の作成を行う。</p> <p>(6) 調査成果の取りまとめ 受注者は、マニュアルに基づき、調査結果について所定の様式にとりまとめる。 また、受注者は、所定の様式に基づき、年鑑原稿を作成するものとする。</p> <p>(7) 照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(8) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第5117条 鳥類調査</p> <p>1. 業務目的 本調査は、ダム湖及びその周辺における鳥類の生息状況を把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。 なお、(2) 事前調査、(3) 現地調査計画策定、(4) 現地調査については、第 5112 条魚類採捕調査に準ずるものとする。</p> <p>(5) 調査成果の取りまとめ 受注者は、マニュアルに基づき、調査結果について所定の様式にとりまとめる。 また、受注者は、所定の様式に基づき、年鑑原稿を作成するものとする。</p> <p>(6) 照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(7) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p>	<p>受注者は、現地で同定が困難な種等を室内に持ち帰り、検索・同定を行う。また同定が困難な種等については、必要に応じて標本（おしば）の作成を行う。</p> <p>(6) 調査成果の取りまとめ 受注者は、マニュアルに基づき、調査結果について所定の様式にとりまとめる。 また、受注者は、所定の様式に基づき、年鑑原稿を作成するものとする。</p> <p>(7) 照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(8) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第5116条 鳥類調査</p> <p>1. 業務目的 本調査は、ダム湖及びその周辺における鳥類の生息状況を把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。 なお、(2) 事前調査、(3) 現地調査計画策定、(4) 現地調査については、第 5112 条魚類調査に準ずるものとする。</p> <p>(5) 調査成果の取りまとめ 受注者は、マニュアルに基づき、調査結果について所定の様式にとりまとめる。 また、受注者は、所定の様式に基づき、年鑑原稿を作成するものとする。</p> <p>(6) 照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(7) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>第5118条 両生類・爬虫類・哺乳類調査</p> <p>1. 業務目的 本調査は、ダム湖及びその周辺における両生類・爬虫類・哺乳類の生息状況を把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。 なお、(2) 事前調査、(3) 現地調査計画策定、(4) 現地調査については、第 5112 条魚類採捕調査に準ずるものとする。</p> <p>(5) 室内分析 受注者は、捕獲した個体のうち、特定種に該当しないもので同定上問題があると判断されるものを持ち帰り、室内において検索・同定を行う。また必要に応じ標本の作成を行う。</p> <p>(6) 調査成果の取りまとめ 受注者は、マニュアルに基づき、調査結果について所定の様式にとりまとめる。 また、受注者は、所定の様式に基づき、年鑑原稿を作成するものとする。</p> <p>(7) 照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(8) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第5119条 陸上昆虫類等調査</p> <p>1. 業務目的 本調査は、ダム湖及びその周辺における陸上昆虫類等の生息状況を把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。 なお、(2) 事前調査、(3) 現地調査計画策定、(4) 現地調査については、第 5112 条魚類採捕調査に準ずるものとする。</p>	<p>第5117条 両生類・爬虫類・哺乳類調査</p> <p>1. 業務目的 本調査は、ダム湖及びその周辺における両生類・爬虫類・哺乳類の生息状況を把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。 なお、(2) 事前調査、(3) 現地調査計画策定、(4) 現地調査については、第 5112 条魚類調査に準ずるものとする。</p> <p>(5) 室内分析 受注者は、捕獲した個体のうち、特定種に該当しないもので同定上問題があると判断されるものを持ち帰り、室内において検索・同定を行う。また必要に応じ標本の作成を行う。</p> <p>(6) 調査成果の取りまとめ 受注者は、マニュアルに基づき、調査結果について所定の様式にとりまとめる。 また、受注者は、所定の様式に基づき、年鑑原稿を作成するものとする。</p> <p>(7) 照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(8) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第5118条 陸上昆虫類等調査</p> <p>1. 業務目的 本調査は、ダム湖及びその周辺における陸上昆虫類等の生息状況を把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。 なお、(2) 事前調査、(3) 現地調査計画策定、(4) 現地調査については、第 5112 条魚類調査に準ずるものとする。</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(5) 室内分析 受注者は、現地調査において採集した陸上昆虫類等を室内に持ち帰り、調査地区ごとに同定及び計数を行う。また、必要に応じ標本の作成を行う。</p> <p>(6) 調査成果の取りまとめ 受注者は、マニュアルに基づき、調査結果について所定の様式にとりまとめる。 また、受注者は、所定の様式に基づき、年鑑原稿を作成するものとする。</p> <p>(7) 照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(8) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第5120条 ダム湖環境基図作成調査</p> <p>1. 業務目的 本調査は、生物の良好な生息・生育環境の保全を念頭においた適切なダム管理に資するため、ダム湖及びその周辺における植生、河川環境、構造物等を把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 事前調査 受注者は、現地調査を行う前に、設計図書に基づき、文献調査及び聞き取り調査を実施するものとする。</p> <p>(3) 現地調査計画策定</p> <p>1) 現地踏査 受注者は、現地調査計画の策定にあたっては、全体調査計画、前回の調査、文献調査、聞き取り調査の成果を踏まえ、調査対象ダム湖及びその周辺、流入河川・下流河川等の現地踏査を行うものとする。</p> <p>2) 現地調査計画書の作成 受注者は、調査地点の設定、調査時期及び回数設定、調査方法の選定を行い、現地調査計画書を作成するものとする。 なお、計画策定にあたっては、マニュアルに基づき学識経験者の助言を得るようにするものとする。</p>	<p>(5) 室内分析 受注者は、現地調査において採集した陸上昆虫類等を室内に持ち帰り、調査地区ごとに同定及び計数を行う。また、必要に応じ標本の作成を行う。</p> <p>(6) 調査成果の取りまとめ 受注者は、マニュアルに基づき、調査結果について所定の様式にとりまとめる。 また、受注者は、所定の様式に基づき、年鑑原稿を作成するものとする。</p> <p>(7) 照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(8) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(4) 現地調査 受注者は現地調査計画に基づき、調査を実施するものとする。</p> <p>(5) 調査成果のとりまとめ 受注者は、調査成果について所定の様式に基づき、とりまとめ・考察を行い、ダム湖環境基図を作成するものとする。</p> <p>(6) 照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(7) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第5121条 ダム湖利用実態調査</p> <p>1. 業務目的 本調査は、ダム湖及びその周辺区域の利用者数、利用状況等ダム湖及びその周辺区域の利用実態を把握することを目的とする。また実施に際しては、「ダム湖利用実態調査マニュアル・国土交通省」に準拠するものとする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 現地調査計画の策定 受注者は設計図書に基づき、対象地域、調査項目、調査実施日、既往成果等を整理して調査計画を策定し、調査職員の承諾を得るものとする。</p> <p>(3) 現地調査 受注者は、現地調査計画に基づき、調査を実施するものとする。</p> <p>(4) 調査成果のとりまとめ 受注者は、調査結果について、所定の様式に基づき成果のとりまとめを行うものとする。</p> <p>(5) 照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(6) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p>	<p>第5119条 ダム湖利用実態調査</p> <p>1. 業務目的 本調査は、ダム湖及びその周辺区域の利用者数、利用状況等ダム湖及びその周辺区域の利用実態を把握することを目的とする。また実施に際しては、「ダム湖利用実態調査マニュアル（案）・国土交通省」に準拠するものとする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 現地調査計画の策定 受注者は設計図書に基づき、対象地域、調査項目、調査実施日、既往成果等を整理して調査計画を策定し、調査職員の承諾を得るものとする。</p> <p>(3) 現地調査 受注者は、現地調査計画に基づき、調査を実施するものとする。</p> <p>(4) 調査成果のとりまとめ 受注者は、調査結果について、所定の様式に基づき成果のとりまとめを行うものとする。</p> <p>(5) 照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(6) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p>	

改 定	現 行	備 考																				
<p>第4節 成果物</p> <p>第5122条 成果物</p> <p>1. 環境影響評価</p> <p>受注者は、表5.1.1に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い納品するものとする。</p> <p>納品にあたっては、「オンライン電子納品実施要領 業務編」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理サーバーへ、オンラインにて納品を行うものとする。</p> <p>なお、オンラインによる納品が困難な場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表5.1.1 成果物一覧表</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">成果物項目</th> <th style="text-align: center;">摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">環境影響評価報告書一式</td> <td style="text-align: center;">※1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">方法書（案）</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">準備書（案）</td> <td style="text-align: center;">※2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">評価書（案）</td> <td style="text-align: center;">※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 環境影響評価報告書には、評価項目・調査・評価手法の選定、調査、予測・評価及び環境保全措置の検討等の報告書を含むものとする。</p> <p>※2 要約書（案）を含むものとする。</p> <p>2. ダム湖環境調査</p> <p>受注者は、報告書を成果物として第1117条成果物の提出に従い作成し発注者に提出するものとする。このほか、設計図書の指示により、標本を提出するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第3章 ダム地質調査</p> <p>第2節 地形調査</p> <p>第5302条 地形調査</p> <p>1. 業務目的</p> <p>ダム地質調査の初期段階において、ダム予定箇所周辺の地形特性を、地すべり地形や線状模様などを抽出することにより把握し、ダム建設のための資料とすることを目的とする。</p>	成果物項目	摘要	環境影響評価報告書一式	※1	方法書（案）		準備書（案）	※2	評価書（案）	※2	<p>第4節 成果物</p> <p>第5120条 成果物</p> <p>1. 環境影響評価</p> <p>受注者は、表5.1.1に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い納品するものとする。</p> <p>納品にあたっては、「オンライン電子納品実施要領 業務編」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理サーバーへ、オンラインにて納品を行うものとする。</p> <p>なお、オンラインによる納品が困難な場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表5.1.1 成果物一覧表</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">成果物項目</th> <th style="text-align: center;">摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">環境影響評価報告書一式</td> <td style="text-align: center;">※1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">方法書（案）</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">準備書（案）</td> <td style="text-align: center;">※2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">評価書（案）</td> <td style="text-align: center;">※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 環境影響評価報告書には、評価項目・調査・評価手法の選定、調査、予測・評価及び環境保全措置の検討等の報告書を含むものとする。</p> <p>※2 要約書（案）を含むものとする。</p> <p>2. ダム湖環境調査</p> <p>受注者は、報告書を成果物として第1117条成果物の提出に従い作成し発注者に提出するものとする。このほか、設計図書の指示により、標本を提出するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第3章 ダム地質調査</p> <p>第2節 地形調査</p> <p>第5302条 地形調査</p> <p>1. 業務目的</p> <p>ダム地質調査の初期段階において、ダム予定箇所周辺の地形特性を、地すべり地形や線状模様などを抽出することにより把握し、ダム建設のための資料とすることを目的とする。</p>	成果物項目	摘要	環境影響評価報告書一式	※1	方法書（案）		準備書（案）	※2	評価書（案）	※2	
成果物項目	摘要																					
環境影響評価報告書一式	※1																					
方法書（案）																						
準備書（案）	※2																					
評価書（案）	※2																					
成果物項目	摘要																					
環境影響評価報告書一式	※1																					
方法書（案）																						
準備書（案）	※2																					
評価書（案）	※2																					

改 定	現 行	備 考
<p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 資料収集整理 1) 受注者は、ダム周辺地域の地形・地質資料や文献などを収集し、整理するものとする。なお、用地、自然環境上の制約等についても配慮するものとする。 2) 受注者は、縮尺 1/40,000 程度の空中写真を収集するものとする。</p> <p>(3) 空中写真判読 1) 受注者は、収集した空中写真を使用し、ダム周辺地域の地すべり地形や線状模様を判読するものとする。 2) 受注者は、ダム位置を中心とし、半径 10km 範囲を判読するものとする。</p> <p>(4) 図面作成 受注者は、収集した資料や判読結果に基づき、ダム周辺地域の縮尺 1/25,000 の地形特性図を作成するものとする。</p> <p>(5) とりまとめ 1) 受注者は、以上の結果をとりまとめ、ダム周辺地域の地形特性を明らかにするものとする。 2) 受注者は、調査結果に基づき、今後の調査計画の提案を行うものとする。</p> <p>(6) 照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(7) 報告書作成 受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～3 項に従い作成し納品するものとする。</p> <p>3. 成果物 受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し納品するものとする。</p> <p>また、収集した空中写真については、別途資料集として提出する。</p>	<p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 資料収集整理 1) 受注者は、ダム周辺地域の地形・地質資料や文献などを収集し、整理するものとする。なお、用地、自然環境上の制約等についても配慮するものとする。 2) 受注者は、縮尺 1/40,000 程度の空中写真を収集するものとする。</p> <p>(3) 空中写真判読 1) 受注者は、収集した空中写真を使用し、ダム周辺地域の地すべり地形や線状模様を判読するものとする。 2) 受注者は、ダム位置を中心とし、半径 10km 範囲を判読するものとする。</p> <p>(4) 図面作成 受注者は、収集した資料や判読結果に基づき、ダム周辺地域の縮尺 1/25,000 の地形特性図を作成するものとする。</p> <p>(5) とりまとめ 1) 受注者は、以上の結果をとりまとめ、ダム周辺地域の地形特性を明らかにするものとする。 2) 受注者は、調査結果に基づき、今後の調査計画の提案を行うものとする。</p> <p>(6) 照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(7) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. 成果物 受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～3 項に従い作成し納品するものとする。</p> <p>納品にあたっては、「オンライン電子納品実施要領 業務編」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理サーバーへ、オンラインにて納品を行うものとする。</p> <p>なお、オンラインによる納品が困難な場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。</p> <p>また、収集した空中写真については、別途資料集として提出する。</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(1) 地形特性図 (1/25,000) (2) 地形調査報告書</p> <p>4. 貸与資料 貸与資料は、設計図書に提示する。</p> <p>5. その他 その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。</p> <p>第3節 広域調査</p> <p>第5303条 広域調査</p> <p>1. 業務目的 ダム地質調査初期段階において、縮尺 1/10,000 地形図に基づき、現地調査を実施し、ダム周辺の地質構成、地質構造を把握し、地質図を作成するとともにダム建設上の問題点を予測することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 資料収集整理 受注者は、ダム周辺の地形・地質資料や文献などを収集し、整理するものとする。</p> <p>(3) 現地調査</p> <p>1) 受注者は、貸与された資料を基に、現地調査を実施し、地形および露頭観察を行うものとする。受注者は 10k m²の範囲を標準として調査する。</p> <p>2) 受注者は、現地観察結果をルートマップとしてとりまとめるものとする。</p> <p>(4) 図面作成</p> <p>1) 受注者は、踏査範囲の空中写真判読を行い、ダム周辺の地形検討を行うものとする。</p> <p>2) 受注者は、収集資料や現地調査結果により、ダム周辺の地質構成、地質構造について、地質的考察を行うものとする。</p> <p>3) 受注者は、地質的考察に基づき、ダム周辺の縮尺 1/10,000 地質平面図および地質断面図を作成するものとする。</p> <p>(5) とりまとめ</p> <p>1) 受注者は、以上の結果をとりまとめ、ダム建設に伴う地質上の問題点を予測するものとする。</p> <p>2) 受注者は、調査結果に基づき、今後の地質調査計画の提案を行うもの</p>	<p>(1) 地形特性図 (1/25,000) (2) 地形調査報告書</p> <p>4. 貸与資料 貸与資料は、設計図書に提示する。</p> <p>5. その他 その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。</p> <p>第3節 広域調査</p> <p>第5303条 広域調査</p> <p>1. 業務目的 ダム地質調査初期段階において、縮尺 1/10,000 地形図に基づき、現地調査を実施し、ダム周辺の地質構成、地質構造を把握し、地質図を作成するとともにダム建設上の問題点を予測することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 資料収集整理 受注者は、ダム周辺の地形・地質資料や文献などを収集し、整理するものとする。</p> <p>(3) 現地調査</p> <p>1) 受注者は、貸与された資料を基に、現地調査を実施し、地形および露頭観察を行うものとする。受注者は 10k m²の範囲を標準として調査する。</p> <p>2) 受注者は、現地観察結果をルートマップとしてとりまとめるものとする。</p> <p>(4) 図面作成</p> <p>1) 受注者は、踏査範囲の空中写真判読を行い、ダム周辺の地形検討を行うものとする。</p> <p>2) 受注者は、収集資料や現地調査結果により、ダム周辺の地質構成、地質構造について、地質的考察を行うものとする。</p> <p>3) 受注者は、地質的考察に基づき、ダム周辺の縮尺 1/10,000 地質平面図および地質断面図を作成するものとする。</p> <p>(5) とりまとめ</p> <p>1) 受注者は、以上の結果をとりまとめ、ダム建設に伴う地質上の問題点を予測するものとする。</p> <p>2) 受注者は、調査結果に基づき、今後の地質調査計画の提案を行うもの</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>とする。</p> <p>(6) 照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(7) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. 成果物 受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し納品するものとする。</p> <p>(1) 地質平面図 (1/10,000) (2) 地質断面図 (1/10,000) (3) ルートマップ (4) 広域調査報告書</p> <p>4. 貸与資料 発注者が貸与する資料は、下記を標準とする。</p> <p>(1) 空中写真 (2) 地形図 (1/5,000～1/10,000 程度) (3) 既存調査資料</p> <p>5. その他 その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。</p> <p>第 4 節 地表地質踏査</p> <p>第5305条 ダムサイト候補地選定地表地質概査 (1/5,000) ダム候補地点を選定し、ダムサイトとしての適否判定およびダム建設上の問題点を把握するための基礎地質資料を作成する業務である。</p> <p>1. 業務の目的 貸与された 1/5,000 地形図を基にして、現地踏査を実施し、概略の地質図を作成し、ダムサイトとしての地質上の問題点を検討し、ダムサイトの適否について判断することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 (1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内</p>	<p>とする。</p> <p>(6) 照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(7) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. 成果物 受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し納品するものとする。</p> <p>納品にあたっては、「オンライン電子納品実施要領 業務編」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理サーバーへ、オンラインにて納品を行うものとする。</p> <p>なお、オンラインによる納品が困難な場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。</p> <p>(1) 地質平面図 (1/10,000) (2) 地質断面図 (1/10,000) (3) ルートマップ (4) 広域調査報告書</p> <p>4. 貸与資料 発注者が貸与する資料は、下記を標準とする。</p> <p>(1) 空中写真 (2) 地形図 (1/5,000～1/10,000 程度) (3) 既存調査資料</p> <p>5. その他 その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。</p> <p>第 4 節 地表地質踏査</p> <p>第5305条 ダムサイト候補地選定地表地質概査 (1/5,000) ダム候補地点を選定し、ダムサイトとしての適否判定およびダム建設上の問題点を把握するための基礎地質資料を作成する業務である。</p> <p>1. 業務の目的 貸与された 1/5,000 地形図を基にして、現地踏査を実施し、概略の地質図を作成し、ダムサイトとしての地質上の問題点を検討し、ダムサイトの適否について判断することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 (1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 現地調査</p> <p>1) 受注者は、貸与された地形図を基に現地踏査を実施し、地形および露頭の観察を行う。</p> <p>2) 受注者は、地形および露頭観察により、地すべり、崩壊地などの有無を把握する。</p> <p>3) 受注者は、上記の現地観察結果をルートマップとしてまとめる。</p> <p>(3) 解析</p> <p>1) 地形検討</p> <p>受注者は、踏査範囲の空中写真判読を行う。</p> <p>2) 地質的考察</p> <p>受注者は、ルートマップ、地形検討結果、地形・地質に関する既存資料などにより、ダムサイト候補地の地質構成、基本的地質構造、主要な断層などについて、概略検討を行う。</p> <p>3) 地質図作成</p> <p>受注者は、ダムサイト候補地の地質平面図 (1/5,000) および、最も適当と判断されるダム軸に沿った概略の地質断面図 (拡大 1/1,000) を作成する。</p> <p>4) 地質条件の検討</p> <p>受注者は、調査地内におけるダムサイト候補地を 1～2 地点選定し、それらの地点のダムサイトとしての地質上の問題点について、検討を加え、調査計画を提案する。</p> <p>(4) 照査</p> <p>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(5) 報告書作成</p> <p>受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. 成果物</p> <p>受注者は、下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い納品するものとする。</p> <p>(1) 地質平面図 (1/5,000)</p> <p>(2) 地質断面図 (ダム軸沿い、拡大 1/1,000)</p>	<p>容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 現地調査</p> <p>1) 受注者は、貸与された地形図を基に現地踏査を実施し、地形および露頭の観察を行う。</p> <p>2) 受注者は、地形および露頭観察により、地すべり、崩壊地などの有無を把握する。</p> <p>3) 受注者は、上記の現地観察結果をルートマップとしてまとめる。</p> <p>(3) 解析</p> <p>1) 地形検討</p> <p>受注者は、踏査範囲の空中写真判読を行う。</p> <p>2) 地質的考察</p> <p>受注者は、ルートマップ、地形検討結果、地形・地質に関する既存資料などにより、ダムサイト候補地の地質構成、基本的地質構造、主要な断層などについて、概略検討を行う。</p> <p>3) 地質図作成</p> <p>受注者は、ダムサイト候補地の地質平面図 (1/5,000) および、最も適当と判断されるダム軸に沿った概略の地質断面図 (拡大 1/1,000) を作成する。</p> <p>4) 地質条件の検討</p> <p>受注者は、調査地内におけるダムサイト候補地を 1～2 地点選定し、それらの地点のダムサイトとしての地質上の問題点について、検討を加え、調査計画を提案する。</p> <p>(4) 照査</p> <p>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(5) 報告書作成</p> <p>受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. 成果物</p> <p>受注者は、下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い納品するものとする。</p> <p>納品にあたっては、「オンライン電子納品実施要領 業務編」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理サーバーへ、オンラインにて納品を行うものとする。</p> <p>なお、オンラインによる納品が困難な場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。</p> <p>(1) 地質平面図 (1/5,000)</p> <p>(2) 地質断面図 (ダム軸沿い、拡大 1/1,000)</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(3) 調査計画図 (拡大 1/1,000)</p> <p>(4) ルートマップ</p> <p>(5) 地質概査報告書</p> <p>4. 貸与資料</p> <p>発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 空中写真</p> <p>(2) 位置図 (1/50,000~10,000)</p> <p>(3) ダムサイト地形図 (1/5,000~1/2,500)</p> <p>(4) 既存調査資料</p> <p>5. その他</p> <p>その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。</p> <p>第5306条 ダムサイト地表地質概査 (1/2,500)</p> <p>本業務は、選定されたダムサイトにおけるダム建設上の問題点の把握および、今後の調査方針の検討を行うための基礎地質資料を作成する業務である。</p> <p>1. 業務の目的</p> <p>貸与された 1/2,500 地形図を基にして、現地踏査を実施して地質図を作成し、ダムサイトとしての地質上の問題点の検討を行い、ダムサイトの今後の調査計画を立案することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 現地調査</p> <p>1) 受注者は、貸与された地形図を基に現地踏査を実施し、地形および露頭の観察を行う。</p> <p>2) 受注者は、ダムサイトの地質構造、風化ならびに被覆層の厚さの推定を行う。</p> <p>3) 受注者は、現地観察結果をルートマップとしてまとめる。</p> <p>(3) 解析</p> <p>1) 地形検討</p> <p>受注者は、踏査範囲の空中写真判読を行う。</p> <p>2) 地質的考察</p> <p>受注者は、ルートマップ、地形検討結果、地形・地質に関する既存資料などにより、ダムサイトの地質構成、地質構造、主要な断層、風化状況などについて概略検討を行う。</p> <p>3) 地質図作成</p> <p>受注者は、地質的考察に基づき、ダムサイト候補地の地質平面図</p>	<p>(3) 調査計画図 (拡大 1/1,000)</p> <p>(4) ルートマップ</p> <p>(5) 地質概査報告書</p> <p>4. 貸与資料</p> <p>発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 空中写真</p> <p>(2) 位置図 (1/50,000~10,000)</p> <p>(3) ダムサイト地形図 (1/5,000~1/2,500)</p> <p>(4) 既存調査資料</p> <p>5. その他</p> <p>その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。</p> <p>第5306条 ダムサイト地表地質概査 (1/2,500)</p> <p>本業務は、選定されたダムサイトにおけるダム建設上の問題点の把握および、今後の調査方針の検討を行うための基礎地質資料を作成する業務である。</p> <p>1. 業務の目的</p> <p>貸与された 1/2,500 地形図を基にして、現地踏査を実施して地質図を作成し、ダムサイトとしての地質上の問題点の検討を行い、ダムサイトの今後の調査計画を立案することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 現地調査</p> <p>1) 受注者は、貸与された地形図を基に現地踏査を実施し、地形および露頭の観察を行う。</p> <p>2) 受注者は、ダムサイトの地質構造、風化ならびに被覆層の厚さの推定を行う。</p> <p>3) 受注者は、現地観察結果をルートマップとしてまとめる。</p> <p>(3) 解析</p> <p>1) 地形検討</p> <p>受注者は、踏査範囲の空中写真判読を行う。</p> <p>2) 地質的考察</p> <p>受注者は、ルートマップ、地形検討結果、地形・地質に関する既存資料などにより、ダムサイトの地質構成、地質構造、主要な断層、風化状況などについて概略検討を行う。</p> <p>3) 地質図作成</p> <p>受注者は、地質的考察に基づき、ダムサイト候補地の地質平面図</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(1/2,500) および、最も適当と判断されるダム軸に沿った地質断面図（拡大 1/1,000）を作成する。</p> <p>4) 地質条件の検討 受注者は、ダムサイト候補地の地形、地質上の問題点について整理・検討し、今後のダムサイトの調査計画を提案する。</p> <p>(4) 照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(5) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. 成果物 受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し納品するものとする。</p> <p>(1) 地質平面図 (1/2,500) (2) ダム軸地質断面図 (拡大 1/1,000) (3) 地質調査計画図 (拡大 1/1,000) (4) ルートマップ (5) 地質概査報告書</p> <p>4. 貸与資料 発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。 (1) ダムサイト・ダムタイプ・ダム規模に関する資料 (2) 空中写真 (3) 位置図 (1/50,000～10,000) (4) ダムサイト地形図 (1/5,000～1/2,500) (5) 既存調査資料</p> <p>5. その他 その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。</p> <p>第5307条 ダムサイト地表地質調査 (1/500) 本業務は、ダムの設計のための基礎地質資料を作成する業務である。</p> <p>1. 業務の目的 貸与された 1/500 地形図を基にして、現地踏査を実施し、詳細な地質図を作成し、他の調査結果と照合してダムサイトの詳細な解析のための基礎資料を得るこ</p>	<p>(1/2,500) および、最も適当と判断されるダム軸に沿った地質断面図（拡大 1/1,000）を作成する。</p> <p>4) 地質条件の検討 受注者は、ダムサイト候補地の地形、地質上の問題点について整理・検討し、今後のダムサイトの調査計画を提案する。</p> <p>(4) 照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(5) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. 成果物 受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し納品するものとする。 納品にあたっては、「オンライン電子納品実施要領 業務編」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理サーバーへ、オンラインにて納品を行うものとする。 なお、オンラインによる納品が困難な場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。</p> <p>(1) 地質平面図 (1/2,500) (2) ダム軸地質断面図 (拡大 1/1,000) (3) 地質調査計画図 (拡大 1/1,000) (4) ルートマップ (5) 地質概査報告書</p> <p>4. 貸与資料 発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。 (1) ダムサイト・ダムタイプ・ダム規模に関する資料 (2) 空中写真 (3) 位置図 (1/50,000～10,000) (4) ダムサイト地形図 (1/5,000～1/2,500) (5) 既存調査資料</p> <p>5. その他 その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。</p> <p>第5307条 ダムサイト地表地質調査 (1/500) 本業務は、ダムの設計のための基礎地質資料を作成する業務である。</p> <p>1. 業務の目的 貸与された 1/500 地形図を基にして、現地踏査を実施し、詳細な地質図を作成し、他の調査結果と照合してダムサイトの詳細な解析のための基礎資料を得るこ</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>とを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 現地調査</p> <p>1) 受注者は、貸与された地形図を基にダムタイプ・規模を考慮した現地踏査を実施し、地形および露頭の観察を行う。</p> <p>2) 受注者は、ダムサイトの地質構成、地質構造、岩盤風化状況、湧水地点の有無などについて詳細な露頭観察を行う。</p> <p>3) 受注者は、上記の現地観察結果をルートマップとしてまとめる。</p> <p>(3) 解析</p> <p>1) 地質的考察</p> <p>受注者は、ルートマップ、地形検討結果、地形・地質に関する既存資料などにより、ダムサイトの地質構成、詳細な地質構造、断層などについて検討する。</p> <p>2) 地質図作成</p> <p>受注者は、地質的考察に基づき、ダムサイトの地質平面図（1/500）および地質断面図（1/500）を作成する。</p> <p>3) 地質条件の検討</p> <p>受注者は、ダムサイト候補地の地形・地質状況に基づき、ダムタイプ・規模に応じたダムサイトの地形・地質上の問題点を指摘し、検討を加える。</p> <p>4) 調査計画の検討</p> <p>受注者は、地質図および地質条件の検討結果に基づき、地質状況ならびにダム建設上の問題点に対応した調査計画を提案する。</p> <p>(4) 照査</p> <p>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(5) 報告書作成</p> <p>受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. 成果物</p> <p>受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し納品するものとする。</p>	<p>とを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 現地調査</p> <p>1) 受注者は、貸与された地形図を基にダムタイプ・規模を考慮した現地踏査を実施し、地形および露頭の観察を行う。</p> <p>2) 受注者は、ダムサイトの地質構成、地質構造、岩盤風化状況、湧水地点の有無などについて詳細な露頭観察を行う。</p> <p>3) 受注者は、上記の現地観察結果をルートマップとしてまとめる。</p> <p>(3) 解析</p> <p>1) 地質的考察</p> <p>受注者は、ルートマップ、地形検討結果、地形・地質に関する既存資料などにより、ダムサイトの地質構成、詳細な地質構造、断層などについて検討する。</p> <p>2) 地質図作成</p> <p>受注者は、地質的考察に基づき、ダムサイトの地質平面図（1/500）および地質断面図（1/500）を作成する。</p> <p>3) 地質条件の検討</p> <p>受注者は、ダムサイト候補地の地形・地質状況に基づき、ダムタイプ・規模に応じたダムサイトの地形・地質上の問題点を指摘し、検討を加える。</p> <p>4) 調査計画の検討</p> <p>受注者は、地質図および地質条件の検討結果に基づき、地質状況ならびにダム建設上の問題点に対応した調査計画を提案する。</p> <p>(4) 照査</p> <p>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(5) 報告書作成</p> <p>受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. 成果物</p> <p>受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し納品するものとする。</p> <p>納品にあたっては、「オンライン電子納品実施要領 業務編」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理サーバーへ、オンラインにて納品を行うものとする。</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(1) 地質平面図 (1/500)</p> <p>(2) ダム軸方向地質断面図 (1/500) 3 断面</p> <p>(3) 左右岸河床上下流方向地質断面図 (1/500) 3 断面</p> <p>(4) 地質調査計画図 (1/500)</p> <p>(5) ルートマップ</p> <p>(6) 地質調査報告書</p> <p>4. 貸与資料</p> <p>発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) ダムサイト・ダムタイプ・ダム規模に関する資料</p> <p>(2) 空中写真</p> <p>(3) 位置図 (1/50,000~10,000)</p> <p>(4) ダムサイト地形図 (1/5,000~1/2,500)</p> <p>(5) ダムサイト地形図 (1/500~1/1,000)</p> <p>(6) 既存調査資料</p> <p>5. その他</p> <p>その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。</p> <p>第5308条 堤体材料採取候補地選定地表地質概査 (1/5,000)</p> <p>1. 業務の目的</p> <p>貸与された 1/5,000 地形図を基に、現地調査を実施して、概略の地質図を作成し、堤体材料候補地を選定することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 現地調査</p> <p>1) 受注者は、貸与された地形図を基に現地踏査を実施し、地形および露頭の観察を行う。</p> <p>2) 受注者は、露岩あるいは被覆層の状況について調査を行う。</p> <p>3) 受注者は、現地観察結果をルートマップとしてまとめる。</p> <p>(3) 解析</p> <p>1) 地形検討</p> <p>受注者は、踏査範囲の空中写真判読を行う。</p> <p>2) 地質的考察</p> <p>受注者は、ルートマップ、地形検討結果、地形・地質に関する既存資料などにより、調査範囲の地質構成、基本的地質構造、主要な断層など</p>	<p>なお、オンラインによる納品が困難な場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。</p> <p>(1) 地質平面図 (1/500)</p> <p>(2) ダム軸方向地質断面図 (1/500) 3 断面</p> <p>(3) 左右岸河床上下流方向地質断面図 (1/500) 3 断面</p> <p>(4) 地質調査計画図 (1/500)</p> <p>(5) ルートマップ</p> <p>(6) 地質調査報告書</p> <p>4. 貸与資料</p> <p>発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) ダムサイト・ダムタイプ・ダム規模に関する資料</p> <p>(2) 空中写真</p> <p>(3) 位置図 (1/50,000~10,000)</p> <p>(4) ダムサイト地形図 (1/5,000~1/2,500)</p> <p>(5) ダムサイト地形図 (1/500~1/1,000)</p> <p>(6) 既存調査資料</p> <p>5. その他</p> <p>その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。</p> <p>第5308条 堤体材料採取候補地選定地表地質概査 (1/5,000)</p> <p>1. 業務の目的</p> <p>貸与された 1/5,000 地形図を基に、現地調査を実施して、概略の地質図を作成し、堤体材料候補地を選定することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 現地調査</p> <p>1) 受注者は、貸与された地形図を基に現地踏査を実施し、地形および露頭の観察を行う。</p> <p>2) 受注者は、露岩あるいは被覆層の状況について調査を行う。</p> <p>3) 受注者は、現地観察結果をルートマップとしてまとめる。</p> <p>(3) 解析</p> <p>1) 地形検討</p> <p>受注者は、踏査範囲の空中写真判読を行う。</p> <p>2) 地質的考察</p> <p>受注者は、ルートマップ、地形検討結果、地形・地質に関する既存資料などにより、調査範囲の地質構成、基本的地質構造、主要な断層など</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>についての概略検討を行う。</p> <p>3) 地質図作成 受注者は、地質的考察に基づき、調査範囲の地質平面図（1/5,000）および、最も適当であると見られる堤体材料採取候補地の地質断面図（拡大1/1,000）を作成する。</p> <p>4) 地質条件の検討 受注者は、調査範囲の地形、地質の整理・検討を行い、堤体材料採取候補地を選定し、堤体材料採取候補地としての問題点、概略採取計画などについて検討を加える。</p> <p>(4) 照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(5) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. 成果物 受注者は下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し納品するものとする。</p> <p>(1) 地質平面図（1/5,000） (2) 地質断面図1断面 (3) ルートマップ (4) 地質概査報告書</p> <p>4. 貸与資料 発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) ダムサイト・ダムタイプ・ダム規模に関する資料 (2) 空中写真 (3) 位置図（1/50,000～10,000） (4) ダムサイト・貯水池地形図（1/5,000～1/2,500） (5) 堤体材料採取候補地地形図（1/5,000） (6) 既存調査資料</p> <p>5. その他 その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。</p>	<p>についての概略検討を行う。</p> <p>3) 地質図作成 受注者は、地質的考察に基づき、調査範囲の地質平面図（1/5,000）および、最も適当であると見られる堤体材料採取候補地の地質断面図（拡大1/1,000）を作成する。</p> <p>4) 地質条件の検討 受注者は、調査範囲の地形、地質の整理・検討を行い、堤体材料採取候補地を選定し、堤体材料採取候補地としての問題点、概略採取計画などについて検討を加える。</p> <p>(4) 照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(5) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. 成果物 受注者は下記の成果物を第1117条成果物の提出第1項～第3項に従い作成し納品するものとする。</p> <p>納品にあたっては、「オンライン電子納品実施要領 業務編」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理サーバーへ、オンラインにて納品を行うものとする。</p> <p>なお、オンラインによる納品が困難な場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。</p> <p>(1) 地質平面図（1/5,000） (2) 地質断面図1断面 (3) ルートマップ (4) 地質概査報告書</p> <p>4. 貸与資料 発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) ダムサイト・ダムタイプ・ダム規模に関する資料 (2) 空中写真 (3) 位置図（1/50,000～10,000） (4) ダムサイト・貯水池地形図（1/5,000～1/2,500） (5) 堤体材料採取候補地地形図（1/5,000） (6) 既存調査資料</p> <p>5. その他 その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>第5309条 堤体材料採取候補地地表地質概査（1/2, 500）</p> <p>1. 業務の目的 貸与された1/2, 500地形図を基に、現地調査を実施して、地質図を作成し、堤体材料採取候補地の採掘計画の検討に向けて今後の調査計画を立案することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>（1）計画準備</p> <p>1）受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>2）受注者は、発注者より示されたダム計画に基づき、必要な堤体材料の種類、性質、必要量について把握する。</p> <p>（2）現地調査</p> <p>1）受注者は、貸与された地形図を基に現地踏査を実施し、地形および露頭の観察を行う。</p> <p>2）受注者は、地質構造、風化ならびに表層の厚さの推定を行う。</p> <p>3）受注者は、現地観察結果をルートマップとしてまとめる。</p> <p>（3）解析</p> <p>1）地形検討 受注者は、踏査範囲の空中写真判読を行う。</p> <p>2）地質的考察 受注者は、ルートマップ、地形検討結果、地形・地質に関する既存資料により、調査範囲の地質構成、基本的地質構造、主要な断層などについての概略検討を行う。</p> <p>3）地質図作成 受注者は、地質的考察に基づき、調査範囲の地質平面図（1/2, 500）、および堤体材料採取候補地の地質断面図（拡大1/1, 000）を作成する。</p> <p>4）地質条件の検討 受注者は、調査範囲の地形、地質の整理・検討を行い、堤体材料採取候補地の地形・地質上の問題点の整理、材料の品質および賦存量の検討、それらに対する調査計画を提案する。</p> <p>（4）照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>（5）報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. 成果物</p>	<p>第5309条 堤体材料採取候補地地表地質概査（1/2, 500）</p> <p>1. 業務の目的 貸与された1/2, 500地形図を基に、現地調査を実施して、地質図を作成し、堤体材料採取候補地の採掘計画の検討に向けて今後の調査計画を立案することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>（1）計画準備</p> <p>1）受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>2）受注者は、発注者より示されたダム計画に基づき、必要な堤体材料の種類、性質、必要量について把握する。</p> <p>（2）現地調査</p> <p>1）受注者は、貸与された地形図を基に現地踏査を実施し、地形および露頭の観察を行う。</p> <p>2）受注者は、地質構造、風化ならびに表層の厚さの推定を行う。</p> <p>3）受注者は、現地観察結果をルートマップとしてまとめる。</p> <p>（3）解析</p> <p>1）地形検討 受注者は、踏査範囲の空中写真判読を行う。</p> <p>2）地質的考察 受注者は、ルートマップ、地形検討結果、地形・地質に関する既存資料により、調査範囲の地質構成、基本的地質構造、主要な断層などについての概略検討を行う。</p> <p>3）地質図作成 受注者は、地質的考察に基づき、調査範囲の地質平面図（1/2, 500）、および堤体材料採取候補地の地質断面図（拡大1/1, 000）を作成する。</p> <p>4）地質条件の検討 受注者は、調査範囲の地形、地質の整理・検討を行い、堤体材料採取候補地の地形・地質上の問題点の整理、材料の品質および賦存量の検討、それらに対する調査計画を提案する。</p> <p>（4）照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>（5）報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. 成果物</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>受注者は、下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し納品するものとする。</p> <p>(1) 地質平面図 (1/2,500) (2) 地質断面図 (拡大 1/1,000) (3) 地質調査計画図 (拡大 1/1,000) (4) ルートマップ (5) 地質概査報告書</p> <p>4. 貸与資料 発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。 (1) ダムサイト・ダムタイプ・ダム規模 (2) 空中写真 (3) 位置図 (1/50,000～10,000) (4) ダムサイト・貯水池地形図 (1/5,000～1/2,500) (5) 堤体材料採取候補地地形図 (1/5,000～1/2,500) (6) 既存調査資料</p> <p>5. その他 その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。</p> <p>第5310条 堤体材料採取候補地地表地質調査 (1/1,000)</p> <p>1. 業務の目的 貸与された 1/1,000 地形図を基に、現地調査を実施して詳細な地質図を作成し、堤体材料採取地としての検討を行うことを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 (1) 計画準備 1) 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。 2) 受注者は、発注者より示されたダム計画に基づき、必要な堤体材料の種類、性質、必要量について把握する。</p> <p>(2) 現地調査 1) 受注者は、貸与された地形図を基に現地踏査を実施し、地形および露頭の観察を行う。 2) 受注者は、所要材料の質および量を考慮した露頭調査、地質層序、地質構造、材料賦存状況などの調査を行う。</p>	<p>受注者は、下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し納品するものとする。</p> <p>納品にあたっては、「オンライン電子納品実施要領 業務編」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理サーバーへ、オンラインにて納品を行うものとする。</p> <p>なお、オンラインによる納品が困難な場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。</p> <p>(1) 地質平面図 (1/2,500) (2) 地質断面図 (拡大 1/1,000) (3) 地質調査計画図 (拡大 1/1,000) (4) ルートマップ (5) 地質概査報告書</p> <p>4. 貸与資料 発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。 (1) ダムサイト・ダムタイプ・ダム規模 (2) 空中写真 (3) 位置図 (1/50,000～10,000) (4) ダムサイト・貯水池地形図 (1/5,000～1/2,500) (5) 堤体材料採取候補地地形図 (1/5,000～1/2,500) (6) 既存調査資料</p> <p>5. その他 その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。</p> <p>第5310条 堤体材料採取候補地地表地質調査 (1/1,000)</p> <p>1. 業務の目的 貸与された 1/1,000 地形図を基に、現地調査を実施して詳細な地質図を作成し、堤体材料採取地としての検討を行うことを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 (1) 計画準備 1) 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。 2) 受注者は、発注者より示されたダム計画に基づき、必要な堤体材料の種類、性質、必要量について把握する。</p> <p>(2) 現地調査 1) 受注者は、貸与された地形図を基に現地踏査を実施し、地形および露頭の観察を行う。 2) 受注者は、所要材料の質および量を考慮した露頭調査、地質層序、地質構造、材料賦存状況などの調査を行う。</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>3) 受注者は、現地観察結果をルートマップとしてまとめる。</p> <p>(3) 解析</p> <p>1) 地形検討 受注者は、踏査範囲の空中写真判読を行う。</p> <p>2) 地質的考察 受注者は、ルートマップ、地形検討結果、地形・地質に関する既存資料などにより、調査範囲の地質構成、地質構造、材料の賦存状況などについて検討を行う。</p> <p>3) 地質図作成 受注者は、地質的考察に基づき、地質平面図（1/1,000）および地質断面図（1/1,000）を作成する。</p> <p>4) 地質条件の検討 受注者は、調査範囲の地形、地質の整理・検討を行い、堤体材料採取地としての地質上の問題点を明らかにし、概略の採取計画を検討する。また、それらの問題点を考慮した調査計画を提案する。</p> <p>5) 調査計画の検討 受注者は、地質図および地質条件の検討結果に基づき、堤体材料採取地としての問題点ならびに所要量、材質を考慮した調査計画を提案する。</p> <p>(4) 照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(5) 報告書の作成 受注者は、調査・検討結果を第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を取りまとめる。</p> <p>3. 成果物 受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し納品するものとする。</p> <p>(1) 地質平面図（1/1,000） (2) 地質断面図（縦断 2 断面、横断 2 断面を基本とし、ダム規模等により複断面必要な場合は別途考慮する） (3) 概略採取計画図（1/1,000） (4) 地質調査計画図（1/1,000） (5) ルートマップ</p>	<p>3) 受注者は、現地観察結果をルートマップとしてまとめる。</p> <p>(3) 解析</p> <p>1) 地形検討 受注者は、踏査範囲の空中写真判読を行う。</p> <p>2) 地質的考察 受注者は、ルートマップ、地形検討結果、地形・地質に関する既存資料などにより、調査範囲の地質構成、地質構造、材料の賦存状況などについて検討を行う。</p> <p>3) 地質図作成 受注者は、地質的考察に基づき、地質平面図（1/1,000）および地質断面図（1/1,000）を作成する。</p> <p>4) 地質条件の検討 受注者は、調査範囲の地形、地質の整理・検討を行い、堤体材料採取地としての地質上の問題点を明らかにし、概略の採取計画を検討する。また、それらの問題点を考慮した調査計画を提案する。</p> <p>5) 調査計画の検討 受注者は、地質図および地質条件の検討結果に基づき、堤体材料採取地としての問題点ならびに所要量、材質を考慮した調査計画を提案する。</p> <p>(4) 照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(5) 報告書の作成 受注者は、調査・検討結果を第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を取りまとめる。</p> <p>3. 成果物 受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し納品するものとする。</p> <p>納品にあたっては、「オンライン電子納品実施要領 業務編」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理サーバーへ、オンラインにて納品を行うものとする。</p> <p>なお、オンラインによる納品が困難な場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。</p> <p>(1) 地質平面図（1/1,000） (2) 地質断面図（縦断 2 断面、横断 2 断面を基本とし、ダム規模等により複断面必要な場合は別途考慮する） (3) 概略採取計画図（1/1,000） (4) 地質調査計画図（1/1,000） (5) ルートマップ</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(6) 地質調査報告書</p> <p>4. 貸与資料 発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) ダムサイト・ダムタイプ・ダム規模 (2) 空中写真 (3) 位置図 (1/50,000~10,000) (4) ダムサイト・貯水池地形図 (1/5,000~1/2,500) (5) 堤体材料採取候補地地形図 (1/500~1/1,000) (6) 既存調査資料</p> <p>5. その他 その他については、設計図書に提示し、指示事項とする。</p> <p>第5320条 岩盤直接せん断試験</p> <p>1. 業務の目的 試験用コンクリートブロックの大きさ 60cm×60cm×30cm、傾斜角度 15° の場合を標準とするブロックせん断試験の実施により、ダム基礎岩盤のせん断強度の把握を目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 試験位置の選定</p> <p>1) 受注者は、現地において試験箇所の盤下げを行い試験位置を選定するとともに、盤下げ区間および試験面の地質工学的な観察・評価を行う。</p> <p>2) 受注者は、選定した試験面にコンクリートブロックを打設する。</p> <p>(3) 測定 受注者は、現地において直接せん断試験を実施し、測定を行う。</p> <p>(4) 解析 受注者は、測定結果について解析・とりまとめを行う。</p> <p>(5) 評価 受注者は、岩盤せん断試験結果について、地質工学的評価を行う。</p> <p>(6) 照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(7) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. 成果物</p>	<p>(6) 地質調査報告書</p> <p>4. 貸与資料 発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) ダムサイト・ダムタイプ・ダム規模 (2) 空中写真 (3) 位置図 (1/50,000~10,000) (4) ダムサイト・貯水池地形図 (1/5,000~1/2,500) (5) 堤体材料採取候補地地形図 (1/500~1/1,000) (6) 既存調査資料</p> <p>5. その他 その他については、設計図書に提示し、指示事項とする。</p> <p>第5320条 岩盤直接せん断試験</p> <p>1. 業務の目的 試験用コンクリートブロックの大きさ 60cm×60cm×30cm、傾斜角度 15° の場合を標準とするブロックせん断試験の実施により、ダム基礎岩盤のせん断強度の把握を目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 試験位置の選定</p> <p>1) 受注者は、現地において試験箇所の盤下げを行い試験位置を選定するとともに、盤下げ区間および試験面の地質工学的な観察・評価を行う。</p> <p>2) 受注者は、選定した試験面にコンクリートブロックを打設する。</p> <p>(3) 測定 受注者は、現地において直接せん断試験を実施し、測定を行う。</p> <p>(4) 解析 受注者は、測定結果について解析・とりまとめを行う。</p> <p>(5) 評価 受注者は、岩盤せん断試験結果について、地質工学的評価を行う。</p> <p>(6) 照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(7) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. 成果物</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し納品するものとする。</p> <p>(1) 試験位置図 (2) 試験面スケッチ (3) 応力-変位量曲線 (4) 時間変位量曲線 (5) 試験面変位図 (6) 岩盤せん断試験報告書</p> <p>4. 貸与資料 発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。 (1) 位置図 (1/5,000 または 1/10,000) (2) 地形図 (1/500～1/1,000) (3) 地質平面図、地質断面図 (4) 既存調査・設計資料</p> <p>5. その他 その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。</p> <p>第 9 節 孔内観察</p> <p>第5322条 孔内観察</p> <p>1. 業務の目的 ボアホールテレビもしくは孔壁展開画像撮影装置を使用して、ボーリング孔壁を観察することにより、地質分布、岩盤性状、地質構造などを把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 (1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。 (2) 現地作業 受注者は、ボーリング孔内にプローブを挿入し、孔壁撮影を行う。孔壁状況はビデオテープもしくは光ディスクに記録する。 (3) 考察 受注者は、記録した孔壁画像を出力するとともに、孔壁画像をもとにボ</p>	<p>受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し納品するものとする。</p> <p>納品にあたっては、「オンライン電子納品実施要領 業務編」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理サーバーへ、オンラインにて納品を行うものとする。</p> <p>なお、オンラインによる納品が困難な場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。</p> <p>(1) 試験位置図 (2) 試験面スケッチ (3) 応力-変位量曲線 (4) 時間変位量曲線 (5) 試験面変位図 (6) 岩盤せん断試験報告書</p> <p>4. 貸与資料 発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。 (1) 位置図 (1/5,000 または 1/10,000) (2) 地形図 (1/500～1/1,000) (3) 地質平面図、地質断面図 (4) 既存調査・設計資料</p> <p>5. その他 その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。</p> <p>第 9 節 孔内観察</p> <p>第5322条 孔内観察</p> <p>1. 業務の目的 ボアホールテレビもしくは孔壁展開画像撮影装置を使用して、ボーリング孔壁を観察することにより、地質分布、岩盤性状、地質構造などを把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 (1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。 (2) 現地作業 受注者は、ボーリング孔内にプローブを挿入し、孔壁撮影を行う。孔壁状況はビデオテープもしくは光ディスクに記録する。 (3) 考察 受注者は、記録した孔壁画像を出力するとともに、孔壁画像をもとにボ</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>アホールテレビ観察柱状図または孔壁解析図（孔壁展開画像）を作成する。また、ボーリングコアと対比し、地質考察を行う。</p> <p>(4) 照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(5) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. 成果物 受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し納品するものとする。</p> <p>(1) ボアホールテレビ観察柱状図または孔壁解析図（孔壁展開画像） (2) 孔壁観察結果を記録したビデオテープまたは光ディスク (3) 孔壁観察報告書</p> <p>4. 貸与資料 発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 位置図（1/50,000～1/10,000） (2) 地形図（1/500～1/1,000） (3) ボーリング調査位置図（1/500） (4) ボーリング柱状図、コア写真 (5) 既存地質調査資料</p> <p>5. その他 その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。</p> <p>第10節 地質解析</p> <p>第5324条 ダムサイト地質比較検討（1/5,000）</p> <p>1. 業務の目的 貸与された地質資料（1/5,000 地表地質概査より得られた地質資料及び物理探査、ボーリング調査等により得られた資料）を基に、計画地点の地形・地質条件を解析し、最適ダムサイトを選定するため、ダムサイト候補地の比較・評価を行うことを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 (1) 計画準備</p>	<p>アホールテレビ観察柱状図または孔壁解析図（孔壁展開画像）を作成する。また、ボーリングコアと対比し、地質考察を行う。</p> <p>(4) 照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(5) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. 成果物 受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し納品するものとする。</p> <p>納品にあたっては、「オンライン電子納品実施要領 業務編」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理サーバーへ、オンラインにて納品を行うものとする。</p> <p>なお、オンラインによる納品が困難な場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。</p> <p>(1) ボアホールテレビ観察柱状図または孔壁解析図（孔壁展開画像） (2) 孔壁観察結果を記録したビデオテープまたは光ディスク (3) 孔壁観察報告書</p> <p>4. 貸与資料 発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 位置図（1/50,000～1/10,000） (2) 地形図（1/500～1/1,000） (3) ボーリング調査位置図（1/500） (4) ボーリング柱状図、コア写真 (5) 既存地質調査資料</p> <p>5. その他 その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。</p> <p>第10節 地質解析</p> <p>第5324条 ダムサイト地質比較検討（1/5,000）</p> <p>1. 業務の目的 貸与された地質資料（1/5,000 地表地質概査より得られた地質資料及び物理探査、ボーリング調査等により得られた資料）を基に、計画地点の地形・地質条件を解析し、最適ダムサイトを選定するため、ダムサイト候補地の比較・評価を行うことを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 (1) 計画準備</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 既存資料の見直し 受注者は貸与資料を基に現地調査を行い、ダムサイト周辺の地形・地質状況を把握するとともに、必要な部分の既存物理探査資料および既存ボーリング資料を見直し、確認する。</p> <p>(3) 解析 1) 地形検討 受注者はダムサイト付近の空中写真判読を行う。 2) 地質図作成 受注者は既存地質図に、新規の調査資料を加味し、ダムサイト候補地の地質断面図を作成する。 3) 地質比較検討・調査計画の提案 受注者は各種資料、地質図に基づき、ダムサイト候補地の比較検討を行い、調査計画を提案する。</p> <p>(4) 照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(5) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. 成果物 受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し納品するものとする。</p> <p>(1) 地質平面図 (1/5,000) (2) ダム軸地質断面図 (拡大 1/1,000) (3) 調査計画図 (4) 地質比較検討報告書</p> <p>4. 貸与資料 発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 空中写真 (2) 位置図 (1/50,000～1/10,000) (3) ダムサイト、貯水池地形図 (1/5,000)</p>	<p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 既存資料の見直し 受注者は貸与資料を基に現地調査を行い、ダムサイト周辺の地形・地質状況を把握するとともに、必要な部分の既存物理探査資料および既存ボーリング資料を見直し、確認する。</p> <p>(3) 解析 1) 地形検討 受注者はダムサイト付近の空中写真判読を行う。 2) 地質図作成 受注者は既存地質図に、新規の調査資料を加味し、ダムサイト候補地の地質断面図を作成する。 3) 地質比較検討・調査計画の提案 受注者は各種資料、地質図に基づき、ダムサイト候補地の比較検討を行い、調査計画を提案する。</p> <p>(4) 照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(5) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. 成果物 受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し納品するものとする。</p> <p>納品にあたっては、「オンライン電子納品実施要領 業務編」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理サーバーへ、オンラインにて納品を行うものとする。</p> <p>なお、オンラインによる納品が困難な場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。</p> <p>(1) 地質平面図 (1/5,000) (2) ダム軸地質断面図 (拡大 1/1,000) (3) 調査計画図 (4) 地質比較検討報告書</p> <p>4. 貸与資料 発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 空中写真 (2) 位置図 (1/50,000～1/10,000) (3) ダムサイト、貯水池地形図 (1/5,000)</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(4) 既存調査資料</p> <p>5. その他 その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。</p> <p>第5326条 ダムサイト地質解析 (1/2, 500)</p> <p>1. 業務の目的 貸与された地質資料 (1/2, 500 地表地質概査より得られた地質資料及び物理探査、ボーリング調査等により得られた資料) を基に、計画地点の地形・地質条件を検討し、ダムサイトとしての地質工学的評価を行うことを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 既存資料の見直し 受注者は貸与資料を基に現地調査を行い、ダムサイト周辺の地形地質条件を確認するとともに、必要な部分の既存横坑資料および既存ボーリング資料を見直し、確認する。</p> <p>(3) 解析</p> <p>1) 地質条件の検討 受注者は見直し資料および新規調査資料に基づき、ダムサイトの広域的位置づけを明らかにし、岩種、地質層序および地質構造の概略検討を行って、地質図を作成する。</p> <p>2) 地質工学的検討 受注者は既存資料および上記検討資料に基づき、基盤岩の風化、透水性および断層の検討を行い、ダムサイトとしての基本的問題点を検討し、指摘する。</p> <p>3) 調査計画の検討 受注者は検討結果に基づき、検討、指摘された問題点に対応した調査計画を提案する。</p> <p>(4) 照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(5) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. 成果物 受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し納品するものとする。</p>	<p>(4) 既存調査資料</p> <p>5. その他 その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。</p> <p>第5326条 ダムサイト地質解析 (1/2, 500)</p> <p>1. 業務の目的 貸与された地質資料 (1/2, 500 地表地質概査より得られた地質資料及び物理探査、ボーリング調査等により得られた資料) を基に、計画地点の地形・地質条件を検討し、ダムサイトとしての地質工学的評価を行うことを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 既存資料の見直し 受注者は貸与資料を基に現地調査を行い、ダムサイト周辺の地形地質条件を確認するとともに、必要な部分の既存横坑資料および既存ボーリング資料を見直し、確認する。</p> <p>(3) 解析</p> <p>1) 地質条件の検討 受注者は見直し資料および新規調査資料に基づき、ダムサイトの広域的位置づけを明らかにし、岩種、地質層序および地質構造の概略検討を行って、地質図を作成する。</p> <p>2) 地質工学的検討 受注者は既存資料および上記検討資料に基づき、基盤岩の風化、透水性および断層の検討を行い、ダムサイトとしての基本的問題点を検討し、指摘する。</p> <p>3) 調査計画の検討 受注者は検討結果に基づき、検討、指摘された問題点に対応した調査計画を提案する。</p> <p>(4) 照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(5) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. 成果物 受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し納品するものとする。</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(1) 地質平面図 (1/2, 500)</p> <p>(2) 地質断面図 (縦断、横断、拡大 1/1, 000) 4 断面</p> <p>(3) 調査計画図 (拡大 1/1, 000)</p> <p>(4) 地質解析報告書</p> <p>4. 貸与資料 発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) ダムサイト、ダムタイプ、ダム規模</p> <p>(2) 空中写真</p> <p>(3) 位置図 (1/50, 000~1/10, 000)</p> <p>(4) ダムサイト地形図 (1/5, 000~1/2, 500)</p> <p>(5) 既存調査資料</p> <p>5. その他 その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。</p> <p>第5329条 堤体材料採取候補地地質解析 (1/1, 000)</p> <p>1. 業務の目的 貸与された地質資料 (1/1, 000 地表地質調査より得られた地質資料及び物理探査、ボーリング調査等により得られた資料) を基に、計画地点の地形・地質条件を検討し、堤体材料採取候補地としての地質工学的検討を行うことを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 既存資料の見直し 受注者は貸与資料を基に現地調査を行い、堤体材料採取候補地の地形・地質条件を確認するとともに、必要な部分の既存横坑資料および既存ボーリング資料を見直し、確認する。</p> <p>(3) 解析</p> <p>1) 地質条件の検討 受注者は見直し資料および新規調査資料に基づき、堤体材料採取候補地の広域的位置付けを明らかにし、地質層序および地質構造の詳細な検討を行って、地質図を作成する。</p>	<p>納品にあたっては、「オンライン電子納品実施要領 業務編」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理サーバーへ、オンラインにて納品を行うものとする。</p> <p>なお、オンラインによる納品が困難な場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。</p> <p>(1) 地質平面図 (1/2, 500)</p> <p>(2) 地質断面図 (縦断、横断、拡大 1/1, 000) 4 断面</p> <p>(3) 調査計画図 (拡大 1/1, 000)</p> <p>(4) 地質解析報告書</p> <p>4. 貸与資料 発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) ダムサイト、ダムタイプ、ダム規模</p> <p>(2) 空中写真</p> <p>(3) 位置図 (1/50, 000~1/10, 000)</p> <p>(4) ダムサイト地形図 (1/5, 000~1/2, 500)</p> <p>(5) 既存調査資料</p> <p>5. その他 その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。</p> <p>第5329条 堤体材料採取候補地地質解析 (1/1, 000)</p> <p>1. 業務の目的 貸与された地質資料 (1/1, 000 地表地質調査より得られた地質資料及び物理探査、ボーリング調査等により得られた資料) を基に、計画地点の地形・地質条件を検討し、堤体材料採取候補地としての地質工学的検討を行うことを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 既存資料の見直し 受注者は貸与資料を基に現地調査を行い、堤体材料採取候補地の地形・地質条件を確認するとともに、必要な部分の既存横坑資料および既存ボーリング資料を見直し、確認する。</p> <p>(3) 解析</p> <p>1) 地質条件の検討 受注者は見直し資料および新規調査資料に基づき、堤体材料採取候補地の広域的位置付けを明らかにし、地質層序および地質構造の詳細な検討を行って、地質図を作成する。</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>2) 地質工学的検討 受注者は既存資料および上記検討資料に基づき、堅岩分布状況について詳細に考察し、賦存量を推定し、材料採取計画の資料とする。</p> <p>3) 調査計画の検討 受注者は上記検討結果に基づき、地質上、採取計画上の問題点を考察して、調査計画を提案する。</p> <p>(4) 照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(5) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. 成果物 受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し納品するものとする。</p> <p>(1) 地質平面図 (1/1,000) (2) 地質断面図 (縦断、横断、1/1,000) 7 断面 (3) 材質区分図 (縦断、横断、1/1,000) 7 断面 (4) 採取計画図 (1/1,000) (5) 地質調査計画図 (1/1,000) (6) 地質解析報告書</p> <p>4. 貸与資料 発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) ダムサイト、ダムタイプ、ダム規模 (2) 航空写真 (3) 位置図 (1/50,000～1/10,000) (4) ダムサイト・貯水池地形図 (1/5,000～1/2,500) (5) 堤体材料採取候補地地形図 (1/500～1/1,000) (6) 既存調査資料</p> <p>5. その他 その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。</p> <p>第5331条 ダムサイト地質考察 1. 業務の目的</p>	<p>2) 地質工学的検討 受注者は既存資料および上記検討資料に基づき、堅岩分布状況について詳細に考察し、賦存量を推定し、材料採取計画の資料とする。</p> <p>3) 調査計画の検討 受注者は上記検討結果に基づき、地質上、採取計画上の問題点を考察して、調査計画を提案する。</p> <p>(4) 照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(5) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. 成果物 受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し納品するものとする。</p> <p>納品にあたっては、「オンライン電子納品実施要領 業務編」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理サーバーへ、オンラインにて納品を行うものとする。</p> <p>なお、オンラインによる納品が困難な場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。</p> <p>(1) 地質平面図 (1/1,000) (2) 地質断面図 (縦断、横断、1/1,000) 7 断面 (3) 材質区分図 (縦断、横断、1/1,000) 7 断面 (4) 採取計画図 (1/1,000) (5) 地質調査計画図 (1/1,000) (6) 地質解析報告書</p> <p>4. 貸与資料 発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) ダムサイト、ダムタイプ、ダム規模 (2) 航空写真 (3) 位置図 (1/50,000～1/10,000) (4) ダムサイト・貯水池地形図 (1/5,000～1/2,500) (5) 堤体材料採取候補地地形図 (1/500～1/1,000) (6) 既存調査資料</p> <p>5. その他 その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。</p> <p>第5331条 ダムサイト地質考察 1. 業務の目的</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>実施された地質調査に基づき、計画地点の地質的解釈を行い、地質断面を修正することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 考察</p> <p>1) 調査資料の地質的解釈</p> <p>受注者は、新規調査資料（横坑展開図、ボーリング柱状図など）に基づき、既存調査資料と対比し、地層などの分布、連続性について、地質的解釈を行う。</p> <p>2) 地質断面図の修正</p> <p>受注者は、新規調査資料に関連する既存地質断面図を見直し、修正する。</p> <p>(3) 照査</p> <p>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(4) 報告書作成</p> <p>受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. 成果物</p> <p>受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し納品するものとする。</p> <p>(1) 調査位置図</p> <p>(2) 地質断面図</p> <p>(3) 地質解釈の報告書</p> <p>4. 貸与資料</p> <p>発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) ダムサイト、ダムタイプ、ダム規模</p> <p>(2) 空中写真</p> <p>(3) 位置図（1/50,000～1/10,000）</p> <p>(4) ダムサイト・貯水池地形図（1/5,000～1/2,500）</p> <p>(5) ダムサイト地形図（1/500～1/1,000）</p>	<p>実施された地質調査に基づき、計画地点の地質的解釈を行い、地質断面を修正することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 考察</p> <p>1) 調査資料の地質的解釈</p> <p>受注者は、新規調査資料（横坑展開図、ボーリング柱状図など）に基づき、既存調査資料と対比し、地層などの分布、連続性について、地質的解釈を行う。</p> <p>2) 地質断面図の修正</p> <p>受注者は、新規調査資料に関連する既存地質断面図を見直し、修正する。</p> <p>(3) 照査</p> <p>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(4) 報告書作成</p> <p>受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. 成果物</p> <p>受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し納品するものとする。</p> <p>納品にあたっては、「オンライン電子納品実施要領 業務編」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理サーバーへ、オンラインにて納品を行うものとする。</p> <p>なお、オンラインによる納品が困難な場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。</p> <p>(1) 調査位置図</p> <p>(2) 地質断面図</p> <p>(3) 地質解釈の報告書</p> <p>4. 貸与資料</p> <p>発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) ダムサイト、ダムタイプ、ダム規模</p> <p>(2) 空中写真</p> <p>(3) 位置図（1/50,000～1/10,000）</p> <p>(4) ダムサイト・貯水池地形図（1/5,000～1/2,500）</p> <p>(5) ダムサイト地形図（1/500～1/1,000）</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>(6) 既存調査資料</p> <p>5. その他 その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。</p> <p>第5332条 堤体材料採取候補地地質考察</p> <p>1. 業務の目的 実施された地質調査に基づき、堤体材料候補地の地質的解釈を行い、地質断面を修正することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 考察</p> <p>1) 調査資料の地質的解釈 受注者は、新規調査資料（横坑展開図、ボーリング柱状図など）に基づき、既存調査資料と対比し、地層などの分布、連続性について、地質的解釈を行う。</p> <p>2) 地質断面図の修正 受注者は、新規調査資料に関連する既存地質断面図を見直し、修正する。</p> <p>(3) 照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(4) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. 成果物 受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し納品するものとする。</p> <p>(1) 調査位置図 (2) 地質断面図 (3) 地質解釈の報告書</p> <p>4. 貸与資料</p>	<p>(6) 既存調査資料</p> <p>5. その他 その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。</p> <p>第5332条 堤体材料採取候補地地質考察</p> <p>1. 業務の目的 実施された地質調査に基づき、堤体材料候補地の地質的解釈を行い、地質断面を修正することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 考察</p> <p>1) 調査資料の地質的解釈 受注者は、新規調査資料（横坑展開図、ボーリング柱状図など）に基づき、既存調査資料と対比し、地層などの分布、連続性について、地質的解釈を行う。</p> <p>2) 地質断面図の修正 受注者は、新規調査資料に関連する既存地質断面図を見直し、修正する。</p> <p>(3) 照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(4) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. 成果物 受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し納品するものとする。 納品にあたっては、「オンライン電子納品実施要領 業務編」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理サーバーへ、オンラインにて納品を行うものとする。 なお、オンラインによる納品が困難な場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。</p> <p>(1) 調査位置図 (2) 地質断面図 (3) 地質解釈の報告書</p> <p>4. 貸与資料</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) ダムサイト、ダムタイプ、ダム規模 (2) 航空写真 (3) 位置図 (1/50,000～1/10,000) (4) ダムサイト・貯水池地形図 (1/5,000～1/2,500) (5) 堤体材料採取候補地地形図 (1/500～1/1,000) (6) 既存調査資料 <p>5. その他 その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。</p> <p>第5335条 ダムサイト地質総合解析（実施設計段階）(1/500)</p> <p>1. 業務の目的 既存資料を総合的に見直し、ダムサイトの地質条件の検討および地質工学的な検討・評価を行い、本体実施設計に必要な資料としての地質図類を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 既存資料の見直し</p> <p>1) 受注者は貸与資料を基に現地調査を行い、ダムサイト周辺の地形・地質条件を把握するとともに、必要な部分の既存横坑資料および既存ボーリング資料などを見直し、確認する。</p> <p>2) 受注者は既存透水試験結果を見直し、ルジオン値、P-Q曲線などの確認・修正を行う。</p> <p>(3) 総合解析</p> <p>1) 既存資料の整理・統合 受注者は、各種既存資料を整理・統合し、解析用資料としてとりまとめる。</p> <p>2) 地質条件の検討 受注者は、見直し資料および新規調査資料に基づき、ダムサイトの広域的な位置づけを明らかにし、地質層序および地質構造の詳細な検討を行って、実施設計上必要な地質図を作成する。</p> <p>3) 地質工学的検討（岩盤状況・岩盤強度） 受注者は、各種調査資料に基づき、岩盤区分図などを作成し、堅岩線、断層・弱層部、変質帯の分布などについて検討評価する。また、各種室内および原位置試験結果に基づき岩盤の強度について検討する。</p> <p>4) 地質工学的検討（岩盤透水性）</p>	<p>発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) ダムサイト、ダムタイプ、ダム規模 (2) 航空写真 (3) 位置図 (1/50,000～1/10,000) (4) ダムサイト・貯水池地形図 (1/5,000～1/2,500) (5) 堤体材料採取候補地地形図 (1/500～1/1,000) (6) 既存調査資料 <p>5. その他 その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。</p> <p>第5335条 ダムサイト地質総合解析（実施設計段階）(1/500)</p> <p>1. 業務の目的 既存資料を総合的に見直し、ダムサイトの地質条件の検討および地質工学的な検討・評価を行い、本体実施設計に必要な資料としての地質図類を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 既存資料の見直し</p> <p>1) 受注者は貸与資料を基に現地調査を行い、ダムサイト周辺の地形・地質条件を把握するとともに、必要な部分の既存横坑資料および既存ボーリング資料などを見直し、確認する。</p> <p>2) 受注者は既存透水試験結果を見直し、ルジオン値、P-Q曲線などの確認・修正を行う。</p> <p>(3) 総合解析</p> <p>1) 既存資料の整理・統合 受注者は、各種既存資料を整理・統合し、解析用資料としてとりまとめる。</p> <p>2) 地質条件の検討 受注者は、見直し資料および新規調査資料に基づき、ダムサイトの広域的な位置づけを明らかにし、地質層序および地質構造の詳細な検討を行って、実施設計上必要な地質図を作成する。</p> <p>3) 地質工学的検討（岩盤状況・岩盤強度） 受注者は、各種調査資料に基づき、岩盤区分図などを作成し、堅岩線、断層・弱層部、変質帯の分布などについて検討評価する。また、各種室内および原位置試験結果に基づき岩盤の強度について検討する。</p> <p>4) 地質工学的検討（岩盤透水性）</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>受注者は、各種調査資料に基づき、各種透水特性検討図などを作成し、岩盤の透水特性を検討評価する。</p> <p>5) 調査計画の検討</p> <p>受注者は、ダムサイトの地質上の問題点について、ダム高、ダムタイプなどを考慮した調査計画を提案する。</p> <p>(4) 照査</p> <p>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(5) 報告書作成</p> <p>受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. 成果物</p> <p>受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し納品するものとする。</p> <p>(1) 地質平面図 (1/500)</p> <p>(2) ダム軸方向地質断面図 (1/500) 5 断面</p> <p>(3) ダム軸横断地質断面図 (1/500) 8 断面</p> <p>(4) 水平断面図 (1/500) 5 断面</p> <p>(5) 岩級区分図 (1/500) 18 断面</p> <p>(6) ダム軸沿いルジオンマップ 1 断面</p> <p>(7) 岩級コンターマップ (1/500) 2 種</p> <p>(8) 地質調査計画図 (1/500)</p> <p>(9) 地質解析報告書</p> <p>4. 貸与資料</p> <p>発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) ダムサイト、ダムタイプ、ダム規模</p> <p>(2) 空中写真</p> <p>(3) 位置図 (1/50,000～1/10,000)</p> <p>(4) ダムサイト・貯水池地形図 (1/5,000～1/2,500)</p> <p>(5) ダムサイト地形図 (1/500～1/1,000)</p> <p>(6) 既存調査資料</p> <p>5. その他</p> <p>その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。</p>	<p>受注者は、各種調査資料に基づき、各種透水特性検討図などを作成し、岩盤の透水特性を検討評価する。</p> <p>5) 調査計画の検討</p> <p>受注者は、ダムサイトの地質上の問題点について、ダム高、ダムタイプなどを考慮した調査計画を提案する。</p> <p>(4) 照査</p> <p>受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(5) 報告書作成</p> <p>受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. 成果物</p> <p>受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し納品するものとする。</p> <p>納品にあたっては、「オンライン電子納品実施要領 業務編」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理サーバーへ、オンラインにて納品を行うものとする。</p> <p>なお、オンラインによる納品が困難な場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。</p> <p>(1) 地質平面図 (1/500)</p> <p>(2) ダム軸方向地質断面図 (1/500) 5 断面</p> <p>(3) ダム軸横断地質断面図 (1/500) 8 断面</p> <p>(4) 水平断面図 (1/500) 5 断面</p> <p>(5) 岩級区分図 (1/500) 18 断面</p> <p>(6) ダム軸沿いルジオンマップ 1 断面</p> <p>(7) 岩級コンターマップ (1/500) 2 種</p> <p>(8) 地質調査計画図 (1/500)</p> <p>(9) 地質解析報告書</p> <p>4. 貸与資料</p> <p>発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) ダムサイト、ダムタイプ、ダム規模</p> <p>(2) 空中写真</p> <p>(3) 位置図 (1/50,000～1/10,000)</p> <p>(4) ダムサイト・貯水池地形図 (1/5,000～1/2,500)</p> <p>(5) ダムサイト地形図 (1/500～1/1,000)</p> <p>(6) 既存調査資料</p> <p>5. その他</p> <p>その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>第5337条 ダムサイト基礎掘削面岩盤スケッチ（縮尺各種）</p> <p>1. 業務の目的 ダム本体および重要付帯構造物の基礎岩盤が、設計条件を満足するか否かを基礎掘削面の調査結果に基づいて解析・評価することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 掘削面調査 受注者はダム本体および重要付帯構造物の基礎岩盤の掘削面調査を実施する。なお縮尺についてはダム毎に判断するものとする。</p> <p>(3) 図面作成 受注者は、岩種分布、岩級分布および岩盤劣化部の連続性などについて検討を行い、地質図および岩級区分図を作成する。</p> <p>(4) 解析 1) 受注者は、基礎岩盤の諸性状が設計段階で想定していた状況と合致しているか否かを解析する。 2) 受注者は、基礎岩盤の解析結果を地質工学的に検討し、掘削線の変更や設計検討が必要であるか否かを評価する。また、以後の掘削に際しての留意点を取りまとめて提言を行う。</p> <p>(5) 照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(6) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. 成果物 受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し納品するものとする。</p> <p>(1) 掘削面地質図 (2) 掘削面岩級区分図 (3) 地質断面図 (4) 岩級区分断面図</p>	<p>第5337条 ダムサイト基礎掘削面岩盤スケッチ（縮尺各種）</p> <p>1. 業務の目的 ダム本体および重要付帯構造物の基礎岩盤が、設計条件を満足するか否かを基礎掘削面の調査結果に基づいて解析・評価することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 掘削面調査 受注者はダム本体および重要付帯構造物の基礎岩盤の掘削面調査を実施する。なお縮尺についてはダム毎に判断するものとする。</p> <p>(3) 図面作成 受注者は、岩種分布、岩級分布および岩盤劣化部の連続性などについて検討を行い、地質図および岩級区分図を作成する。</p> <p>(4) 解析 1) 受注者は、基礎岩盤の諸性状が設計段階で想定していた状況と合致しているか否かを解析する。 2) 受注者は、基礎岩盤の解析結果を地質工学的に検討し、掘削線の変更や設計検討が必要であるか否かを評価する。また、以後の掘削に際しての留意点を取りまとめて提言を行う。</p> <p>(5) 照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(6) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>3. 成果物 受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し納品するものとする。</p> <p>納品にあたっては、「オンライン電子納品実施要領 業務編」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理サーバーへ、オンラインにて納品を行うものとする。</p> <p>なお、オンラインによる納品が困難な場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。</p> <p>(1) 掘削面地質図 (2) 掘削面岩級区分図 (3) 地質断面図 (4) 岩級区分断面図</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>4. 貸与資料 発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 掘削面形状図 (2) 既存調査資料</p> <p>5. その他 その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。</p>	<p>4. 貸与資料 発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 掘削面形状図 (2) 既存調査資料</p> <p>5. その他 その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。</p>	
<h2>第 6 編 道路編</h2>	<h2>第 6 編 道路編</h2>	
<h3>第 4 章 道路設計</h3>	<h3>第 4 章 道路設計</h3>	
<p>第 8 節 盛土・切土設計</p>	<p>第 8 節 盛土・切土設計</p>	
<p>第6429条 盛土・切土詳細設計</p>	<p>第6429条 盛土・切土詳細設計</p>	
<p>1. 業務目的 詳細設計は、予備設計で決定された構造形式について設計図書、既存の関連資料及び予備設計で検討された設計条件に基づき、地形・地質・交差条件・荷重条件・使用材料等と整合を図り、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 設計計画 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 現地踏査 受注者は、道路設計業務と分離して本条の業務を実施する場合には、設計図書により、その設計範囲の地形や立地条件を目視により確認し、周辺状況を把握するものとする。</p> <p>(3) 設計条件の確認 受注者は、設計条件の確認について、「第 6428 条 盛土・切土予備設計」第 2 項の (3) に準ずるものとする。</p> <p>(4) 設計計算（現況解析） 受注者は、予備設計で決定された構造形式の主要構造寸法に基づき、設計図書において指示された設計条件に従い、必要に応じて、以下に示す軟弱地盤技術解析あるいはのり面安定解析を実施する。なお、これによりが</p>	<p>1. 業務目的 詳細設計は、予備設計で決定された構造形式について設計図書、既存の関連資料及び予備設計で検討された設計条件に基づき、地形・地質・交差条件・荷重条件・使用材料等と整合を図り、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 設計計画 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 現地踏査 受注者は、道路設計業務と分離して本条の業務を実施する場合には、設計図書により、その設計範囲の地形や立地条件を目視により確認し、周辺状況を把握するものとする。</p> <p>(3) 設計条件の確認 受注者は、設計条件の確認について、「第 6431 条 盛土・切土予備設計」第 2 項の (3) に準ずるものとする。</p> <p>(4) 設計計算（現況解析） 受注者は、予備設計で決定された構造形式の主要構造寸法に基づき、設計図書において指示された設計条件に従い、必要に応じて、以下に示す軟弱地盤技術解析あるいはのり面安定解析を実施する。なお、これによりが</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>たい場合は調査職員と協議するものとする。</p> <p>1) 盛 土 地盤圧密解析（一次元圧密沈下解析） 地盤破壊解析（円弧すべり解析） 地盤変形解析（簡便法あるいは詳細変形解析） 液状化判定（簡便法あるいは詳細解析）</p> <p>2) 切土のり面のり面安定解析（すべり解析）</p> <p>(5) 対策工法の選定 軟弱地盤技術解析あるいはのり面安定解析において、影響する作用及びこれらの組合せに対して選定した要求性能を満足しない場合には、対策工法の選定を行う。計画地点の地質条件および施工条件に対して適用可能な対策工を抽出し、各工法の特性・経済性・施工性・安全性・周辺への影響などを考慮して、比較検討の対象とする対策工を複数案選定する（一次選定）。</p> <p>(6) 設計計算（対策後解析） 選定された複数案の対策工について、所定の仕様に基づいて施工を実施した場合を想定した軟弱地盤技術解析あるいはのり面安定解析を行う。解析に際しては、各対策工とも、工種・対策範囲・材料強度・施工数量などをパラメータとして各々について1つあるいは複数ケースを検討するものとする。必要に応じて、以下に示す軟弱地盤技術解析あるいはのり面安定解析を実施するが、これによりがたい場合は調査職員と協議するものとする。</p> <p>1) 盛 土 地盤圧密解析（一次元圧密沈下解析） 地盤破壊解析（円弧すべり解析） 地盤変形解析（簡便法あるいは詳細変形解析） 液状化判定（簡便法あるいは詳細解析）</p> <p>2) 切土のり面のり面安定解析（すべり解析）</p> <p>(7) 最適工法の決定 各工法の特性・経済性・施工性・安全性・周辺への影響などを考慮して、総合比較検討により最適対策工法を決定する（二次選定）。</p> <p>(8) 設計図 受注者は、上記までの検討結果に基づき、設計計算から定められた構造形状や応力状態から、本体工の横断面図、平面図、縦断面図を作成するものとする。</p> <p>(9) 数量計算 受注者は、第 1211 条設計業務の成果（4）に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。</p> <p>(10) 照 査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。</p>	<p>たい場合は調査職員と協議するものとする。</p> <p>1) 盛 土 地盤圧密解析（一次元圧密沈下解析） 地盤破壊解析（円弧すべり解析） 地盤変形解析（簡便法あるいは詳細変形解析） 液状化判定（簡便法あるいは詳細解析）</p> <p>2) 切土のり面のり面安定解析（すべり解析）</p> <p>(5) 対策工法の選定 軟弱地盤技術解析あるいはのり面安定解析において、影響する作用及びこれらの組合せに対して選定した要求性能を満足しない場合には、対策工法の選定を行う。計画地点の地質条件および施工条件に対して適用可能な対策工を抽出し、各工法の特性・経済性・施工性・安全性・周辺への影響などを考慮して、比較検討の対象とする対策工を複数案選定する（一次選定）。</p> <p>(6) 設計計算（対策後解析） 選定された複数案の対策工について、所定の仕様に基づいて施工を実施した場合を想定した軟弱地盤技術解析あるいはのり面安定解析を行う。解析に際しては、各対策工とも、工種・対策範囲・材料強度・施工数量などをパラメータとして各々について1つあるいは複数ケースを検討するものとする。必要に応じて、以下に示す軟弱地盤技術解析あるいはのり面安定解析を実施するが、これによりがたい場合は調査職員と協議するものとする。</p> <p>1) 盛 土 地盤圧密解析（一次元圧密沈下解析） 地盤破壊解析（円弧すべり解析） 地盤変形解析（簡便法あるいは詳細変形解析） 液状化判定（簡便法あるいは詳細解析）</p> <p>2) 切土のり面のり面安定解析（すべり解析）</p> <p>(7) 最適工法の決定 各工法の特性・経済性・施工性・安全性・周辺への影響などを考慮して、総合比較検討により最適対策工法を決定する（二次選定）。</p> <p>(8) 設計図 受注者は、上記までの検討結果に基づき、設計計算から定められた構造形状や応力状態から、本体工の横断面図、平面図、縦断面図を作成するものとする。</p> <p>(9) 数量計算 受注者は、第 1211 条設計業務の成果（4）に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。</p> <p>(10) 照 査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。</p> <p>2) 一般図を基に位置、取り合い（道路現況構造物）及び地盤条件とその構造物の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。</p> <p>3) 設計方針及び手法が適切であるかの照査を行う。また、仮設工法と施工方法の確認を行う。</p> <p>4) 設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。</p> <p>(11) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。</p> <p>1) 設計条件 2) 構造形式決定の経緯と選定理由 3) 構造各部の検討内容と問題点 4) 主要断面、主要部分の寸法など設計計算の主要結果 5) 施工段階での注意事項、検討事項</p> <p>3. 貸与資料 第 6428 条 盛土・切土予備設計第 3 項に準ずるものとする。なお、予備設計成果がある場合はそれも含むものとする。</p>	<p>1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。</p> <p>2) 一般図を基に位置、取り合い（道路現況構造物）及び地盤条件とその構造物の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。</p> <p>3) 設計方針及び手法が適切であるかの照査を行う。また、仮設工法と施工方法の確認を行う。</p> <p>4) 設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。</p> <p>(11) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。</p> <p>1) 設計条件 2) 構造形式決定の経緯と選定理由 3) 構造各部の検討内容と問題点 4) 主要断面、主要部分の寸法など設計計算の主要結果 5) 施工段階での注意事項、検討事項</p> <p>3. 貸与資料 第 6428 条 盛土・切土予備設計第 3 項に準ずるものとする。なお、予備設計成果がある場合はそれも含むものとする。</p>	

（新）

第 10 編 用地調査等

目 次

第 1 章 総 則	
第 1 条 趣旨等	用－ 1
第 2 条 用語の定義	用－ 1
第 3 条 基本的処理方針	用－ 2
第 4 条 調査職員	用－ 3
第 5 条 管理技術者	用－ 3
第 6 条 照査技術者	用－ 3
第 7 条 業務従事者及び担当技術者	用－ 4
第 8 条 再委託	用－ 4
第 9 条 用地調査等業務の区分	用－ 4
第 2 章 用地調査等業務の基本的処理方法	
第 1 節 用地調査等業務の実施手続	
第 10 条 施行上の義務及び心得	用－ 9
第 11 条 業務の着手	用－ 9
第 12 条 書類提出	用－ 9
第 13 条 打合せ等	用－ 9
第 14 条 現地踏査	用－ 9
第 15 条 業務計画の策定	用－ 1 0
第 16 条 調査職員の指示等	用－ 1 0
第 17 条 貸与品等	用－ 1 0
第 18 条 立入り及び立会い	用－ 1 0
第 19 条 障害物の伐除	用－ 1 0
第 20 条 身分証明書の携帯	用－ 1 1
第 21 条 算定資料	用－ 1 1
第 22 条 調査職員への進捗状況の報告	用－ 1 1
第 23 条 成果物の一部提出等	用－ 1 1
第 24 条 成果物	用－ 1 1
第 25 条 検 査	用－ 1 2
第 26 条 修 補	用－ 1 2

（旧）

第 10 編 用地調査等

目 次

第 1 章 総 則	
第 1 条 趣旨等	用－ 1
第 2 条 用語の定義	用－ 1
第 3 条 基本的処理方針	用－ 2
第 4 条 調査職員	用－ 3
第 5 条 管理技術者	用－ 3
第 6 条 照査技術者	用－ 3
第 7 条 業務従事者及び担当技術者	用－ 4
第 8 条 再委託	用－ 4
第 9 条 用地調査等業務の区分	用－ 4
第 2 章 用地調査等の基本的処理方法	
第 1 節 用地調査等業務の実施手続	
第 10 条 施工上の義務及び心得	用－ 9
第 11 条 業務の着手	用－ 9
第 12 条 書類提出	用－ 9
第 13 条 打合せ等	用－ 9
第 14 条 現地踏査	用－ 9
第 15 条 業務計画の策定	用－ 1 0
第 16 条 調査職員の指示等	用－ 1 0
第 17 条 貸与品等	用－ 1 0
第 18 条 立入り及び立会い	用－ 1 0
第 19 条 障害物の伐除	用－ 1 0
第 20 条 身分証明書の携帯	用－ 1 1
第 21 条 算定資料	用－ 1 1
第 22 条 調査職員への進捗状況の報告	用－ 1 1
第 23 条 成果物の一部提出等	用－ 1 1
第 24 条 成果物	用－ 1 1
第 25 条 検 査	用－ 1 2

第109条 企業内容等の調査	用-32
第110条 敷地使用実態の調査	用-33
第2節 調査書等の作成	
第111条 企業概要書	用-33
第111条の2 配置図	用-34
第112条 移転工法案の作成	用-34
第113条 補償額の比較	用-34
第10章 再算定業務	
第114条 再算定業務	用-35
第115条 再算定の方法	用-35
第11章 補償説明	
第116条 補償説明	用-35
第117条 概況ヒアリング等	用-35
第118条 説明資料の作成等	用-35
第119条 権利者等に対する説明	用-36
第120条 記録簿の作成	用-36
第121条 説明後の措置	用-36
第12章 事業認定申請図書等の作成	
第122条 事業認定申請図書等の作成	用-36
第123条 事業認定申請図書の作成	用-36
第124条 事業計画の説明	用-37
第125条 現地踏査	用-37
第126条 起業地の範囲の検討	用-37
第127条 事業認定申請図書の作成方法	用-37
第128条 相談用資料の作成方法	用-37
第129条 相談用資料の添付図面の作成方法	用-38
第130条 申請図書の作成	用-38
第131条 裁決申請図書の作成	用-38
第132条 裁決申請図書の作成方法	用-38
第133条 明渡裁決申立図書の作成	用-39
第134条 明渡裁決申立図書の作成方法	用-39
第13章 地盤変動影響調査等	
第1節 調査	

第108条 移転工法案の検討	用-32
第109条 企業内容等の調査	用-32
第110条 敷地使用実態の調査	用-33
第2節 調査書等の作成	
第111条 企業概要書	用-33
第111条の2 配置図	用-34
第112条 移転工法案の作成	用-34
第113条 補償額の比較	用-34
第10章 再算定業務	
第114条 再算定業務	用-35
第115条 再算定の方法	用-35
第11章 補償説明	
第116条 補償説明	用-35
第117条 概況ヒアリング等	用-35
第118条 説明資料の作成等	用-35
第119条 権利者に対する説明	用-36
第120条 記録簿の作成	用-36
第121条 説明後の措置	用-36
第12章 事業認定申請図書等の作成	
第122条 事業認定申請図書等の作成	用-36
第123条 事業認定申請図書の作成	用-36
第124条 事業計画の説明	用-37
第125条 現地踏査	用-37
第126条 起業地の範囲の検討	用-37
第127条 事業認定申請図書の作成方法	用-37
第128条 相談用資料の作成方法	用-37
第129条 相談用資料の添付図面の作成方法提出	用-38
第130条 申請図書の作成	用-38
第131条 裁決申請図書の作成	用-38
第132条 裁決申請図書の作成方法	用-38
第133条 明渡裁決申立図書の作成	用-39
第134条 明渡裁決申立図書の作成方法	用-39
第13章 地盤変動影響調査等	
第1節 調査	

第1章 総 則

(趣旨等)

- 第1条 この仕様書は、国土交通省北海道開発局の所掌する国の直轄事業に必要な土地等の取得等に伴う調査、補償金額の算定等業務（以下「用地調査等業務」という。）を請負に付す場合の業務内容その他の必要な事項を定め、もって業務の適正な執行を確保するものとする。
- 2 業務の発注に当たり、当該業務の実施上この仕様書により難いとき又はこの仕様書に定めのない事項については、発注者が別途定める特記仕様書によるものとし、適用に当たっては特記仕様書を優先するものとする。
- 3 用地補償総合技術業務、用地調査点検等技術業務及び用地アセスメント調査等業務については、別に定める各共通仕様書によるものとする。

(用語の定義)

- 第2条 この仕様書における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。
- 一 「発注者」とは、第1編共通第1102条第1項に規定する者をいう。
 - 二 「受注者」とは、第1編共通第1102条第2項に規定する者をいう。
 - 三 「調査職員」とは、第1編共通第1102条第3項に規定する者をいう。
 - 四 「総括調査員」とは、第1編共通第1102条第4項に規定する者をいう。
 - 五 「主任調査員」とは、第1編共通第1102条第5項に規定する者をいう。
 - 六 「調査員」とは、第1編共通第1102条第6項に規定する者をいう。
 - 七 「検査職員」とは、第1編共通第1102条第7項に規定する者をいう。
 - 八 「管理技術者」とは、第1編共通第1102条第8項に規定する者をいう。
 - 九 「照査技術者」とは、第1編共通第1102条第9項に規定する者をいう。
 - 十 「担当技術者」とは、第1編共通第1102条第10項に規定する者をいい、「業務従事者」とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、第7条の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
 - 十一 「契約書」とは、第1編共通第1102条第13項に規定する契約書をいう。
 - 十二 「設計図書」とは、第1編共通第1102条第14項に規定する書面等をいう。
 - 十三 「図面」とは、第1編共通第1102条第21項に規定する図面等をいう。
 - 十四 「数量総括表」とは、用地調査等業務に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。
 - 十五 「現場説明書」とは、第1編共通第1102条第19項に規定する書類をいう。
 - 十六 「質問回答書」とは、第1編共通第1102条第20項に規定する書面をいう。
 - 十七 「指示」とは、第1編共通第1102条第22項に規定することをいう。
 - 十八 「通知」とは、第1編共通第1102条第24項に規定することをいう。
 - 十九 「報告」とは、第1編共通第1102条第25項に規定することをいう。
 - 二十 「承諾」とは、第1編共通第1102条第27項に規定することをいう。

第1章 総 則

(趣旨等)

- 第1条 この仕様書は、国土交通省北海道開発局の所掌する国の直轄事業に必要な土地等の取得等に伴う調査、補償金額の算定等業務（以下「用地調査等業務」という。）を請負に付す場合の業務内容その他の必要な事項を定め、もって業務の適正な執行を確保するものとする。
- 2 業務の発注に当たり、当該業務の実施上この仕様書により難いとき又はこの仕様書に定めのない事項については、発注者が別途定める特記仕様書によるものとし、適用に当たっては特記仕様書を優先するものとする。
- 3 用地補償総合技術業務、用地調査点検等技術業務及び用地アセスメント調査等業務については、別に定める各共通仕様書によるものとする。

(用語の定義)

- 第2条 この仕様書における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。
- 一 「発注者」とは、第1編共通第1102条第1項に規定する者をいう。
 - 二 「受注者」とは、第1編共通第1102条第2項に規定する者をいう。
 - 三 「調査職員」とは、第1編共通第1102条第3項に規定する者をいう。
 - 四 「総括調査員」とは、第1編共通第1102条第4項に規定する者をいう。
 - 五 「主任調査員」とは、第1編共通第1102条第5項に規定する者をいう。
 - 六 「調査員」とは、第1編共通第1102条第6項に規定する者をいう。
 - 七 「検査職員」とは、者をいう。
 - 八 「管理技術者」とは、第1編共通第1102条第8項に規定する者をいう。
 - 九 「照査技術者」とは、第1編共通第1102条第9項に規定する者をいう。
 - 十 「担当技術者」とは、第1編共通第1102条第10項に規定する者をいい、「業務従事者」とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、第7条の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
 - 十一 「契約書」とは、第1編共通第1102条第13項に規定する契約書をいう。
 - 十二 「設計図書」とは、第1編共通第1102条第14項に規定する書面等をいう。
 - 十三 「図面」とは、第1編共通第1102条第21項に規定する図面等をいう。
 - 十四 「数量総括表」とは、用地調査等業務に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。
 - 十五 「現場説明書」とは、第1編共通第1102条第19項に規定する書類をいう。
 - 十六 「質問回答書」とは、第1編共通第1102条第20項に規定する書面をいう。
 - 十七 「指示」とは、第1編共通第1102条第22項に規定することをいう。
 - 十八 「通知」とは、第1編共通第1102条第24項に規定することをいう。
 - 十九 「報告」とは、第1編共通第1102条第25項に規定することをいう。
 - 二十 「承諾」とは、第1編共通第1102条第27項に規定することをいう。

二十一 「協議」とは、第1編共通第1102条第30項に規定することをいう。

二十二 「照査」とは、第1編共通第1102条第37項に規定する、受注者が、用地調査等業務の実施により作成する各種図面等や数量計算等の確認並びに算定書等の検算並びに基準・運用方針への適合性及び補償の妥当性等について検証することをいう。

二十三 「検査」とは、第1編共通第1102条第38項に規定することをいう。

二十四 「修補」とは、第1編共通第1102条第40項に規定することをいう。

二十五 「協力者」とは、第1編共通第1102条第41項に規定することをいう。

二十六 「調査区域」とは、用地調査等業務を行う区域として別途図面等で指示する範囲をいう。

二十七 「権利者」とは、調査区域内に存する土地、建物等の所有者及び所有権以外の権利を有する者をいう。

二十八 「調査」とは、建物等の現状等を把握するための現地踏査、立入調査又は管轄登記所〔調査区域内の土地を管轄する法務局及び地方法務局（支局、出張所を含む。）〕等での調査をいう。

二十九 「調査書等の作成」とは、外業調査結果を基に行う各種図面の作成、補償額等算定のための数量等の算出及び各種調査書の作成をいう。

三十 「国交省基準」とは、国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準（平成13年1月6日国土交通省訓令第76号）をいう。

三十一 「国交省基準の運用方針」とは、国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準の運用方針（平成15年8月5日付け国総国調第57号国土交通事務次官通知）をいう。

三十二 「土地改良要綱」とは、土地改良事業に伴う用地等の取得及び損失補償要綱（昭和38年3月23日38農地第251号農林省農地局長通知）をいう。

三十三 「土地改良要綱の運用方針」とは、土地改良事業に伴う用地等の取得及び損失補償要綱の運用方針（昭和46年1月11日45農地D第994号農林省農地局長通知）をいう。

三十四 「成果物の点検・調整確認」とは、用地調査点検等技術業務共通仕様書第32条に規定する作業をいう。

（基本的処理方針）

第3条 受注者は、用地調査等業務を実施する場合（次項に掲げる場合を除く。）において、この仕様書、国交省基準、国交省基準の運用方針又は土地改良要綱、土地改良要綱の運用方針等に適合したものとなるよう、公正かつ的確に業務を処理しなければならない。

2 受注者は、国土交通省の直轄の公共事業又は農林水産省の国営土地改良事業に係る工事ないし公共施設の設置により生じた地盤変動、水枯渇等、工事騒音、日陰及びテレビジョン電波受信障害による損害等に関する調査、費用負担額の算定若しくは費用負担の説明を実施する場合においては、この仕様書、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領（昭和61年4月1日付け建設省経整発第22号建設事務次官通知）及びその他の事業損失に関する事務処理要領等に

二十一 「協議」とは、第1編共通第1102条第30項に規定することをいう。

二十二 「照査」とは、第1編共通第1102条第34項に規定する、受注者が、用地調査等業務の実施により作成する各種図面等や数量計算等の確認並びに算定書等の検算並びに基準・運用方針への適合性及び補償の妥当性等について検証することをいう。

二十三 「検査」とは、第1編共通第1102条第35項に規定することをいう。

二十四 「修補」とは、第1編共通第1102条第37項に規定することをいう。

二十五 「協力者」とは、第1編共通第1102条第38項に規定することをいう。

二十六 「調査区域」とは、用地調査等業務を行う区域として別途図面等で指示する範囲をいう。

二十七 「権利者」とは、調査区域内に存する土地、建物等の所有者及び所有権以外の権利を有する者をいう。

二十八 「調査」とは、建物等の現状等を把握するための現地踏査、立入調査又は管轄登記所〔調査区域内の土地を管轄する法務局及び地方法務局（支局、出張所を含む。）〕等での調査をいう。

二十九 「調査書等の作成」とは、外業調査結果を基に行う各種図面の作成、補償額等算定のための数量等の算出及び各種調査書の作成をいう。

三十 「国交省基準」とは、国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準（平成13年1月6日国土交通省訓令第76号）をいう。

三十一 「国交省基準の運用方針」とは、国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準の運用方針（平成15年8月5日付け国総国調第57号国土交通事務次官通知）をいう。

三十二 「土地改良要綱」とは、土地改良事業に伴う用地等の取得及び損失補償要綱（昭和38年3月23日38農地第251号農林省農地局長通知）をいう。

三十三 「土地改良要綱の運用方針」とは、土地改良事業に伴う用地等の取得及び損失補償要綱の運用方針（昭和46年1月11日45農地D第994号農林省農地局長通知）をいう。

三十四 「成果物の点検・調整確認」とは、用地調査点検等技術業務共通仕様書第32条に規定する作業をいう。

（基本的処理方針）

第3条 受注者は、用地調査等業務を実施する場合（次項に掲げる場合を除く。）において、この仕様書、国交省基準、国交省基準の運用方針又は土地改良要綱、土地改良要綱の運用方針等に適合したものとなるよう、公正かつ的確に業務を処理しなければならない。

2 受注者は、国土交通省の直轄の公共事業に係る工事ないし公共施設の設置により生じた地盤変動、水枯渇等、工事騒音、日陰及びテレビジョン電波受信障害による損害等に関する調査、費用負担額の算定又は費用負担の説明を実施する場合においては、この仕様書、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領（昭和61年4月1日付け建設省経整発第22号建設事務次官通知）及びその他の事業損失に関する事務処理要領等に適合したものとなるよう、公正かつ的確に

業務を処理しなければならない。

（調査職員）

第4条 調査職員は、契約書第8条第2項に規定した指示、承諾、協議等（以下「指示等」という。）の職務の実施に当たり、その権限を行使するときは、原則として書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合で調査職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその口頭による指示等に従うものとする。なお、調査職員は、その口頭による指示等を行った後、後日書面で受注者に指示するものとする。

（管理技術者）

第5条 受注者は、用地調査等業務における管理技術者を定め、契約締結後14日（土曜日、日曜日、祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日等」という。）を含む。）以内に発注者に通知しなければならない。

2 管理技術者は、業務の履行に当たり、この用地調査等業務の主たる業務に関し、7年以上の実務経験を有する者、若しくはこの用地調査等業務の主たる業務に関する補償業務管理士（一般社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士研修及び検定試験実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録されている者をいう。）の資格を有する者、又は発注者がこれらの者と同等の知識及び能力を有すると認めた者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可。）でなければならない。

3 受注者が管理技術者に委任できる権限は契約書第9条第2項に規定した事項であるが、契約書第9条第3項に基づく通知がない場合は、発注者及び調査職員は、管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。

4 管理技術者は、第3章から第15章に定める業務がすべて完了したときは、各成果物について十分な検証（受注者が請負に係る業務の成果物の瑕疵を防止するため、当該成果物を発注者に提出する前に、発注者の指示に従った成果物が完成しているかについて点検及び修正することをいう。以下同じ。）を行わなければならない。

なお、第24条に定める成果物の表紙の裏面に管理技術者の資格及び氏名の記載を行うものとする。

5 管理技術者は、照査結果の確認を行わなければならない。

6 管理技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

（照査技術者）

第6条 受注者は、発注者が別に定める場合を除き、原則として用地調査等業務における照査技術者を定め、契約締結後14日（休日等を含む。）以内に発注者に通知しなければならない。

2 受注者は、照査技術者を定めた場合においては、前条第4項に規定する点検及び修正が完了した後に、照査技術者による照査を実施しなければならない。

適合したものとなるよう、公正かつ的確に業務を処理しなければならない。

（調査職員）

第4条 調査職員は、契約書第8条第2項に規定した指示、承諾、協議等（以下「指示等」という。）の職務の実施に当たり、その権限を行使するときは、原則として書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合で調査職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその口頭による指示等に従うものとする。なお、調査職員は、その口頭による指示等を行った後、後日書面で受注者に指示するものとする。

（管理技術者）

第5条 受注者は、用地調査等業務における管理技術者を定め、契約締結後14日（土曜日、日曜日、祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日等」という。）を含む。）以内に発注者に通知しなければならない。

2 管理技術者は、業務の履行に当たり、この用地調査等業務の主たる業務に関し、7年以上の実務経験を有する者、若しくはこの用地調査等業務の主たる業務に関する補償業務管理士（一般社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士研修及び検定試験実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録されている者をいう。）の資格を有する者、又は発注者がこれらの者と同等の知識及び能力を有すると認めた者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可。）でなければならない。

3 受注者が管理技術者に委任できる権限は契約書第9条第2項に規定した事項であるが、契約書第9条第3項に基づく通知がない場合は、発注者及び調査職員は、管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。

4 管理技術者は、第3章から第15章に定める業務がすべて完了したときは、各成果物について十分な検証（受注者が請負に係る業務の成果物の瑕疵を防止するため、当該成果物を発注者に提出する前に、発注者の指示に従った成果物が完成しているかについて点検及び修正することをいう。以下同じ。）を行わなければならない。

なお、第24条に定める成果物の表紙の裏面に管理技術者の資格及び氏名の記載を行うものとする。

5 管理技術者は、照査結果の確認を行わなければならない。

6 管理技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

（照査技術者）

第6条 受注者は、発注者が別に定める場合を除き、原則として用地調査等業務における照査技術者を定め、契約締結後14日（休日等を含む。）以内に発注者に通知しなければならない。

2 受注者は、照査技術者を定めた場合においては、前条第4項に規定する点検及び修正が完了した後に、照査技術者による照査を実施しなければならない。

（身分証明書の携帯）

第20条 受注者は、用地調査等業務の着手に当たり、あらかじめ管理技術者ほか用地調査等業務に従事する者（以下「管理技術者等」という。）の身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受けるものとし、用地調査等業務の実施に当たっては、これを常に携帯させなければならない。

- 2 管理技術者等は、権利者等から請求があったときは、前項により交付を受けた身分証明書を提示しなければならない。
- 3 受注者は、用地調査等業務が完了したときは、速やかに、身分証明書を発注者に返納しなければならない。

（算定資料）

第21条 受注者は、建物移転料及びその他通常生ずる損失に関する補償額等の算定又は直轄事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により損害等が生じた建物その他の工作物の費用負担額等の算定に当たっては、発注者が定める損失補償単価に関する基準資料等に基づき行うものとする。ただし、当該基準資料等に掲載のない損失補償単価等については、調査職員と協議のうえ市場調査により求めるものとする。

（調査職員への進捗状況の報告）

第22条 受注者は、契約書第14条の規程に基づき、履行状況報告を作成し、調査職員に提出しなければならない。

- 2 受注者は、調査職員から用地調査等業務の進捗状況について調査又は報告を求められたときは、これに応じなければならない。
- 3 受注者は、前項の進捗状況の報告に管理技術者を立ち合わせるものとする。

（成果物の一部提出等）

第23条 受注者は、用地調査等業務の実施期間中であっても、調査職員が成果物の一部の提出を求めたときは、これに応ずるものとする。

- 2 調査職員は、前項で提出した成果物の一部について、その報告を求めることができる。受注者は、当該報告に管理技術者及び調査職員の求めに応じて照査技術者を立ち合わせるものとする。
- 3 受注者は、用地調査等業務のうち成果物の点検・調整確認を実施するものとされたものについては、調査職員の指示により第24条に定める成果物の提出に先立って仮提出をしなければならない。

（成果物）

第24条 受注者は、次の各号により成果物を作成するものとする。

- 一 用地調査等業務の区分及び内容ごとに整理し、編集する。
- 二 表紙には、契約件名、年度（又は履行期限の年月）、発注者及び受注者の名称を記載する。
- 三 目次及びページを付す。

（身分証明書の携帯）

第20条 受注者は、用地調査等業務の着手に当たり、あらかじめ管理技術者ほか用地調査等業務に従事する者（以下「管理技術者等」という。）の身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受けるものとし、用地調査等業務の実施に当たっては、これを常に携帯させなければならない。

- 2 管理技術者等は、権利者等から請求があったときは、前項により交付を受けた身分証明書を提示しなければならない。
- 3 受注者は、用地調査等業務が完了したときは、速やかに、身分証明書を発注者に返納しなければならない。

（算定資料）

第21条 受注者は、建物移転料及びその他通常生ずる損失に関する補償額等の算定又は直轄事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により損害等が生じた建物その他の工作物の費用負担額等の算定に当たっては、発注者が定める損失補償単価に関する基準資料等に基づき行うものとする。ただし、当該基準資料等に掲載のない損失補償単価等については、調査職員と協議のうえ市場調査により求めるものとする。

（調査職員への進捗状況の報告）

第22条 受注者は、契約書第14条の規程に基づき、履行状況報告を作成し、調査職員に提出しなければならない。

- 2 受注者は、調査職員から用地調査等業務の進捗状況について調査又は報告を求められたときは、これに応じなければならない。
- 3 受注者は、前項の進捗状況の報告に管理技術者を立ち合わせるものとする。

（成果物の一部提出等）

第23条 受注者は、用地調査等業務の実施期間中であっても、調査職員が成果物の一部の提出を求めたときは、これに応ずるものとする。

- 2 調査職員は、前項で提出した成果物の一部について、その報告を求めることができる。受注者は、当該報告に管理技術者及び調査職員の求めに応じて照査技術者を立ち合わせるものとする。
- 3 受注者は、用地調査等業務のうち成果物の点検・調整確認を実施するものとされたものについては、調査職員の指示により第24条に定める成果物の提出に先立って仮提出をしなければならない。

（成果物）

第24条 受注者は、次の各号により成果物を作成するものとする。

- 一 用地調査等業務の区分及び内容ごとに整理し、編集する。
- 二 表紙には、契約件名、年度（又は履行期限の年月）、発注者及び受注者の名称を記載する。
- 三 目次及びページを付す。

- 2 本仕様書に様式の定めがないものは、調査職員の指示による。
- 3 成果物の提出部数は、正副各1部とする。
- 4 受注者は、成果物の作成に当たり使用した調査表等の原簿を契約書第52条に定める契約不適合責任期間保管し、調査職員が提出を求めたときは、これらを提出するものとする。

(検査)

- 第25条 受注者は、検査職員が用地調査等業務の完了検査を行うときは、管理技術者及び調査職員の求めに応じて照査技術者を立ち合わせるものとする。
- 2 受注者は、検査のために必要な資料の提出その他の処置について、検査職員の指示に速やかに従うものとする。

(修補)

- 第26条 受注者は、第1編共通第1120条の規定により、提出した成果物に修補の必要があると認められた場合は、速やかに修補を行わなければならない。

(条件変更等)

- 第27条 調査職員が、受注者に対して、第1編共通第1121条の規定に基づき設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は、指示書によるものとする。

(成果物の点検・調整確認対象業務の対応)

- 第28条 受注者は、第23条第3項で仮提出した成果物の内容等について、調査職員から質問又は問い合わせ等があったときは、必要な資料等を示し、これに答えるものとする。
- 2 受注者は、仮提出した成果物の内容等について、調査職員から再検討又は修補の指示があったときは、速やかに、これに応ずるものとする。
 - 3 受注者は、前項の修補の指示項目以外の項目についても、これに類する項目があると認めるときは、これを修補するものとする。

(守秘義務)

- 第29条 受注者は、第1編共通第1130条の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の取扱い)

- 第30条 受注者は、第1編共通第1131条の規定により、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(安全等の確保)

- 第31条 受注者は、第1編共通第1132条の規定により、屋外で行う用地調査等業務の実施に際しては、用地調査等業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等

- 2 本仕様書に様式の定めがないものは、調査職員の指示による。
- 3 成果物の提出部数は、正副各1部とする。
- 4 受注者は、成果物の作成に当たり使用した調査表等の原簿を契約書第40条に定める契約不適合責任期間保管し、調査職員が提出を求めたときは、これらを提出するものとする。

(検査)

- 第25条 受注者は、検査職員が用地調査等業務の完了検査を行うときは、管理技術者及び調査職員の求めに応じて照査技術者を立ち合わせるものとする。
- 2 受注者は、検査のために必要な資料の提出その他の処置について、検査職員の指示に速やかに従うものとする。

(修補)

- 第26条 受注者は、第1編共通第1120条の規定により、提出した成果物に修補の必要があると認められた場合は、速やかに修補を行わなければならない。

(条件変更等)

- 第27条 調査職員が、受注者に対して、第1編共通第1121条の規定に基づき設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は、指示書によるものとする。

(成果物の点検・調整確認対象業務の対応)

- 第28条 受注者は、第23条第3項で仮提出した成果物の内容等について、調査職員から質問又は問い合わせ等があったときは、必要な資料等を示し、これに答えるものとする。
- 2 受注者は、仮提出した成果物の内容等について、調査職員から再検討又は修補の指示があったときは、速やかに、これに応ずるものとする。
 - 3 受注者は、前項の修補の指示項目以外の項目についても、これに類する項目があると認めるときは、これを修補するものとする。

(守秘義務)

- 第29条 受注者は、第1編共通第1130条の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の取扱い)

- 第30条 受注者は、第1編共通第1131条の規定により、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(安全等の確保)

- 第31条 受注者は、第1編共通第1132条の規定により、屋外で行う用地調査等業務の実施に際しては、用地調査等業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等

- 五 消費税簡易課税制度選択不適用届出書
- 六 消費税課税事業者選択届出書
- 七 消費税課税事業者選択不適用届出書
- 八 消費税課税事業者届出書
- 九 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書
- 十 法人設立届出書
- 十一 個人事業の開廃業等届出書
- 十二 消費税の新設法人に該当する旨の届出書
- 十三 消費税課税事業者届出書（特定期間用）
- 十四 特定期間の給与等支払額に係る書類（支払明細書（控）、源泉徴収簿等）
- 十五 特定新規設立法人に該当する旨の届出書
- 十六 高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書
- 十七 適格請求書発行事業者登録に係る通知書
- 十八 適格請求書発行事業者登録に係る取消届出書
- 十九 その他の資料

2 受注者は、前項に掲げる資料が存しない等の理由により必要な資料の調査ができないときは、速やかに、調査職員に報告し、指示を受けるものとする。

（補償の要否の判定等）

第97条 消費税等に関する調査書は、第96条の調査結果を基に作成するものとする。

2 調査書は、消費税等相当額補償の要否判定フロー（「国土交通省の直轄の公共用地の取得等に伴う損失の補償等に関する消費税及び地方消費税の取扱いについて」（令和元年9月25日付け国土用第29号土地・建設産業局総務課長通知。別添－5参考）により、補償の要否を判定（課税売上割合の算定を含む。）するものとし、消費税等調査表（様式第12号）を用いて、作成するものとする。この場合において、消費税等調査表によることが不適當又は困難と認めたときは、当該調査表に代えて判定理由等を記載した調査表を作成するものとする。

第8章 予備調査

第1節 調査

（予備調査）

第98条 予備調査とは、大規模工場等の敷地の取得等に伴い、従前の機能を残地において回復させることの検討が必要であると認められる場合において、必要に応じて、第5章建物等の調査に先立ち企業の内容等及び敷地の使用実態の調査、想定される移転計画案の作成並びに移転が想定される建物等の概算補償額を算定し、建物等の影響の範囲又は国交省基準第30条及び土地改良要綱第26条に規定する通常妥当な移転先及び移転方法に認定に必要な予備的な調査を行うことをいう。

- 五 消費税簡易課税制度選択不適用届出書
- 六 消費税課税事業者選択届出書
- 七 消費税課税事業者選択不適用届出書
- 八 消費税課税事業者届出書
- 九 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書
- 十 法人設立届出書
- 十一 個人事業の開廃業等届出書
- 十二 消費税の新設法人に該当する旨の届出書
- 十三 消費税課税事業者届出書（特定期間用）
- 十四 特定期間の給与等支払額に係る書類（支払明細書（控）、源泉徴収簿等）
- 十五 特定新規設立法人に該当する旨の届出書
- 十六 高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書
- 十七 適格請求書発行事業者登録に係る通知書
- 十八 適格請求書発行事業者登録に係る取消届出書
- 十九 その他の資料

2 受注者は、前項に掲げる資料が存しない等の理由により必要な資料の調査ができないときは、速やかに、調査職員に報告し、指示を受けるものとする。

（補償の要否の判定等）

第97条 消費税等に関する調査書は、第96条の調査結果を基に作成するものとする。

2 調査書は、消費税等相当額補償の要否判定フロー（「国土交通省の直轄の公共用地の取得等に伴う損失の補償等に関する消費税及び地方消費税の取扱いについて」（令和元年9月25日付け国土用第29号土地・建設産業局総務課長通知。別添－5参考）により、補償の要否を判定（課税売上割合の算定を含む。）するものとし、消費税等調査表（様式第12号）を用いて、作成するものとする。この場合において、消費税等調査表によることが不適當又は困難と認めたときは、当該調査表に代えて判定理由等を記載した調査表を作成するものとする。

第8章 予備調査

第1節 調査

（予備調査）

第98条 予備調査とは、大規模工場等の敷地の取得等に伴い、従前の機能を残地において回復させることの検討が必要であると認められる場合において、必要に応じて、第6章建物等の調査に先立ち企業の内容等及び敷地の使用実態の調査、想定される移転計画案の作成並びに移転が想定される建物等の概算補償額を算定し、建物等の影響の範囲又は国交省基準第30条及び土地改良要綱第26条に規定する通常妥当な移転先及び移転方法に認定に必要な予備的な調査を行うことをいう。

調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として国交省基準の運用方針第16第1項(4)第1号から第3号まで又は土地改良要綱の運用方針第15第1項(4)アからウまでの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

- 一 製品等の製造(加工)工程又は商品等の流れ(図式化したもの)の変更計画
- 二 建物(残地内での関連移転又は残地外の土地への移転を必要とするものを含む。)、機械設備等の移転計画
- 三 照応建物に係る建物の構造、規模、階数等の概要
- 四 建物、機械設備等の移転工程表
- 五 移転計画図(縮尺500分の1又は1,000分の1)
- 六 移転工法(計画)案検討概要書(様式第13号の2)
- 七 移転工法(計画)各案の比較表(様式第13号の3)

2 前項の検討に当たり、照応建物の推定建築費は概算額によるものとし、次の各号に掲げるもののほか、概算額の積算に必要な平面図及び立面図を必要最小限度作成するものとする。

- 一 照応建物についての計画概要表(様式第10号の1、第10号の2)
- 二 面積比較表(様式第10号の4)
- 三 平面(間取り)の各案についての計画概要比較表(様式第10号の3)

第3節 算定

(補償概算額の算定)

第107条 前条で作成する移転計画案(2又は3案)の補償概算額の算定は、第103条から前条までで作成した調査書及び図面を基に行うものとする。

第9章 移転工法案の検討

第1節 調査

(移転工法案の検討)

第108条 移転工法案の検討とは、大規模工場等の敷地の取得等に伴い、従前の機能を残地において回復させることの検討が必要であると認められる場合において、必要に応じて、第5章建物等の調査及び第6章営業その他の調査と併せて企業の内容等及び敷地の使用実態の調査、想定される移転工法案を作成し、国交省基準第30条及び土地改良要綱第26条に規定する通常妥当な移転先及び移転方法を検討することをいう。

(企業内容等の調査)

調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として国交省基準の運用方針第16第1項(4)第1号から第3号まで又は土地改良要綱の運用方針第15第1項(4)アからウまでの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

- 一 製品等の製造(加工)工程又は商品等の流れ(図式化したもの)の変更計画
- 二 建物(残地内での関連移転又は残地外の土地への移転を必要とするものを含む。)、機械設備等の移転計画
- 三 照応建物に係る建物の構造、規模、階数等の概要
- 四 建物、機械設備等の移転工程表
- 五 移転計画図(縮尺500分の1又は1,000分の1)
- 六 移転工法(計画)案検討概要書(様式第13号の2)
- 七 移転工法(計画)各案の比較表(様式第13号の3)

2 前項の検討に当たり、照応建物の推定建築費は概算額によるものとし、次の各号に掲げるもののほか、概算額の積算に必要な平面図及び立面図を必要最小限度作成するものとする。

- 一 照応建物についての計画概要表(様式第10号の1、第10号の2)
- 二 面積比較表(様式第10号の4)
- 三 平面(間取り)の各案についての計画概要比較表(様式第10号の3)

第3節 算定

(補償概算額の算定)

第107条 前条で作成する移転計画案(2又は3案)の補償概算額の算定は、第103条から前条までで作成した調査書及び図面を基に行うものとする。

第9章 移転工法案の検討

第1節 調査

(移転工法案の検討)

第108条 移転工法案の検討とは、大規模工場等の敷地の取得等に伴い、従前の機能を残地において回復させることの検討が必要であると認められる場合において、必要に応じて、第6章建物等の調査及び第7章営業その他の調査と併せて企業の内容等及び敷地の使用実態の調査、想定される移転工法案を作成し、国交省基準第30条及び土地改良要綱第26条に規定する通常妥当な移転先及び移転方法を検討することをいう。

(企業内容等の調査)

用地調査等共通仕様書様式等

用地調査等共通仕様書様式等

居住者調査表

(自家・家主)		調査者	調査年月日	整理番号			
建物所在地	都府県	郡市	区	町大字村	字番地		
建物所有者住所	都府県	郡市	区	町大字村	字番地		
建物所有者氏名又は名称	法人を代表する者の氏名及び住所		電話番号	局番(呼)			
土地の所有者住所・氏名							
建物取得年月日 不明の時は推定	年 月 日	建物の取得方法		居住年月日 不明の時は推定	年 月 日		
建物の居住者							
続柄	氏名	生年月日	所在地	職業			
世帯主		年 月 日					
		年 月 日					
		年 月 日					
建物の借家・借間人が居住している場合							
貸家の別 貸間	貸主	借家人氏名 借間	家賃	貸家面積 貸間	権利金 敷金	契約 年月日	契約書の有無
			円	m ²	円		有・無
戸籍簿等の調査							
使用状況				住居面積			
摘要							
配偶者居住権に関する調査結果							
配偶者居住権の有無	有・無	存続期間	終身・年	権利の始期			
上記認定理由							
配偶者居住権者の氏名				配偶者居住権者の住所			

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

注2 調査を行った項目についてのみ記載する。ただし、「配偶者居住権の有無」「上記認定理由」は、必ず調査結果を記載する。

居住者調査表

(自家・家主)		調査者	調査年月日	整理番号			
建物所在地	都府県	郡市	区	町大字村	字番地		
建物所有者住所	都府県	郡市	区	町大字村	字番地		
建物所有者氏名又は名称	法人を代表する者の氏名及び住所		電話番号	局番(呼)			
土地の所有者住所・氏名							
建物取得年月日 不明の時は推定	年 月 日	建物の取得方法		居住年月日 不明の時は推定	年 月 日		
建物の居住者							
続柄	氏名	生年月日	所在地	職業			
世帯主		年 月 日					
		年 月 日					
		年 月 日					
建物の借家・借間人が居住している場合							
貸家の別 貸間	貸主	借家人氏名 借間	家賃	貸家面積 貸間	権利金 敷金	契約 年月日	契約書の有無
			円	m ²	円		有・無
戸籍簿等の調査							
使用状況				住居面積			
摘要							
配偶者居住権に関する調査結果							
配偶者居住権の有無	有・無	存続期間	終身・年	権利の始期			
上記認定理由							
配偶者居住権者の氏名				配偶者居住権者の住所			

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

注2 調査を行った項目についてのみ記載する。ただし、「配偶者居住権の有無」「上記認定理由」は、必ず調査結果を記載する。

様式第11号の2

居住者調査表

(借家・借間)					調査者	調査年月日	整理番号
住所	都府県	郡市	区	町大字字番地			
氏名又は名称					電話番号	局番(呼)	
続柄	氏名	生年月日	職業	勤務先所在地			
世帯主又は法人を代表する者		年 月 日					
		年 月 日					
		年 月 日					
		年 月 日					
		年 月 日					
		年 月 日					
		年 月 日					
		年 月 日					
家主氏名		家賃	月 円	権利金敷金	円		
借家面積		借間面積	m ²	住居面積	m ²		
借家・借間契約年月日	年 月 日	契約期間	年	貸借借契約書、住民票等の有無	年		
使用状況	入居日	年 月 日	入居期間	年			
備考	家賃差について、特記すべき事情がある場合は、当該欄に記載する。						

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

居住者調査表

(借家・借間)					調査者	調査年月日	整理番号
住所	都府県	郡市	区	町大字字番地			
氏名又は名称					電話番号	局番(呼)	
続柄	氏名	生年月日	職業	勤務先所在地			
世帯主又は法人を代表する者		年 月 日					
		年 月 日					
		年 月 日					
		年 月 日					
		年 月 日					
		年 月 日					
		年 月 日					
		年 月 日					
家主氏名		家賃	月 円	権利金敷金	円		
借家面積		借間面積	m ²	住居面積	m ²		
借家・借間契約年月日	年 月 日	契約期間	年	貸借借契約書、住民票等の有無	年		
使用状況	入居日	年 月 日	入居期間	年			
備考	家賃差について、特記すべき事情がある場合は、当該欄に記載する。						

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

移転工法(計画)案検討概要書

項目	A 案	B 案	C 案
移転計画の概要 (建物、機械設備等の移転方法及び移転期間)			
移転計画の特長 (メリット)			
移転計画の問題点 (デメリット)			
移転費用概算額			
総合判断			

(注)1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判横とする。

2 項目については、調査した内容に応じて、適宜、追加削除すること。

移転工法(計画)案検討概要書

項目	A 案	B 案	C 案
移転計画の概要 (建物、機械設備等の移転方法及び移転期間)			
移転計画の特長 (メリット)			
移転計画の問題点 (デメリット)			
移転費用概算額			
総合判断			

(注)1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

2 項目については、調査した内容に応じて、適宜、追加削除すること。

移転工法(計画)各案の比較表

項目	A 案	B 案	C 案
移転対象建物の範囲及び移転の方法 (補償建物の棟数、面積、概算額、その他)			
主たる工作物(機械設備等)の移転範囲及び方法(機種名、概算額、その他)			
敷地内の動線(駐車場、緑地、原料、製品等の置場面積)の確保状況			
営業補償等に係るもの(休業する部門補償概算額、その他)			

(注)1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

2 項目については、調査した内容に応じて、適宜、追加削除すること。

移転工法(計画)各案の比較表

項目	A 案	B 案	C 案
移転対象建物の範囲及び移転の方法 (補償建物の棟数、面積、概算額、その他)			
主たる工作物(機械設備等)の移転範囲及び方法 (機種名、概算額、その他)			
敷地内の動線(駐車場、緑地、原料、製品等の置場面積)の確保状況			
営業補償等に係るもの (休業する部門補償概算額、その他)			

(注)1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

2 項目については、調査した内容に応じて、適宜、追加削除すること。

北海道開発局 設計業務等共通仕様書 電気通信編 新旧対比表

旧(令和7年5月版)	新(令和8年5月版)	備考
<p>[北海道開発局 設計業務共通仕様書 第1編 共通 補足条項]</p> <p>北海道開発局設計業務共通仕様書「第1編 共通」に第1214条を追加し、第1117条、第1119条、第1209条及び第1211条の記載に以下を補足条項として加える。</p> <p>第1117条 (補足) 「成果物の提出」 ——電子納品に対応するための措置については、第1117条第4項に記載の手引き及び「電子納品運用ガイドライン 電気通信設備業務編（国土交通省・令和5年3月）」に基づくものとする。</p>	<p>[北海道開発局 設計業務等共通仕様書 第1編 共通 補足条項]</p> <p>北海道開発局設計業務等共通仕様書「第1編 共通」の一部を次のとおり読み替えるものとし、第1214条を追加する。</p> <p>第1117条 成果物の提出</p> <p>4. 受注者は、「土木設計業務等の電子納品要領 電気通信設備編（国土交通省）（以下「要領」という。）」に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。 「要領」で特に記載が無い項目については、調査職員と協議のうえ決定するものとする。 なお、電子納品に対応するための措置については「電子納品運用ガイドライン【電気通信設備業務編】（国土交通省）」に基づくものとする。</p>	<p>誤植の修正</p> <p>表現の修正</p> <p>電気通信施設設計業務共通仕様書（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）の表記に合わせ修正</p>

北海道開発局 設計業務等共通仕様書 電気通信編 新旧対比表

旧(令和7年5月版)	新(令和8年5月版)	備考
<p>第1211条 (補足) 「設計業務の成果」 (3) 設計図面の末尾に「なお、配線図記号はJIS C 0617「電気用図記号」によるものとする。」を加える。 (4) 数量計算書のただし書きの前に「数量計算書は、別添の成果品作成要領又は電気通信設備工事費積算のための工事数量とりまとめ要領により、工種別、区間別に取りまとめるものとする。」を加える。</p>	<p>第1211条 設計業務の成果 (3) 設計図面 設計図面は、特記仕様書に示す方法により作成するものとする。 なお、配線図記号はJIS C 0617「電気用図記号」によるものとする。 (4) 数量計算書 数量計算書は、「電気通信設備工事費積算のための工事数量とりまとめ要領」により、工種別、区間別に取りまとめるものとする。 ただし、概略設計及び予備設計については、特記仕様書に定めのある場合を除き、一般図等に基づいて概略数量を算出するものとする。</p>	<p>上記と同一</p>
<p>第1214条 (追加) 「自然災害」 —設計業務の実施にあたっては、設計条件に基づき、地震、津波及び風水害等を考慮するものとする。その際、近隣河川の計画高水位、津波被害の実績及び想定高さ、ハザードマップ等を活用して設計するものとする。</p>	<p>第1214条 (追加) 自然災害 1. 設計業務の実施にあたっては、設計条件に基づき、地震、津波及び風水害等を考慮するものとする。その際、近隣河川の計画高水位、津波被害の実績及び想定高さ、ハザードマップ等を活用して設計するものとする。</p>	<p>上記と同一</p>